

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
889	令和3年7月20日	令和3年11月4日	福祉の一元化	現状、福祉は介護福祉と障害者福祉に分かれているが、この二つの縦割りの行政を一つに欲しいです。障害者と高齢者がいる家庭もいます。一家丸ごとの福祉の提案です。	提案理由として (1)福祉家庭がすぐにわかること。 (2)グループホームの共生化一障害者と高齢者のグループホームは、何件か設置してある県はあるが、あくまで特区としてしか扱われていない。移動手段を持たない高齢者、障害者などを施設内で管理できる。 (3)建物一つにまとめることにより、民間の建築費用の削減、雇用人員の確保、スキル向上などが挙げられる。 (4)多様なスキルの持ち合わせにより、新しいサービスが生まれる。(独居老人の見回りの頻度があるが、高齢者の認知症の発見など) (5)精神障害者雇用 軽度の作業、農作物の時給自足、動物の殺処分を減少するため、何頭かの犬猫を飼育しそのお世話(動物セラピーにもあたる) 1)障害者もいずれば歳をとる。世話する親、兄弟は残された障害者をどう面倒みてもらえるか気がでないはず。一概に障害者とひとくくりにするのではなく、たくさんの障害者に関わることで、沢山のわかることがわかって、今後の接し方などに生きてくると思います。 2)高齢者は独居老人も多く、一人で住みたいと思う人も多く、周りに親族がいても、認知症に気付かないことが多いので、かなり進行した状態で保護されることが多い。 民生委だけでなく、高齢者の見回りは足りない状態。 認知症になれば即入所ということも多く、いかに早期に認知症を発見することも重要だと思われます。 以上を踏まえて、介護、障害者の福祉を一元化することを提案します。	個人	厚生労働省	地域共生社会の実現に向けて、 ・専門性に即って高齢者介護、障害者福祉の支援を行うとともに、 ・複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進しています。 複数分野の支援の総合的な提供について、介護と障害に関しては、共生型サービスの制度が活用可能であるほか、各福祉制度の人員配置基準、設備基準等について、運用上対応可能な事項を整理しガイドラインにおいてお示ししています。	介護保険法第72条の2、第78条の2の2 等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2 等 児童福祉法第21条の5の17 等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
890	令和3年7月20日	令和3年9月10日	育児給付金の振り込み先の口座について	育児給付金の振り込み先の口座に、住信SBIネット銀行などのネット銀行を指定できないため不便です。	ネット銀行も対応していただけると助かります。	個人	厚生労働省	育児休業給付金は、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の口座への振込みにより支給されます。ネット銀行も一部対応店舗はございます。	雇用保険法施行規則第44条第1項、第102条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。		
892	令和3年7月20日	令和3年11月4日	道路台帳を一元管理し、ネットに情報を集約してほしい	各管轄で管理している道路台帳を一元化し、情報を簡単に入手できるようにする。道路には公道と私道にわかれていて、公道には国道、都道(県道)、区道などが分かれていて一元化されていないため要領を得ないことが多々ある。縦割りの弊害。また、民間の施設(JRなど)や河川、公園などの情報もできる限りデジタル化してほしい。	建築確認申請を行う、ずっと前から建物のポテンシャルを把握するために道路の情報を調べようと思うと、管理している管轄の事務所(辺りな所が多い)に向き道路台帳の複製を一部20円程度支払い受け取ることになる。敷地が複数の県や行政区に接する場合にはそれぞれの管轄に向き、調べることになるが、道路の幅員を調べるだけで一日がかりのこともよく起こる。また計画道路の情報も向問かなければならないことが多い。建築設計を行う場合にもとても効率が悪い。 また、真正大震災のような災害時には紙の情報はすべて消失したのではなからうか?都道府県がしっかりとまとめて管理し、国道などの連携を図り、住みやすい社会基盤を整備することにもつながると思う。都内はwebで確認できることが多いし、公共交通機関で簡単に回ることができるが、それ以外のところはほんとうに酷かった。しかもたらい回しにされることがあり、時間の無駄。	個人	国土交通省	道路台帳に関しては、国道・都道府県道・市町村道の各道路管理者がその管理する道路の台帳を調製し、保管することになっており、情報のデジタル化・オープン化についても各道路管理者において必要に応じて進めているところです。	道路法第28条	検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)などにおいて、行政保有データのオープン化等を段階的に進めることとしており、道路台帳のオープン化についてもその中で必要な対応を行っていくものと考えております。その他の施設に関する情報についても必要に応じてできる限りデジタル化に努めてまいります。		
893	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者の障害者手帳の申請、障害者の様々な諸手続きの簡素化	障害者申請の手続き、及び障害者手帳が交付されたからの諸手続きにも無駄な手順が多い。障害者手帳が交付されたら減免などの手続きや障害年金まで全ての手続きが出来るようにならないだろうか。	障害者手帳を得るために症状が固定してから病院にて診断書を作成してもらってそれから交付される。しかし障害年金を得るためにはまた病院に行って改めて診断書を作ってそれからまた判定、初めの障害者手帳を作るときから年金が入るまで一年程度時間がかかっている。これは縦割り行政の弊害である(障害者手帳と障害年金の担当官庁が違うため) また他の障害者の諸手続きも書類が非常に多く、障害者手帳の申請が様々な社会サービスを受けるまでは4~5か月かかる。今障害者は様々なサービス、年金を得るためには非常に長い時間を必要とし、その間の負担は本人と家族にとっても大きい。	個人	厚生労働省	規制改革の番号1258の回答を参照してください。					
894	令和3年7月20日	令和3年8月18日	行政の支払いについて	地方自治体などの官公庁の支払いに関して、請求書からの振り込み以外で、電子マネーやクレジットカード支払いなど、他の選択肢で支払えるようにする。	地方自治体などの官公庁の支払いに関して、請求書を買い振り込んで支払っている現状です。 今後、デジタル庁などのハード面での整備が進む中、電子マネーやクレジットカードなどの支払いができない場合、LINEworksなどのアプリを防災などで使用することを検討しても、支払いの問題で利用を断念することも想定されます。 現状の制度での支払いを考えた場合、書類が増えたり、中間業者が増えたりと手間がかかります。 幅広く、国民目線に立つためには、支払いに関して改革が必要と考えます。	個人	総務省	平成18年の地方自治法改正により、クレジットカードによる地方公共団体の公金の収納を可能とする指定代理納付者制度が創設されたところです。 平成30年度には、指定代理納付者制度を活用した公金の電子マネー納付が可能である旨を通知する「電子マネーを利用した公金の収納について」(平成31年3月29日付け総行第102号)を発出しました。	地方自治法第231条の2第5項及び第6項	現行制度下で対応可能	御提案いただいた地方公共団体への支払について、電子マネー又はクレジットカードによることができるようにすることについては、現行法令において可能とされていることから、各地方公共団体において、その導入の是非も含めて適切に運用されるべきものと考えます。		
895	令和3年7月20日	令和3年9月10日	未就学児の省庁一本化	今、幼稚園児が1号認定で文部科学省、保育園児が2号・3号認定で厚生労働省、認定こども園が総務省です。一本化して厚生労働省で一括管理で良いのかなと思っています。	今年から最寄りの町立幼稚園と民間保育園が一本化して認定こども園になりました。 娘は2号認定を受けているのですが、1号認定の子供たちは基本午後2時には基本帰宅しますし夏休みや冬休みといった長期休業もあるみたいなんです。 親の働き方だけで区別するのは今の時代に合っていないと感じています。町の教育関係者と話しても、幼稚園は教育で保育園はあくまで保育だと言って言われます。同じ未就学児なのに小学生になるまでの5年間、違う道を歩むのに凄く違和感を感じます。	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省	番号259の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
896	令和3年7月20日	令和3年8月18日	雇用保険の加入処理に関する件	雇用保険の加入処理の担当者が退職の事実確認をして問題ない場合は加入処理を進める権限を付与しては如何でしょうか。 若しくはシステムを改修し、加入申請が提出された段階で前職を被喪失の状態にしては如何でしょうか。	今回雇用保険の加入申請した際に、前職の会社で雇用保険の喪失届が出ていないため処理が進まず1か月ほど滞留しております。 東京労働局雇用保険電子申請センターに確認したところ、システムで喪失届の処理が行われた後に取得届の処理を行っていることでした。システムの問題もありますが、喪失届が提出されるまで加入の処理進められないのは問題と思い提案しました。	民間企業	厚生労働省	事業主は、被保険者となる労働者を新たに雇用した場合は翌月10日までに取得届を、離職等により被保険者でなくなった場合は当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に喪失届を提出していただくようお願いしていますが、取得届が申請された際に、前職の喪失届が処理されていない場合は、取得届を預かって処理を保留し、喪失届の処理が行われた後に取得届の処理を行います。 なお、現状でも前職の喪失届が提出されない場合は、当該事業主に届出を勧奨するとともに、事業主がこれに応じない場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長が職権により確認を行い、処理を進める場合もあります。	雇用保険法第9条 雇用保険法施行規則第9条、第10条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、取得届を提出する事業主に不便が生じないように対応しています。なお、御提案の仮喪失により取得届の処理を進めることを可能とした場合、前職と現職の雇用期間が重複しているケースや前職の解雇の効力に争いが生じているケースでは、正確な取得日が確定せず、かえって事後的に取得日の変更等が必要となるため、合理的ではないと考えております。	
897	令和3年7月20日	令和3年8月18日	改姓に伴うパスポート記載事項変更費用について	改姓に伴うパスポート記載事項変更の費用は原則として無料とする。	国が夫婦別姓の選択肢を与えていないのに、パスポートの記載事項変更費用に6,000円もの申請料がかかるのは、おかしいと思います。夫婦別姓制度を認めないのであれば、無料できるようにするのが筋ではないでしょうか。 銀行口座、免許証、パスポート、女性ばかり手間と時間とお金がかかる銀の中は、それこそ時代遅れだと思います。	個人	外務省 法務省 金融庁 警察庁	旅券に記載する氏名は、戸籍に記載されている氏名と規定されています(旅券法第6条第1項第2号及び旅券法施行規則第5条第2項)。また、旅券の記載事項(氏名、本籍等)に変更が生じた場合には、遅滞なく、新たに発給を申請することと規定されており(旅券法第10条第1項)。 したがって、旅券の記載事項に変更が生じた場合には、新たに旅券の発給を申請していただくことが必要であり、その発給手数料(旅券法第20条第1項第3号及び第2項並びに旅券法施行令第2条第1号)については国及び都道府県に納付しなければならないと規定されており(旅券法第20条)。 旅券の記載事項を含む仕様については国際標準が定められており、一度発行した旅券の記載事項を変更することは認められておりません。このことも考慮し、このような場合において新たに旅券の発給を申請した際の発給手数料については、有効な旅券を所持していない申請者が新たに旅券の発給を申請する場合とは異なるものとしています。	旅券法、旅券法施行令及び旅券法施行規則	対応不可	旅券の記載事項を訂正することはできず、氏名、本籍等に変更が生じた場合には、新たな旅券を発給申請し、そのような場合を想定して定められた旅券の発給手数料を国及び都道府県に納付していただくこととなります。	
898	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者総合支援法のパンフレットに対象者の記載を	地域の役所に置かれている障害者総合支援法のパンフレットの表紙やパンフレットの置き場に「対象者」も記載してください。	障害者総合支援法という制度の名前が原因で「自分には利用できない」と誤解している難病者が複数いるため。 わかりやすくパンフレットの表紙に「指定難病者も利用可」のような対象者がわかるような文言を加えてほしい。 また障害者総合支援法のように、法律名で利用者が誤解するようなものがあれば、同様に対象者をわかりやすく示してほしい。	個人	厚生労働省	障害者総合支援法の対象となる疾病の追加の際には、追加された旨を自治体や医師会へ周知しております。	なし	対応不可	「障害者総合支援法」のパンフレットは、厚生労働省では作成しておりません。また、パンフレットの置き場に「対象者」も記載」のご意見についても、各自自治体にて判断頂いているものと存じます。	
899	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大学教員公募における応募書類のフォーマットの統一化および電子応募の義務化	大学教員(教授など)の公募に応募するためには履歴書や研究業績リストなどの書類を提出する必要があるが、その方法は未だに紙の書類を郵送することが一般的である。また、各大学ごとに異なるフォーマットの書類の提出が義務付けられている場合もあり、ただでさえ雑務に忙殺されている若手研究者の貴重な研究の時間を奪っている。その都度変更(読べる手間)がかかります。…しなげればならず困っております。科研費のように一課題ひとつにしてもらえないでしょうか。	欧米における大学教員ポジションへの応募方法は10年以上前からEメールやウェブサイトによる「電子応募」が普通であるが、日本では未だに紙に印刷した応募書類の郵便が一般的である。つまり事務手続きにおける押印と同様、「応募書類は郵送に限る」という昔ながらの不便かつ不可解なルールが令和の時代まで引き継がれている。郵送による公募は時間と紙資源の無駄だけでなく、海外からの応募者にとってはその費用も馬鹿にならない。就職難の影響で若手研究者達は毎年多くの公募に応募する必要があるが、海外留学生はそれらにわざわざ滞給を割り値段が高くなる国際郵便で応募書類を送らなければならないのである。 さらに応募書類の提出方法だけでなくその様式(フォーマット)も問題である。欧米では、提出する履歴書や研究業績などの書類の様式が厳格に指定されていることが少ないため、一旦書類を完成させればどの公募でも同じ書類をメールに添付して簡単に送ることができる。一方、日本は公募ごとに書類の字数制限が細かく決まっている場合が多いため、その都度応募書類を大幅に書き直す必要がある。さらに公募によっては応募書類の様式を大学指定のものに限っている場合もあり、その際にはその様式をいくつもダウンロードしそれらの各欄に学歴や研究業績等の細かい情報をいちいちコピー＆ペーストしなくてはならない。このような煩雑で無意味な作業は研究者の本業である研究の時間を大きく減らす一因となっているため、一日でも早く論文を出さないと次の職がないという厳しいプレッシャーの下で働いている若手研究者達に大きな精神的負担を与えている。	個人	文部科学省	番号766の回答を参照してください。	なし	対応不可	論文への記載に使用する番号(謝辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが令和3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと致しました。これにより複数年度の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無かつの番号でご利用いただけるよう変更しております。この内容については、HPへ掲載すると共に、現在改訂中の事務処理説明書にも反映します。	
900	令和3年7月20日	令和3年8月18日	AMEDの課題番号を毎年変わってしまふ。	研究費のAMEDの課題番号について同じ事業なのに毎年変わるの論文に記載する際、都度変更(読べる手間)がかかります。…しなげればならず困っております。科研費のように一課題ひとつにしてもらえないでしょうか。	課題番号を都度調べる時間の削減、勝手が分からない学生が提出するはふえるのではないのでしょうか。	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 総務省	今回いただいたご提案にある論文への記載に使用する番号(謝辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが令和3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと致しました。これにより複数年度の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無かつの番号でご利用いただけるよう変更しております。 https://www.amed.go.jp/news/other/20210701.html	なし	対応	論文への記載に使用する番号(謝辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが令和3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと致しました。これにより複数年度の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無かつの番号でご利用いただけるよう変更しております。この内容については、HPへ掲載すると共に、現在改訂中の事務処理説明書にも反映します。	
901	令和3年7月20日	令和3年8月18日	旅費の実費支給を奨励してください。	国公大学法人はその名残からか日当、宿泊費などが旅費規程で身分によって定額です。そのため食事の有無(夕食、朝食)などを細かく聞かれ弊害しております。日当は定額でも宿泊費は実費支給にして、領収書で対応すればよいと思うのです。なぜそこまで細かくしなければいけないのかと聞くと「税金なので」と欲切り型の返答。研究者はそのことはもちろん十分に承知しています。	国立大学法人も民間企業のように出張費の実費支給を当たり前にした方が旅費の支給が効率化できると考えます。旅行計画書、報告書の作成を研究者自ら行うと研究時間が削られてしまいます。大学の事務は内部監査などに指摘を受けると都度ルールを変更しさらに提出書類が増えってしまうという悪循環なのです。内部監査は指摘事項を知らずに仕事をしたことにならないということもかんがえられますので、このシステムも見直す必要を感じます。	個人	文部科学省	旅費の精算にかかる手続きについては、各大学法人が、自大学の実情を踏まえて定めた旅費規程等に基づいて運用されております。	なし	現行制度下で対応可能	国立大学の旅費の精算処理について、宿泊費等を定額支給としなければならない旨の定めは存在せず、実費支給において必要となる精算事務負担の軽減を図る趣旨で、各法人において定めているものと認識しております。 なお、宿泊費の精算にかかる手続きについては、定額支給における宿泊明細の提出を原則不要とする等の配慮を求めているところですが、各法人が研究費の管理、使用等に関して定める独自ルールについて、引き続き、配慮を求めるとともに、教職員の事務負担の軽減を促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
902	令和3年7月20日	令和3年8月18日	証明書発行の郵送請求に關する手数料の削減について	税に関する証明書は1月1日現在、住民票がある自治体から発行するようになっているため、届出している場合は郵送請求がやむを得ない。郵送請求の際は、証明書発行手数料を定額小為替で支払うが、定額小為替発行のための手数料が請求されている現状であるが、国内の人材が流動化していることに加え、国際化が進んでいる今、また、マイナンバー制度や5G、キャッシュレスという通信手段がある今、この手数料の二重負担の改善が必要であると強く感じる。例えば、ブロックチェーンを活用して、自治体同士で税に関する情報を開示し合ったりするだけで、問題は大きく改善する。	各種証明書の郵送請求において、手数料を定額小為替で支払うために、郵便局からは定額小為替発行のための手数料が請求されている現状に疑問を感じたため提案します。提案が実現すれば、無駄な手数料を搾取されず、また、煩雑な書類記入、郵送手配などの諸経費がなくなり、年末調整はしめ税手続きが便利になる。	個人	総務省	なし	なし	対応不可	所得証明書、課税証明書の発行主体は、課税庁である1月1日現在に住所を有する地方団体であることから、ご提案にあるような情報の開示が仮にあったとしても、課税を行っていない届出先の自治体が証明書を発行することはできず、対応は困難です。	
903	令和3年7月20日	令和3年8月18日	官僚ローテーション制	キャリア官僚について(場合によっては一般職も含む)、最初の2年間は研修医のように入省先を決めず、ローテーションしながら仕事をし、上司とも同僚に対しても人間関係を築いてから入省先を決める	私は医師として大学病院に勤めています。私が医者になった年は研修医必修化になった翌年でした。それまでは医局の異なる場合はかなり疎遠でそれぞれを縦割りでしたが、最近になり、当時の研修医だった自分たちが中核になることで、かなり医局間の風通しがよくなりました。キャリアも最初の数年間は研修医と同様、学びの期間と考えます。その間にできた人間関係は別の省にいても、顔見知りというだけで話が進む可能性があると思います。ローテーションしながら仕事をするのが縦割り打破につながるから入省先を決める	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、複雑・高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に実行される必要があることから、各府省等における様々な府省等の出身者の登用など政府全体での適材適所の人事を推進するとともに、府省間の連携と広い視野に立った人材の育成の観点から府省間人事交流を一層推進することとしています。	国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
904	令和3年7月20日	令和3年8月18日	人事院による国家公務員の一括採用・異動	各省庁での職員採用を辞め、人事院で一括して採用する。また、異動も常に省庁を跨ぐようにする。(総合職の事務官だけでも)	各省庁が未だに省益拡大を第一に働いているのは、職員が国家公務員である前に、各省庁の職員であるという認識が強いと思われる(各省庁の職員と話して、随所に感じられる)。そのため、人事院で一括で採用し、省庁間で人事異動を可能とすることで、省庁への所属意識を撤廃し、省益重視ではなく、国益重視の考えに改めさせる。提案が採用されれば、省益や天下り先選等の無駄な税金や労力が減り、また、必要な部署に必要な人材を適宜、流動的に配置でき、コロナ対応など突発的な事象に迅速に対応できる。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用すること、複雑・高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に実行される必要があることから、各府省等における様々な府省等の出身者の登用など政府全体での適材適所の人事を推進するとともに、府省間の連携と広い視野に立った人材の育成の観点から府省間人事交流を一層推進することとしています。	国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
905	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員倫理月間の広報ポスター配布の中止	各市町村に対して都道府県を通じて国家公務員倫理月間を所屬職員に告知する旨の連絡が来ました。11月上旬にポスターを都道府県を通じて、各市町村に配布することですが、所屬職員に告知する手段として、ポスターを貼ることが最も効果があるとは思っていません。各市町村において、ポスターを貼ることを中止すべきだと思います。	お金と時間が無駄	個人	人事院	国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理月間を周知するためにポスターを作成し、各地方公共団体にも配布して掲示をお願いしております。	なし	対応	令和3年度からは、紙媒体でのポスターの配布に替えて、電子媒体での配布を予定しております(配布は11月頃を予定)。	
906	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法務省 長期相続完了土地解消作業について	戸籍・住民票の両面コピーについて、可とすべきである。	当職は法務省(法務局)から受託し、表題作業に取り組む司法書士です。複数の調査対象について、共通の戸籍住民票がある場合、一方に原本、他方にそのコピーを添付することになっているところ、「両面コピーは不可」という。両面にコピーをしても判断に何ら問題はなく、法務局の公務員は自らの身の身銭を切った依頼を出している訳でもないにもかかわらず、自身らの存在に対し過大・誇大な敬意を払うように強要しているものと思えず、甚だ非効率であるから。	個人	法務省	長期相続登記完了土地解消作業において、複数の調査対象について重複する戸籍簿本等がある場合の当該戸籍簿本等のコピーの形式については特段の定めを設けておらず、仕様書に基づき発注者と受注者の協議によるものとされています。	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおり発注者と受注者との協議に基づき両面コピーとすることも可能です。	
907	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法務省 長期相続完了土地解消作業について	戸籍・住民票のコピーについて、不要とすべきである	当職は法務省(法務局)から受託し、表題の作業に取り組む司法書士です。複数の調査対象について、共通の戸籍住民票がある場合、一方に原本、他方にそのコピーを添付することになっているところ、コピーそのものが無用のものである。具体的には(1)という調査対象と(2)対象がある場合、(1)において必要な戸籍が10通、(2)において必要な戸籍が(1)と共通のもの10通+1通の合計11通である場合、(2)の資料として(1)と共通の10通+1通のコピーを付けると言う。調査対象毎に戸籍資料の束を分けずとも、一つの戸籍資料の束で「調査対象(1)なら(1)と(2)として分け管理すれば足りるものであり、これは純に無駄な作業を我々(1)ない、言いなりに動かすことで、担当公務員が自身の特権・権力意識を満足させるためのものではない、不毛なものである。よって極力無駄を省き(資源節減のためにも)可能な限りの効率化を図るべきである。	個人	法務省	長期相続登記等完了土地解消作業において収集した戸籍簿本等については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特別に関する省令(平成30年法務省令第28号)第5条第2項において、法定相続人情報つづり込み帳につづり込むこととされており、その際は作成した法定相続人情報の作成番号の順序に従ってつづり込むこととされており、	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特別に関する省令(平成30年法務省令第28号)	対応不可	法定相続人情報つづり込み帳につづり込まれた戸籍簿本等は、利害関係人からの閲覧請求があった場合に閲覧の対象となるものであり、閲覧請求に円滑に対応する観点から、御指摘のような戸籍簿本等の採用する取扱いにはしておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
908	令和3年7月20日	令和4年2月28日	警察署への道路使用申請	道路使用許可申請の許可基準(使用許可期間等)が各警察署の担当者レベルで異なる為毎回困ります。各都道府県警で基準が違うなら百歩譲って納得もしますが、同じ都道府県警でも各警察署のそれも窓口の担当者レベルで1ヶ月申請できることもあれば、1週間しか認めないところもあったり、その度に印紙代を徴収されます。	最低限各都道府県警単位での統一した基準を設けて対応してほしい。	個人	警察庁	道路使用許可の期間について、法令に規定はなく、各都道府県警察において、当該道路使用行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の美観等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間を設けることとしています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条及び同法第78条	対応	道路使用許可の申請ごとに、当該道路使用行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の美観等が異なることから、許可の期間に差異が生じることはありますが、同様の行為に対する許可の期間が大きく異なることのないよう、警察庁において、許可の期間の考え方を示し、都道府県警察に対して、適切に許可の期間の基準を設定するよう指導しているところです。	
909	令和3年7月20日	令和4年2月28日	警察官の事務手続きについて	日頃、激務お疲れ様です。さて、表題の件、即ち違反切符の発行の事でです。この時代、白バイ隊員が手書きで作成している場面を見る度不愉快でなりません。免許証をスマホから写し込んで速やかに処理できないものではないでしょうか？またや最後の本人確認は今時母印です。思いついた事ですが如何でしょうか。	日頃、捺印が多い社会の中、捺印廃止の動きに嬉しく思っている最中、市井の風景の中、時代遅れと思い、具申致しました。交通量の多い中、危険な状況は出来るだけ短時間で処理した方が良いでしょう。交通違反は無いに越した事はございませんが、赤、青、違反切符の処理過程にも無駄な人件費を省けるのでは無いでしょうか？	個人	警察庁 法務省	現在、一部の都県では、交通違反取扱い現場において、IC免許証を読み取る携帯端末装置を使用しております。また、違反告知手帳における押印・指印については、違反者が違反事実を認める場合に任意で行うものです。	なし	対応	IC免許証を利用した交通取締りの合理化については現在検討を進めているところであり、今後、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととしています。	
910	令和3年7月20日	令和3年8月18日	労働基準法等の違反企業に対する取締り強化	労働基準監督署の権限、リソース強化 違反企業に速やかな罰則、経営者の逮捕等を躊躇なく行えるようにする 労働基準監督署-警察間の密接な連携 労働基準法等とそれ以外の法律が絡む件について、迅速な検挙を可能にする	現在、ブラック企業を始めとする違法行為を行う企業が蔓延しており、多くの労働者が苦しんでおります。これらに關係する労働基準法などの法律の取締りは「労働基準監督署(以下、労基署)」で行われています。捜査権や逮捕権も有しており、一見すると機能しているように見えます。しかし、実際には明らかな違法労働が行われているにも関わらず、これらの企業が立件されることは稀であり、労働者から告発されても「是正勧告」に留まるケースが多発しています。その原因として、以下が挙げられます。 ・労基署のリソースが足りておらず、管轄内の企業を監視できていない。 ・是正勧告以上の罰則(逮捕などの前例)が少なく、労基署側が躊躇してしまっている。 ・労基署は労働基準法等にしか対応できないため、それ以外の法律も絡む案件になると立件が難しくなる。 これらの課題解決のため、上の提案をさせていただきます。 一つ目の提案では、労基署の人員や資金を強化して管轄企業に対して継続的な監視を行い、違法行為を直ちに発見、検挙可能な体制を構築します。 二つ目の提案では、各地域の警察と連携網を築くことで、様々な違法ケースにも対応可能になると考えています。さらに、立件や逮捕等のノウハウを持つ警察関係者の方を労基署に配置することで、是正勧告以上の罰則を躊躇なく下せる体制を目指します。これらの改善によってブラック企業の立件が増えれば、苦しむ労働者が減って、社会的・経済的に大きくプラスになると考えています。また、法律を遵守して公正な競争をする企業が繁栄する正しい社会になるとも思っています。	個人	厚生労働省 警察庁	1 労働基準監督署の基本的役割は、法定労働条件の確保による労働者保護であり、監督指導を通じて、使用者に法遵守のための方法等について助言指導し、その確かな是正と遵法意識の定着化を図るものです。一方で度重なる指導にも関わらず法違反の是正が行われない等の重大または悪質な事案については、刑事罰に基き必要な検査を行い送検しております。また、労働基準監督官の定員及び予算確保についても重要と考えており、行政需要に的確に対応する必要がある定員及び予算の確保に努めております。 2 労働基準監督署が所管する労働基準関係法の違反のうち重大または悪質な事案については、労働基準監督署においてタイムカードなどの関係資料や機械・設備等を確認するなどの捜査を行った上で送検しております。また、労働基準監督署の所管外の法律が關係する事項につきましては、関係機関に情報提供する等の連携を図っております。	なし	1 現行制度下で対応可能 2 現行制度下で対応可能	1 制度の現状欄に記載のとおりです。 2 制度の現状欄に記載のとおりです。	
911	令和3年7月20日	令和3年8月18日	日本入国時の案内・対応の改善について	(1)入国時配布の資料の簡素化とデジタル化 質問票のデジタル化、案内文章の簡素化(最大でも1枚にまとめるべき、詳細はWEBに記載しQRコードを紙に記載すれば良い) (2)外国語対応 下記記載資料、また機内で検疫官による、降機後の流れの説明の外国語対応(少なくとも英語)	現在、日本入国に際して感染症の検査など通常とは異なる運用がされていますが、その対応について提案いたします。私自身が11/21に関西国際空港に入国した際の体験から、申し上げるものです。 (1)入国時配布の資料の簡素化とデジタル化 現状:5枚の紙資料を配布(3枚機内、2枚降機後) 現在の課題: ・SDGsやESGに対する意識が国際的に高まっている中、入国する人(特に外国人)に対し、日本の「環境に対する意識の低さ」を可視化している感。 ・5枚の紙を持って、検査ルートを回るのは煩雑であり、また手指を消毒し辛い点。 ・手書きの「質問票」に記載された内容を、データ打ち込みする事によるコストの発生と情報収集の遅れ。 効果:上記記載の課題解消、1日12万枚の紙の節約(NRT/HND/KIX 1日1万人入国で計算) 参考情報 現在配布している紙資料 あ) 関西国際空港にご到着された皆さまへ い) 質問票 う) 入国される方へ検査所よりお知らせ え) 厚生労働省からのお知らせ お) LINEアプリ活用の説明書兼同意書 デジタル「質問票」の例(アイルランド) https://cod19nrt-prod1.powerappsportals.com/en-us/ (2)外国語対応 現状:資料のうちえ)お)は日本語しかなく、上記機内アナウンスも日本語のみ。 背景:イレギュラ一時の説明が理解できないのは大変なストレス・不安になると考えます。	個人	厚生労働省 国土交通省	「質問票」は、検査法第12条に基づき、検疫官が入国する方に対して、検疫に必要な質問を行うために使用するものです。しているものとして、検査法第16条の2第2項に基づき自宅等待機や公共交通機関の不使用等の新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な協力を求める「健康カード」や、入国後14日間の健康フォローアップに使用するスマートフォンアプリの使用方法を記載した説明書があります。厚生労働省より国土交通省に対して、現状の検疫手続について、航空会社等から入国者に対して周知するよう協力を依頼しているところであり、機内アナウンスはその周知する方法の一つです。	一部、検疫法	対応	現在、質問票はデジタル化し、スマートフォン等を利用してWEBページから回答できるようにしています。検査法第16条の2第2項に基づき必要な協力を求める場合、検査法施行規則第4条の3において書面により行うよう定められていることから、「健康カード」は紙で配布しています。入国後14日間の健康フォローアップに使用するスマートフォンアプリの使用方法を記載した説明書は、アプリを使用する際にスマートフォン画面と見比べることができるようにする観点から、紙で配布をしています。機内アナウンスについては、乗客の状況に応じて使用する言語が異なるため、一概に周知する言語を指定することはできませんが、質問票や配布物については英語・中国語・韓国語等に翻訳しており、多言語への対応をしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
912	令和3年7月20日	令和3年8月18日	省庁内・省庁間の連携強化による大学事務の効率化促進	文科科学省の複数の部署が大学に対し同じ数字を要求する調査を別々に行うことがあがるが、学校基本調査で大規模な統計情報を集めるのであるから、省内でデータを共有し利用する。また、特に在外公館の視察による留費外国人留学生の選考・選抜について、文科科学省と外務省、大学との連携が不十分な部分が見られ、特にコロナ禍の中で関連教員・事務のリソースを圧迫しているため、情報共有を強化する。	大学事務は自助努力による効率化を求められているところであり、各大学も限られたリソースで拡大する業務に対応するべく改善を進めています。その中で、学外、特に省庁からの指示による調査ものはその性質上省略することが難しく、また内容によっては回答の作成にかなりのリソースを要します。文科科学省に対しては、大学は学校基本調査により統計情報を提出しているところですが、同省内の異なる複数の部署から、統計基本調査で回答した数字に基づいて「回答せよ」という調査を通知される場合があります。同じ数字を要求するであれば省内の情報共有で済ませて頂ければ、回答の作成・集積に係る教職員のコストを削減でき、また回答にかかる時間も短縮できることと思います。また、同じく情報共有の問題として、特に留費外国人留学生の選考・選抜に関して、コロナ禍で省庁・大学間の連携不足が顕在化しており、教職員のリソースを圧迫しています。例を申し上げますと、9月以降の渡日について在外公館と大学（文科科学省）とで言っていることが違うという無数の問い合わせへの対応を余儀なくされています。また、大学と文科科学省とで受け入れ体制の調整を進めている最中に、文科科学大臣で留費外国人留学生に対し、「早期受け入れの姿勢を示した大学から渡日を認める」という趣旨の発信があり、これを「私達が渡日できないのは大学が希望しないためだ」と解した学生からのクレーム対応に相当の工数を要しました。これは文科科学省、外務省の誰がチェックしたのでしょうか、こうした効率化以前の問題で圧迫される大学のリソースを、省庁内外の連携強化によって解決していただけないでしょうか。	個人	文科科学省 外務省	学校基本調査における調査票情報は、秘密の保護及び統計調査に対する信頼確保の観点から統計法第40条第1項において、その行った統計調査の目的以外で自ら利用し、又は提供することが禁止されております。ただし、同法第32条において、統計の作成又は統計的研究を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合であれば調査票情報を利用することが可能であり、この条件に該当する場合、学校基本調査における調査票情報の該当部分を文科科学省内で共有することができます。新型コロナの状況において、我が国の水際対策として一般の外国人の新規入国を拒否している中、留費外国人留学生の入国については、関係省庁との協議を経て特段の事情として認められたものです。文科科学省としては、日本の水際対策を徹底的に厳格にするため、この各省協議により認められた誓約書等を留費外国人留学生及び受入大学が理解し、順守する体制ができていることを詳細に確認した上で、留費外国人留学生の入国を認めています。	統計法第32条 統計法第40条	(前段) 現行制度 下で対応可 (後段) 対応	大学向けに調査を行う場合は、調査前に調査項目の重複について十分に精査を行った上で実施することとします。また、令和3年5月より「特段の事情」による留費外国人留学生の入国を再開したところ、受入に当たっての必要事項に係る連絡については、文科科学省から各受入大学に発信したメールを外務省にも転送するなど、随時情報共有しています。更に、大学からの連絡や在外公館からの連絡についても随時共有し、両省間で協議を繰り返した上で対応しています。	
913	令和3年7月20日	令和3年9月10日	スムーズで行政コスト削減が可能な北海道農政の実現	農林水産省本省と北海道庁が補助の申請や交付手続きや、打ち合わせを直接おこなうことにより、農家への補助や制度運用の意思決定が迅速になるとともに、行政コストの大幅な削減効果が期待される。	北海道庁から農林水産省に補助申請をしてから、補助金の支払いまで、北海道農政事務所を経由することで、数か月の無駄な時間を浪費したり、照会事項の回答が得られるまでに多くの時間がかかっている。直接、北海道庁と農林水産省が連絡協議を行えば、生産者が補助金の受け取りを長時間待たされることや、照会の結果を待たされるのが改善される。また、農政事務所の運営のための莫大な経費の節約になる。	個人	農林水産省	補助金は、原則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）」に基づき、国が国以外の者に対して交付を行うものであり、補助金等の厳格かつ効率的な実施について、適正化法その他、交付決定の審査に当たり、交付の対象となる事業内容及び経費の範囲等について、補助金交付規程等に定める条件との適合性を厳格に審査するとともに実現可能性についても十分に審査することとしています。また、適正化法に基づき、補助金等に係る交付申請が到達してから交付決定までに通常要すべき標準的な期間を定めるとされ、原則、当省においては1月以内に処理するよう努めるものとされています。補助金等の交付に関する事務は、農林水産省本省から直接各補助事業者等に対し交付する他、一部予算科目においては、北海道農政事務所長に補助金等の交付に関する事務を委任し、北海道農政事務所長が補助金等交付申請の受理から、補助金等の額の確定まで行っており、北海道農政事務所を経由するような補助金等の交付に関する事務は行っておりません。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 令和三年三月三十一日農林水産省告示第四五八号	事実確認	制度の現状欄に記載のとおり、農林水産省本省と補助事業者等の間に、北海道農政事務所を経由して補助金の交付に関する事務を行っている事実はありません。北海道農政事務所において、交付申請書の審査から補助金の支払手続きまでの一連の事務を行っております。なお、御提案いただいた照会事項の回答が得られるまでに多くの時間がかかっていることについては、補助事業の名称やどのような照会事項をいただいたのか不明ですが、引き続き現制度下において適切な補助金の交付に関する事務等適切な事務を行います。	
914	令和3年7月20日	令和3年8月18日	教員免許更新講習受講のための公印廃止願ひ	現役教諭以外が教員免許更新講習を受講の際、「教員経験者である証明の印鑑は不要である。職歴として本人が記せばよい。	私は元小学校教諭です。出産育児と家族の仕事の都合で昨年度退職しました。育児が落ち着いてすぐの復職に向けて教員免許更新講習を受講します。現役教員ではないので最後の勤務校の校長から証明を受ける必要があります。校長名と住所、公印をもらうために0歳児の娘をつれて電車で行きました。感染症が心配な中、リスクのある学校に娘を連れて行かざるをえませんでした。ほんの10分で終わる手続きのため往復2時間をかけました。校長先生もお忙しいところお時間をいただきました。そもそも10分で終わる証明にどのくらいの信憑性があるのでしょうか、自分の履歴くらい自分証明します。嘘をついたら職歴詐称です。この手続きはあまりにも無駄だと思います。現在の教員免許更新制度では、多くの人が30歳初めの更新を行います。女性にとって出産育児と重なる時期でもあり、現状では配偶者の都合で退職・引越しをする方も少なくありません。予備教員の確保、女性の社会復帰、働き方改革（正規・非正規・時間講師での教員確保）の面でもこの「往復2時間」が一つの定額になっているのではないのでしょうか。	個人	文科科学省	教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月から導入した制度であり、概要としては以下のとおりです。○2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。※更新講習の受講にあたっては、勤務する（過去に勤務していた）学校の校長や任命権者（雇用者等）による受講対象者であることの証明（公印のあるもの）が必要。○平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間あり。○現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。○現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。○平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過するに失効する。	教育職員免許法	検討し着手	受講対象者の証明に関する書類については、郵送でのやりとりが可能です。また、教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げないことが両立できるよう抜本的な検討が必要とされており、これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」についての諮問の中で、教員免許更新制については先行して経緯を伺っていただくことを求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会にて4月30日以降議論が行われているところでです。	
915	令和3年7月20日	令和3年8月18日	放課後児童健全育成事業の指定管理者制度や民間委託等での運営について	放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施運営について、市町村（東京特別区を含む）が、指定管理者制度や民間委託の方法による運営が増加する傾向にあります。しかし、どのような事業者が運営する場合でも放課後児童健全育成事業の質の確保は必須です。今後、放課後児童健全育成事業を充実させるためにも、指定管理者制度や民間委託の際に留意すべき点や基準、仕組み等のルール作りについて、審議会等を設けてほしい。	放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施する場合において、実施主体である市町村（東京特別区を含む）が、指定管理者制度や民間委託の方法により、民間の事業者に業務を委託するが、本来守るべき厚生労働省の指導である放課後児童クラブ運営指針を遵守し、放課後児童クラブ運営指針の存在すら知らない事業者や一部であるが市町村の放課後児童健全育成事業の担当課の職員も存在いたします。今後、放課後児童健全育成事業を充実させるためにも、指定管理者制度や民間委託等の方法を正しく運営するための運営ルールづくりを専門の審議会等を設けて実施していただきたいです。	個人	厚生労働省	放課後児童健全育成事業は、市町村を実施主体とし、市町村が条例で定める基準に基づき実施しています。	児童福祉法	現行制度下で対応可能	事業を委託するかどうかは、実施主体である市町村において判断すべきものと考えております。また、委託等を行う場合であっても、市町村が定める基準に基づき、適切に事業を実施しているものと考えております。なお、ご提案のとおり、放課後児童クラブの質の確保を図ることは重要と考えており、厚生労働省としては、 <ul style="list-style-type: none">放課後児童支援員等に対する研修の推進放課後児童支援員等の処遇改善の推進活動内容に関する質の向上のための研修の推進育成支援の周辺業務を行う職員の配置等を行い、引き続き、放課後児童クラブの質の確保に努めていきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
916	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ムーンショット型研究開発事業(農林水産分野)の手続き簡素化について	1. 機関から生物系特定産業技術研究支援センターへ提出する論文等の押印廃止 本事業では各種書類に機関長印の押印を要求されます。事業実施者が余計な事務に時間を取られないよう、押印不要としていただくようお願いいたします。 2. 基金事業であることを活かした複数年度契約の実現 基金事業である特性を活かして生研支援センターの管理業務を見直し、書類対応コスト低減による改善をお願いいたします。 3. 上記2.に伴う提出書類(研究計画書、積算資料等)の削減 研究計画書、積算資料等につき、同じような資料を何度も提出を要し無駄なコストを発生させないよう、また提出書類の削減をお願いいたします。	本事業の目指す「独創的な知見・アイデアを取り入れた挑戦的な研究開発を推進」には、河野大臣や平井大臣が重視されるスピード感や勢い等が重要ですが、生研支援センターの管理方針や研究者・機関への要求がそうではありません。研究者・機関が研究開発に集中し、成果の創出できるよう改善をお願いいたします。 内容1.の理由 昨今の報道等では、行政文書あるいは省庁内手続きにおける押印が廃止されるべきであることが、本事業では各種書類に機関長印の押印を要求されます。研究者・機関が余計な事務に時間を取られず、研究開発に集中できるよう押印不要としていただくようお願いいたします。 内容2.の理由 本事業は基金事業であることから、FIRSTやIMPACTなど過去の事業に倣うと管理機関と実施機関、実施機関同士で複数年度契約が可能であり、これが実現すれば大幅に書類対応コストが低減でき(5回が1回で済む)、研究者や支援者が研究開発に集中できます。ですが、生研支援センターは通常の実施要領をほぼそのままで監督しており(この実施要領自体多くの手続きを要し、JSTやUSPSの事業に比して煩雑で多くの時間を取られます)、基金事業であるメリットを活かしてありません。基金事業である特性を活かした簡素な対応の実現をお願いいたします。 内容3.の理由 現状、初年度の契約に向けて準備期間ですが、研究計画書、積算資料等同じような資料を、手を交え無駄なコストを発生させないよう、また提出書類の削減をお願いいたします。	個人	農林水産省	ムーンショット型農林水産研究開発事業は、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方」に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研支援センター」という。)が、研究推進人として、委託研究契約締結をはじめとする研究開発の進捗管理を行っております。事務負担の軽減に向けた取組については、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて(令和3年3月5日競争的研究費における関係府省連絡会申し合わせ)」を踏まえ、以下の見直しを進めております。 (1.について) 生研支援センターでは、事務負担の軽減に向けた各種手続きの見直しを行い、委託業務研究実施要領(令和3年4月1日付け3生セ第0323002号)の改正を行いました。この改正により機関印押印が必要な書類は、従前の43種類から委託契約書1種類のみとなりました。 (2.及び3.について) 本事業は基金事業であることから、IMPACTと同様に複数年度契約を導入しております。本事業にかかる委託契約では、2024年度までの委託費の総額及び各事業年度の限度額を示しておりますが、「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」に基づくポートフォリオの見直しにより、研究計画及び委託費の変更を行う場合があります。 ムーンショット型研究制度では、プログラムディレクターの指揮の下、公募時に提案頂いたプロジェクトをより高質・良質なものにするため、契約締結に先立ち、研究機関と研究推進法人との間で研究計画の作り込みを行うことが定められており、御指摘の件はこの過程におけるものと考えております。 生研支援センターでは、令和3年4月1日付で事務処理要領の改正を行い、提出書類数を約2割削減したほか、農林水産研究情報総合センター(AFFRIT)共有フォルダの導入により、電子データの提出・管理方法の見直しを行うなど、研究機関における事務負担の軽減に向けた取組を行っております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
917	令和3年7月20日	令和3年9月10日	日本年金機構	電子申請に協力してくれと言われ実施するも、不明点があり問い合わせ窓口にかけるなど、回線がいついばい、他の係に繋がり、かけ直しを求められる	同じ機関であるのだから、民間より知識があるはず。なければ教育をするべき。せめて要件を聞くか、折り返すか、電話番号で回線予約ができるようにしてほしい。この結果、研究者並びに支援者が研究開発の開始準備に集中できず、書類対応ばかりしています。これが翌年度以降続かないよう、提出書類総量の削減をお願いいたします。	個人	厚生労働省	【電子申請利用促進の現状について】 健康保険及び厚生年金保険の適用事務にかかる一部の届出の電子化については、「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第154号)」の施行により、令和2年4月から特定の法人(資本金1億円超の法人等)に対する電子申請による届出の義務化が始まっています。このため、義務化対象事業所に加入保険者数10人以上の事業所(令和3年度は「資本金等が1億円超の法人等の事業所」及び「被保険者数5人以上の事業所」へと拡大)を重点利用勧奨事業所として電子申請の利用勧奨を年金事務所から各事業所に拡大して実施しています。 【電子申請についての問い合わせについて】 「電子申請のバリエーション」には、お問い合わせ窓口として「ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)」を掲載しております。 年金事務所からの勧奨文書には、問い合わせ先として厚生年金適用担当課の電話番号を記載しております。 ねんきん加入者ダイヤルにお電話いただき、回線が埋まっている場合は、話中となり他の担当には転送されません。あらためてかけ直しが必要となります。 また、年金事務所での厚生年金適用担当課にお電話いただき、回線が埋まっていた場合は、あらためて音声案内が流れ、他課の番号を選択し担当課以外が対応した場合は、一般的に折り返しの電話をさせていただきます。	健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第25条等	現行制度下で対応可能	電子申請の利用促進については、令和3年度についても引き続き集中的に取組を進めており、ねんきん加入者ダイヤルについては、令和3年6月より、オペレータを増員し体制の拡充を図りました。 また、年金事務所におけるお客様からの問い合わせについては、担当課以外への対応として、折り返しの対応を行うようあらためて徹底してまいります。	
918	令和3年7月20日	令和3年9月10日	状況、情報共有のための写真等送付に関するメール等活用促進	相談や提案窓口への状況説明に際して、なかなか伝わりにくい状況等共有できる写真等をメール等に送る上で相対できる仕組みについての充実について提案させていただきます。	一昨日、今年8月ごろに報道が多くありました中国からの郵便物の種子らしきものが私の自宅に郵送される事例がありました。警察生活相談係に相談しましたが、警察のご質問に対するわたしの説明が分かりずらそうで見てもないし分からないのとことだったので、メールしそお教えいただければ写真を送りますと申し上げたところ、メールアドレスはありますが必要であると思いますが、本提案は相談や提案の円滑化、正確な情報共有、相談時間短縮等などのメリットが多く、行政のあらゆる場面で実施に向けてご検討いただければ幸いです。企業相談窓口のサイトで不具合状況の写真を添付出来るサイトがあるものもあります。本サイトにも文字だけではなく資料添付できる仕組みの追加ができれば、より良い提案の促進が図れるのではと拝察いたします。ご検討いただければ幸いです。	個人	警察庁	警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に対応できるよう、都道府県警察本部及び各警察署にそれぞれ相談の総合窓口を設けており、都道府県警察本部の総合窓口に警察相談専用電話(「99110」番)を設置しているほか、都道府県警察のウェブサイトの相談ページにおいて、メールアドレスを掲載し又は相談受付フォームを設置して、相談を受け付けております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
919	令和3年7月20日	令和3年9月10日	警察庁第四次犯罪被害者支援基本計画について	上記録音で頂けましたでしょうか、これぞ報復の極み、被害者や遺族は、どの被害者が、どこに、何を、どのようにすれば、支援されるのか、よくわかりません。さらに被害者や遺族側が申請しなければ支援されないように見えます。グループなどの精神状態では、知る事は難しく、申請はほぼ無理と見えのよくかわかりません。犯罪被害者や遺族が何も知らず何も知らないまま、各行政各機関、警察の方から、被害者や遺族へ、ワンストップで、対象の全ての支援を、実施していただけるようお願いいたします。	多くの各行政各機関や警察が、犯罪被害者支援のために事業サービスを用意されているようです。しかし、被害者や遺族は、どの被害者が、どこに、何を、どのようにすれば、支援されるのか、よくわかりません。さらに被害者や遺族側が申請しなければ支援されないように見えます。グループなどの精神状態では、知る事は難しく、申請はほぼ無理と見えのよくかわかりません。犯罪被害者や遺族が何も知らず何も知らないまま、各行政各機関、警察の方から、被害者や遺族へ、ワンストップで、対象の全ての支援を、実施していただけるようお願いいたします。内閣の方からも警察庁や各行政各機関の方へ指示命令をお願いします。	個人	警察庁	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、令和3年3月30日に、同年4月1日から令和8年3月31日までの計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、同計画に基づき、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、各種施策を推進することとされています。 【御提案の趣意は、「被害者の手引」の内容的充実(施策番号218)、警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実(施策番号182)、地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進(施策番号167)、地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進(施策番号168)等が、同計画に関連施策として掲げられています。	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)	現行制度下で対応可能	「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等に対して被害直後から様々な関係機関・団体等が協働し、継続的な中長期的な各種支援を実施する支援体制を構築することで、犯罪被害者等への支援の一段の充実を図ってまいります。 具体的には、警察において、犯罪被害者等に対するバリエーション「被害者の手引」を配布し、各種制度について適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関・団体等を紹介し、関係機関・団体等や府省庁に係る制度の案内書、申込書等を提供するなど、犯罪被害者等にとって必要な支援を行ってまいります。また、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う総合的対応窓口が全ての地方公共団体に設置されていますが、警察において、地方公共団体に対し、先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口の相談窓口機能の充実や、地域住民に対する総合的対応窓口や各種制度等の周知を要請することにより、犯罪被害者等に対する各種行政サービス等の生活支援の充実を推進してまいります。 全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、同計画に沿った犯罪被害者等施策の推進に一層取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
920	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入試のデジタル化について	入試に関する調査書等のオンライン提出	印鑑廃止の議論が各行政機関で行われていますが、大学入試等が必要な書類に印鑑が多数あります。また、オンライン出願でも学校から提出する書類は郵送というところが主流です。そこで、調査書等学校からの提出書類もオンラインで提出というように改革をしてほしい。 紙ベースでの書類も元データはデジタル化されているので、出願システムや提出システムが統一化できれば、一気にデジタル化できる分野でもあると思います。 文部科学省、県、学校が勝手にやっている感もありますが、ガイドライン等で国が示したものがベースだと思うので、まずここをデジタル化してほしいです。	個人	文部科学省	高等学校・大学関係団体の代表者の合意の上で策定されている大学入学者選抜実施要項に基づき、各大学は高等学校へ調査書の提出を求めている。実施要項において、調査書は紙で作成することとしています。 なお、現行でも大学と高等学校が個別に合意した場合には、電磁的に記録した調査書をもって代えることが可能となっています。	令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日付け文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）	検討を予定	調査書の電子化については、有識者会議において、速やかな完全電子化を目指すべきである一方で、高等学校における統合型校務支援システムと連動する形で進めていくことが求められていることから、統合型校務支援システムの導入状況を踏まえ、高校・大学関係者等と協議の上で、電子化の検討を進めていく予定です。	
921	令和3年7月20日	令和3年8月18日	電子化するなら汎用性の高いソフトを使うべき	社会保険のG-bizで従業員データをインストールするために専用の解凍ソフトをインストールしなくてはならず、さらに解凍用のパスワード12桁を手入力でしか入れられないため、2時間もかかった。電子化されても、環境設定でこんなに汎用性が低いと、移行へのハードルが高すぎ。	厚生労働省、経済産業省など各省庁の縦割りをなして、ネットサイトは汎用性を持たせる	民間企業	厚生労働省	GBizIDは法人・個人事業主向け認証システムであるところデータをインストールする機能は有していないため、提案いただいた内容は日本年金機構から配布しているターナアラウンドCDからデータをインストールするための手順と推察いたします。 ターナアラウンドCD内には個人情報が収録されているため、セキュリティ強化対策として、ZIP形式によるパスワード(半角12桁)を設定し、圧縮形式及び暗号化形式を採用しております。	なし	検討を予定	個人情報保護及び情報セキュリティ対策は非常に重要であるため、現行は制度の現状欄に記載の仕様とされているところで、ご指摘の汎用性の点も含めまして、利用者の利便性向上の観点からも引き続き電子申請の利用促進策の検討に取り組みでまいります。	
922	令和3年7月20日	令和3年8月18日	永田町合同庁舎の無線LAN化	内閣府で勤務しています。永田町合同庁舎はいまだに有線LANです。早急に無線LANの整備をお願いします。	有線LANのため、パソコンを自席から動かすことができず、会議や打ち合わせ、レクのために、出席者全員の資料を印刷しています。(自席近くのプリンターは1か月で約10万枚印刷) また、支給されているパソコンが仮想デスクトップ対応のため、オフラインで作業することもできず、メモ取りや資料の修正等もその場でできません。 経費の削減及び業務の効率化のためにも、早急を実現を望みます。	個人	内閣府	内閣府LAN(共通システム)では、持ち運びしやすい小型化されたシンクライアント端末を職員に提供するとともに無線LANを導入することにより、会議のペーパーレス化や利用しやすいテレワーク環境を実現し、働き方改革を支援する情報システム基盤を整備しています。	なし	その他(一部、対応)	令和2年度に当該庁舎の会議室及び執務室の一部について無線LAN環境を整備済みです。 テレワーク時等のセキュリティ対策として仮想デスクトップ方式を採用しており、オフラインでの作業はできませんが、Wi-Fiに接続すれば、庁舎内外を問わずリモートアクセスで端末の利用が可能です。	
923	令和3年7月20日	令和3年8月18日	日本学生支援機構が大学生等を対象に行う「学生生活調査」の実施方法等に関して	紙ベースで行われている本調査について、個別調査のようにネット回答を行うことはできないのでしょうか。また、本調査では自由記述欄がありません。したがって、ネット回答が難しい場合は、マークシート形式の回答で済むのではないのでしょうか。その他、日本学生支援機構は日本学生支援機構法第13条9の定めにより各種調査を行っていますが、これらについてもオンライン化が可能なものについてはネット回答への移行を検討していただきたいと思っています。	本調査は標本調査であり、前回調査では約8万人の学生が対象となり、回答率は47%であったと承知しています。ネット回答を導入すれば、回答率の上昇が見込めることにも、集計等に要する時間や人手などのコストが削減できるものと思います。なお、本調査を実施している独立行政法人日本学生支援機構において、例えば「現学舎の派遣者に関する属性調査」も行っていますが、この調査ではネット回答が可能であることを付言します。	個人	文部科学省	御指摘の日本学生支援機構が実施する「学生生活調査」等については、紙面により、主として選択式による回答手法により実施してきたところです。	なし	検討に着手	御指摘の日本学生支援機構の「学生生活調査」のオンライン化について、次回の令和4年度調査よりオンラインでの回答による実施に向けて検討しています。今後とも、大学や学生等の負担軽減の観点も踏まえながら、調査の適切な実施に向けて取り組んでまいります。	
924	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大学の物品検取センター廃止と電子化への移行	多くの大学で購入物品を対象にした検取が義務化されている。見かけ上の非本質的な確認作業のため、全国で年間数十億円規模の国費が費やされていると考えられ、その作業のため教員の教育・研究時間が圧迫されている。検取センターを廃止し、購入物が物品の証拠を写真撮影するなど意味のある方法に改める。	消しゴムのような文房具や書籍、論文投稿などを含めて、教員が購入した物品は検取センターで、物品の品名・品番と納品書、そして注文書の相互確認が行われる。ただし、目視確認するだけで、証拠物を写真に収める訳ではない。ここ数年で、大学の3つのキャンパス計十数箇所に、新設の検取センターが設置された。合計では40～50名のスタッフが充てられ、検取を受ける時間が圧迫されている。また、対面方式を強いられているため、キャンパス内のコロナ感染リスクが心配される。加えて、所属大学の場合、学内の生協のみが検取代行を行うことができる制度になっている。このため、検取手続きの負担を減らす方法として、割合であるが、書籍一式準備にされる大学生協に購入が楽々になる。これには民衆圧迫の懸念もある。4月～10月の期間は、コロナ感染拡大のため、物品を写真撮影して代用することも認められたが、11月からは原則対面方式に戻すお達しが出た。政府の行政手続のデジタル化への流れに完全に逆行している。	個人	文部科学省	大学における検取手続き、体制構築については、公的研究費の不正防止に関する実施基準を定めた、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、以下のとおり定められています。 ①発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用すること。 ②物品等において発注した当事者以外の検取が困難である場合であって、一部の物品等については検収業務を省路する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的抽出による事後確認を実施することが必要であること。	研究機関における	検討に着手	大学における発注、検収等の手続きについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいた、研究費不正使用防止体制を整備いただく必要がありますが、引き続き、実効性のある体制の整備・運用を図るとともに、教職員の事務効率化、負担軽減を促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
925	令和3年7月20日	令和4年2月28日	免許センターについて	県管轄ではなく、免許センターは近隣エリアに対応してほしい	近所に免許センターがあるのだが、県が遠くまで2時間かけて行かなくてはならず、高齢者の方の負担が重い。近県を連結できることは今後できないのか。	個人	警察庁	運転免許証の更新については、原則として住所を管轄する都道府県公安委員会において行うこととされていること。優良運転者については、居住都道府県外の公安委員会を経由して行うことができます。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第10条第1項、第101条の2の第1項	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、一定の場合には、居住都道府県外の公安委員会を経由して運転免許証の更新を申請することが可能です。 なお、現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、一体化する方向で検討を進めており、一体化したカードを活用して、居住都道府県外においても運転免許証の更新を迅速に行うことができるようにすることを目指しています。	
926	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国による地方自治体への標準空中写真の提供(財源は普通交付税の削減)	空中写真は国、都道府県、市町村において撮影され様々な行政分野で活用されているところであるが、撮影主体、解像度などの仕様、制約目的が異なることから撮影範囲の重複や、活用の障壁となり、ムダが生じている。国土交通省(又は総務省)が中心となって標準空中写真の提供(財源は普通交付税の削減)	平成29年度に実施された固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査(国土地理院)によると、空中写真は固定資産税の課税資料として撮影されているものの撮影主体、解像度、仕様が異なっている。これは自治体を跨ぐ写真地図作成、利活用、官公署との共有への障壁となっている。 また、私の勤務する自治体では普通交付税による措置があるにも関わらず航空写真は9年以上更新されていない。隣接する自治体、県、河川事務所等との共同撮影による撮影費用の削減についても検討したが、仕様が異なること、事務負担等の理由から断念することとなった。 空中写真と地理情報分析に関する知見を有する国土交通省が行政分野として必要な仕様を定め、定期的に撮影をすることで、都道府県、自治体を超えた課税事務以外の目的での写真地図の作成や利活用を効率的に実施することが出来るかと考える。財源は普通交付税の徴収費(空中写真撮影分)を削減することで確保してはどうか。また、引き続き自治体に撮影させるとしても、仕様を統一し、法定受託事務として確実に撮影させてはどうか。先述の調査結果を踏まえると空中写真の保管に関して課題があるため、国土交通省が一元的に撮影、管理することが望ましいと考える。 一般の閲覧に供するのであれば、国土交通省GISホームページから全国の空中写真をダウンロードできるようにすることで、民間企業による地域の開発、投資を促進できると考える。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 地方税法第408条において、固定資産の適正な評価を確保するため、毎年少なくとも一回実地に調査を行わなければならない旨定められています。この現況調査を効率的に実施するため、「航空写真を活用した固定資産の現況調査の推進について」(平成5年6月22日付け自治評第26号自治省事務局資産評価室長通知)により、航空写真の積極的な活用を通知しているところです。なお、この航空写真撮影等委託に要する経費については、普通交付税措置が講じられています。 【国土交通省】 公共測量の届け出がされている自治体による空中写真撮影の測量成果については、測量法第40条に基づき、その写しを国土地理院へ提出することになっております。国土地理院は、測量法第42条に基づき、提出された成果の写しを保管し、閲覧に供することになっており、閲覧所において閲覧することが出来ます。 また、国土地理院が測量成果の写しをインターネットで提供しようとする場合、測量法第43条に基づき自治体の承認を得る必要があります。	地方税法(昭和25年法律第226号)第408条 測量法第40条、42条、43条	【総務省】 対応不可 【国土交通省】 検討を予定	【総務省】 地方税法第408条において、固定資産の評価は固定資産評価基準に基づき市町村が行う旨定められているとともに、同法第408条による実地調査も市町村長の責任において行われるものです。総務大臣は、市町村が行う評価について同法第388条第4項に定めるような助言等の技術的支援を行う場合はありますが、個別具体的評価に対する権限は持っておらず、基礎データの提供に関して同様であり、航空写真の撮影を総務省において一括して実施するは困難であると考えています。なお、総務省においては、経費の節減や事務の合理化を図るため、他の行政部局や複数の市町村が共同して実施することが望ましい旨通知しているところです。「(航空写真を活用した固定資産の現況調査の推進について)」(平成5年6月22日付け自治評第26号自治省事務局資産評価室長通知) また、航空写真撮影等委託に要する経費については、各市町村が適正な固定資産の評価を行うために必要な徴収費として普通交付税措置されているものであり、今後も削減は難しいと考えます。 【国土交通省】 地方自治体が実施した公共測量による空中写真データのインターネットによる提供につきましては、制度の現状欄に記載のとおり、測量法第43条による自治体の承諾が必要となることに加え、措置も必要となると、直ちに対応することは難しいと考えますが、公共測量による空中写真データのインターネットによる閲覧・提供の仕組みについて検討して参ります。	
927	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国立病院機構ブロック事務所について	国立病院機構で医療職2で働くものです。国立病院機構には関東ブロックや四国ブロックや九州ブロックなど分かれ、そこにブロック事務所が設置され、採用や昇進や異動などの人事を担当しています。それと併し院長に全任する。もしくは各県の実情にあった経営体制を目的とした新組織を昇進や国立病院機構以外の県や市町村、医師会から組織する。他県人事異動の廃止、国立病院機構とハンセン療養所などの人事交流の廃止を提案します。そして国立病院機構は政策遂行の中心を担い、政策推進を担います。地域の現状を理解し医療サービスの向上と地域医療の貢献にのみ専らする組織に生まれ変わるには河野太郎先生みたいな改革者が必要としたい意見しました。	現在、国立病院機構の実情として異動昇進があり実績を作った事務長や看護や医療職2の職員が昇進します。しかしながら実績を名ばかりのサービス残業の強制や地域の実情に合わず不採算分野の開拓をして、それを実績として具体的な責任や内容はやらずに異動し、結果次第の異動が責任を負い、それを負いたくないため、隠したり本来必要な政策医療には取り組まず診療報酬や自分の成果ばかりを追求する職員が増え赤字経営が改善されず、病院機構の質も下がっています。さらにブロック事務所には医療職には専門職が居て国立病院機構所属の職員から選ばれます。その人の個人的な感情や確信で自分の好き嫌いで職員の異動や昇進が行われています。その為に不平等や不透明な人事や経験や実力があってもその人や派閥に嫌われると離島異動や退職を促すハラメントがあります。病院機構の本来の目的である地域包括ケアシステムや民間病院でできない医療や民間病院が受け入れる事が困難な患者の受け皿としてではなく、自分の成果や実績だけを追求し他の職員が巻き込まれ疲弊し病休する職員もいます。また労働組合の為に高すぎる看護師給与も人件費として病院経営を圧迫しています。看護師中心の組合で給与は民間より約1.5倍に上回ります。 またこれにより、行政コスト計算書(PL)も企業会計の損益計算と異なり、費用収益に対応しているか疑問でもあります。 地方公会計であろうと特殊性を主張せず、コストと資産が正確に反映されるような制度設計をお願いします。	個人	厚生労働省	機構全体の職員数の規模等を勘案の上、人事等の必要最低限の機能のみを全グループで担っていることと承知しております。 人事に関する事項は、中期目標・計画において記載されているほか、具体的には機構の「職員人事規程」等の各種規程に沿って、機構が適切に対応していることと承知しております。 労働組合に関しては、憲法が保障している権利であり、関係法令等に沿った対応をしていることと承知しております。	独立行政法人国立病院機構法	現行制度下で対応可能	引き続き、関係法令等に基づきながら、機構の目的に沿った取組を行ってまいります。	
928	令和3年7月20日	令和3年11月4日	地方公会計における特殊性の見直しのお願	地方公会計は平成29年度に大規模な見直しが行われましたが、その「特殊性」を残したまま企業会計を真似たため、運用上も使いづらいままになっています。 (1)予算科目と勘定科目を一致させる現状は予算科目と勘定科目が異なるため、通常業務でもシステムが複雑化してしまふ。業務効率化とシステム構築のコスト低減のためにも必要。 (2)仕訳でキャッシュフロー計算書(CF)と純資産変動計算書(NW)の科目は使用しない 地方公会計の日常処理では仕訳でCFとNWの科目も使用します。これは企業会計と異なり、処理の複雑化を招きます。 またこれにより、行政コスト計算書(PL)も企業会計の損益計算と異なり、費用収益に対応しているか疑問でもあります。 地方公会計であろうと特殊性を主張せず、コストと資産が正確に反映されるような制度設計をお願いします。	地方公会計は平成29年度に大規模な見直しが行われましたが、その「特殊性」を残したまま企業会計を真似たため、運用上も使いづらいままになっています。 (1)予算科目と勘定科目を一致させる現状は予算科目と勘定科目が異なるため、通常業務でもシステムが複雑化してしまふ。業務効率化とシステム構築のコスト低減のためにも必要。 (2)仕訳でキャッシュフロー計算書(CF)と純資産変動計算書(NW)の科目は使用しない 地方公会計の日常処理では仕訳でCFとNWの科目も使用します。これは企業会計と異なり、処理の複雑化を招きます。 またこれにより、行政コスト計算書(PL)も企業会計の損益計算と異なり、費用収益に対応しているか疑問でもあります。 地方公会計であろうと特殊性を主張せず、コストと資産が正確に反映されるような制度設計をお願いします。	個人	総務省	(1)地方公共団体の予算は、地方自治法第216条に基づき、款、項、目、節に区分されており、この区分(科目)をどう設けるかは、地方自治法施行規則で定める区分を基準として、各々の地方公共団体において定めるものです。加えて、節より小さい区分を設けることについては、法律に定めがないため、各々の地方公共団体の判断によるものです。 また、地方公共団体の財務書類における勘定科目については、比較可能性を確保するため原則用いるものとして、総務省から標準的な勘定科目を示しているところです。 (2)地方公共団体における会計制度(官庁会計)は、議会の民主的統制下において、予算の適正かつ確実な執行を図る観点から、現金の授受という客観的情報に着目した現金主義会計を採用しています。 その一方で、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政に関する説明責任をより適切に果たす観点から、現金主義会計の補充として、企業会計の手法を用いた発生主義会計に基づく財務書類の作成・公表を推進しているところです。 資金収支計算書(CF)の勘定科目を使用するのは、元々、官庁会計は現金主義であるので、官庁会計処理に連動して仕訳を実施することで、他の財務書類を経由せずに直接かつ効率的にCFを作成するためのものです。 また、純資産変動計算書(NW)の勘定科目を使用するのは、税収を純資産と捉えることにより、NWにおいて、現世代の負担によって将来世代の資源が消費又は蓄積されたかを評価することができるようにするためです。 さらに、地方公共団体の財政活動は、住民から徴収された税収等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業同様の損益計算を行うことは適当ではなく、損益計算書は作成しておりません。一方で、行政コスト計算書(PL)を作成して、地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト(費用)を、フローの情報として示しているところです。	(1)地方自治法第216条、地方自治法施行令第14条、地方自治法施行規則第15条	(1)現行制度下で対応可能 (2)対応不可	(1)予算科目を細分化して勘定科目と一致させることは可能であり、総務省としても、そのような取組を行っている団体ホームページ等で紹介し、他の団体の参考としていただいているところです。 (2)制度の現状欄に記載のとおり、地方公会計における財務書類は、企業会計の手法を用いつつ、税収等を財源としてこれを配分するという地方公共団体の財政活動(企業会計と異なり利益の獲得を目的としない)の特性を踏まえ、コストと資産が適切に反映されるように工夫を行っているところです。 地方公会計は企業会計と実質的類似点もあつたため、今後とも、独自の財政活動の特性を踏まえ、改善を重ねていきたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
929	令和3年7月20日	令和3年9月10日	子どもの施策を一元化するための(例)子ども未来庁の創設と関連法の一元化	0歳～18歳までの子どもに係る施策は、主に厚生労働省と文科科学省の管轄となっていますが、似たような事業が存在しており分りにくく適切に活用がされていない現状があります。特に地域を混乱させているのが放課後児童クラブ(文科省)と放課後等デイサービス(厚生労働省)。放課後の預かり事業と発達支援が混同され、この10年デイサービスの質の低下と急激な事業者増による国の支出増が止まりません。子どもに関わる施策は、教育や保育と同じように行政で地域格差なく実施されることが望ましい。そのためには省庁間連携ではなく、1つ組織として関連する施策の整理統合及び再検討が必要。	総合的な視点で検討する部局ができることで、以下の効果が期待されます。 1. 施策の狭間に取り残されている子どもの課題を速やかに解決に向かわせることができる 2. 教育現場が抱えている家庭との連携を学校独自の課題とせず、放課後クラブや放課後等デイサービスと共に地域のシステムとして解決する方向性を示すことができる。 3. 学校現場の閉鎖的な文化に門戸を開かせるきっかけになる。 4. 放課後等デイサービスの位置づけを、改めて子どもの総合的な発達育成事業として検討し役割分担を明確にすることで、子育てと障害児の予算をトータル的に運用できるのではないかと 5. 4)により、予算の削減と収益目的の事業参入を抑制する効果が期待される。→ サービスの質の担保ができる 6. 4・5)より、すべての子どもの最善の利益と安心して生活できる環境の保障につながる。 7. 施策が、違う法律で仕切られているため行政内でも情報の共有が図られていない現状を解決できる。(例)乳幼児健診→母子保健法/5歳児健診→学校教育法など → 一加えて、民間施設との情報共有がスムーズなることを期待 今回の提案は、放課後等デイサービスの視点から、課題を整理しています。地域自立支援協議会の設置が法で定められ、無償の労力を利用して地域課題の解決に奔走しておりますが、元来子どもの育成は、国を挙げて行うべき最重要課題であり、立ち止まっている間に課題が急激なペースで拡大化します。いちごここの取り組みに時間を費やすのではなく、根本から一気に見直しをかける時期に来ていると感じています。ご検討ください。	株式会社ナビ	内閣官房 厚生労働省 文科科学省	番号321の回答を参照してください。				
930	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の児童手当の受給手続きについて	公務員の児童手当受給手続きについてマイナンバーを利用してオンラインで処理可能にする	公務員の児童手当の手続きについて、毎年そうなのですが、公務員が児童手当を受給する場合、市役所へ課税証明書や住民票を取りに行かなければなりません。みんな休みをとって行っていますが、あまり公務員だけ分ける理由がないような気がします。民間企業はオンラインでマイナンバーを使うと処理できるみたいですが、公務員は今の制度だとできません。コロナの感染拡大防止の観点からも必要な接触などは避けた方がよく、時代にそぐわない気がします。民間企業と同じ対応にはしてはいかがでしょうか？マイナンバーカードの取得促進にもつながると思うのですが、...	個人	内閣府	一般の受給者の児童手当等は、国、地方公共団体(都道府県、市区町村)及び事業主からの拠出金を財源として、居住市町村が認定及び支給を行っています。公務員の児童手当等は、勤務先である所属庁の財源により、所属庁が支給を行っています。所属庁が公務員に支給する場合においても、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。 【参考:児童手当等の財源】 ○一般の受給者 ・児童手当(被用者の歳～3歳未満の児童分) 事業主7/15 国16/45 都道府県4/45 市町村4/45 ・児童手当(上記以外) 国2/3 都道府県1/6 市町村1/6 ・特例給付 国2/3 都道府県1/6 市町村1/6 ○公務員 ・児童手当 所属庁10/10 ・特例給付 所属庁10/10	児童手当法第17条・第18条 児童手当法施行規則第11条第1項、第12条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通り、公務員分についても、すでに情報連携等による添付書類の省略が可能となっていますので、引き続き情報連携の活用を促進してまいります。	
931	令和3年7月20日	令和3年8月18日	競争的資金の使いこすきの改善	国立大学に勤めていますが、研究を行うためには国からの運営費交付金のみでは無理で、いわゆる競争的資金に応募して資金を得ていかなければ、前に進んでいきません。しかし、競争的資金は各省庁でルールが異なり、応募書類、採択後の各種手続き様式がバラバラで、しかも紙による申請及び押印が必要なものが多い。最も難しいのが執行ルールで、省庁ごとに異なるだけでなく、非常に細かくも、研究者が研究ではなく事務仕事に多くの時間を割かれている。上記ルールを省庁ごとではなく、統一様式及び統一ルールとしてほしい。	競争的資金は、各省庁(総務省、文科省、経済産業省、環境省、厚生労働省、農林水産省、内閣府など)がそれぞれプログラムを設けて所管しており、これだけでなく各省庁が所管する国立研究開発法人や独立行政法人(JST、NEDO、AMED、農研機構など)も同様に、各種プログラムを有している。上記においては、応募書類や様式、特に執行ルールがすべて異なっており、例えば研究用消耗品の購入について、ある省庁では問題なく買えるのに、総務省ではいちいち複数社から見積もりをとって、ネットからその消耗品のパンフレット等の情報を印刷して保管しなければならぬ(年度途中や年度末に検査され、ないその執行ははじかれる)。研究者や事務の手を煩わせるものほ上記以外に出張や人件費等でもある。各省庁、国立研究開発法人等で異なるルールを設けるのではなく、省庁共通ルールを設けること、そして各省庁で独自のローカルルールを設けないこと、これらを各省庁、国立研究開発法人、独立行政法人はもろろのこと、補助金適正化法を適用する補助金を交付するプログラムを有する団体にも適用してほしい。上記の改善があれば、国立大学・私立大学において、研究者や事務の上記な労働、コストが縮減され、研究者が研究に咲く時間が増加し、最近低迷する論文執筆数の増加など、活発な知的想像力が増すと思われる。私案としては、最も資金額が多いと思われる文科省科学研究費補助金のルールをベースにすれば、より多くの大学・研究者になじみがあり、受け入れやすいと思われます。	個人	内閣府 総務省 文科科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	なし	令和2年度に実施した競争的研究費の事務手続きに関するアンケート調査結果で得られた大学や研究開発法人における現場の研究者等の方々のご意見を踏まえ、事務負担軽減のための統一ルールとして「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて(令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を定めました。例えば、同申し合わせでは、 ・応募申請、会計実績報告に係る手続きについては、原則、府省共通研究開発管理システム(e-Read)等によるオンライン提出とすること ・各事業における独自に必要とする項目については、e-Read等における入力内容と重複しないようにするとともに、簡素な様式とし、電子媒体での提出とすること ・各種事務手続きにおいては、原則、押印を廃止し、配分機関と研究機関(代表研究機関及び分担研究機関を含む)の書類の授受は電子媒体により行うこと ・耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の物品を消耗品として取り扱うこと ・研究機関における証憑書類の保管に当たっては、電子データ保管も可能であること及び研究者に対して必要以上の証憑書類を求めないよう配慮することを明示することなどを定めており、各種事務手続きの改善に係る事項を令和3年度以降実施する事業から適用することとしています。	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
932	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員共済組合に関する事務の改善	<p>文部科学省共済組合に加入する大学に勤めているが、旧態依然とした処理方法、あまりにも細かい手続きが多岐に渡っており、非効率極まりない。</p> <p>各種手続き時では、手続き用紙は紙媒体に手書き、押印(シャチハタは不可)しなければならない。オンラインどころか、ワード等の電子媒体すら存在しない。大学事務に聞くと、大学だけで決められず、文部科学省が改善しない限りどうしようもないようである。(国家公務員共済組合は財務省所管か?とると、文部省所管で、財務省(税源?))</p> <p>上記は一側だが、「一事が万事ごとく」の状態である。年金となると厚生年金加入だが、KKR(国家公務員共済組合連合会)と日本年金機構が絡み、公務員はこれら2つの組織向けに各種申請用紙を作らなければならない。煩雑である。</p> <p>私の大学では、検認(被扶養者である家族等の内容確認)が毎年あるが、添付書類が複雑である。家族に収入がある場合、区役所の課税証明書だけでは不可で、勤務先から給与額証明書をとる必要がある(年金収入だと年金改定通知書が必要らしい。課税証明書だけではいけないのか)。扶養が必要だからしているのに、なぜ扶養しなければいけないか理由を書かされる。被扶養者となれるのは年130万円以下だが、たまたま3か月間の平均収入が108,333円を超えると、たまたまで年額で超えませんか理由書を書かされる。年の途中で退職していたら、退職しているにもかかわらず退職証明書を元勤務先からとるよう言われる。上記のように、独特すぎるルールである。協会けんぽが所管する社会保険の被扶養者確認では、これほどまでに厳格決められないようです。これを適用すれば、国家公務員の方が予定な努力、時間をとられることはなく、せめて押印廃止、オンラインとすべきである。</p>	個人	文部科学省	<p>共済組合関係書類については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「規制改革実施計画」の方針を踏まえ、令和3年4月以降、債権債務に係る様式以外の全ての様式を押印廃止しまた。また、申請、届出についてもメール等による電子媒体での申請手続きが可能となるよう体制整備についての通知を行っています。</p> <p>また、要件確認(検認)は毎年9月に行っており、過去1年間(前年9月から当年8月)の扶養状況を確認するためのものです。給与収入等の確認については、雇主の証明以外で代用できる書類もありますが、職種等扶養の状況により提出書類は異なります。課税証明書は年金以外の収入確認のため提出が必要であり、課税証明書の年金収入額は控除後の雑所得となるため、併せて年金改定通知書を提出していただいております。収入が恒常的か一時的な収入か、直近の状況の確認のための書類は、申立書及び退職証明についても同様で、必ずしも「証明書」である必要はありません。</p> <p>年金請求書においては、平成27年10月に年金一元化となり、被保険者の種別を問わず、請求者が希望する実施機関で受付が行われるようになっています(ワンストップサービス)。</p> <p>年金請求書および各種届出書類については、原則、各実施機関共通で1通とし、添付書類についても重複するものは省略できます。</p>	なし	【共済組合関係書類・要件確認(検認)について】 【現行制度下で対応可能】 【年金請求について】 事実確認	<p>【共済組合関係書類・年金請求について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【要件確認(検認)について】 ご指摘の要件確認(検認)に係る添付書類については、各支部担当者により認識が異なることが無いよう、周知を図ってまいります。</p>		
933	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国土調査法等に基づく地籍調査事業を原則中止し法務局が行う地籍作成業務に一本化するべき	<p>境界を確認し旧公園を復元性のある地図に改める作業は、国土交通省負担の地籍調査事業よりも法務局が行う地籍作成業務の方が迅速正確に行えるので、法務局地籍作成業務に予算しを集中し、主に市町村が行っている地籍調査事業は原則中止とする。国土調査法も将来的に改正し市町村主体で行い国と都道府県が負担金を出すという地籍調査事業は奥に第七次十周年計画に入ったが00年以降取り組んで国土の半分しか終わっておらず非効率性は明白で制度寿命に至っている。</p>	個人	国土交通省 法務省	<p>地籍調査は、土地の境界明確化を通じて、都市計画等の計画策定、公共事業の実施等の基礎資料としても活用することができ、地方公共団体にとっても有益なことから、市町村等が地域の実情を踏まえ実施計画を決定した上で、応分の負担をして行っているものであり、その成果は登記所に送付され、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。</p> <p>一方、公園に示された土地の配置と現況とが大きく異なる地図混乱地域では、調査に多大な時間と経費を要し、市町村等による地籍調査が困難であるため、法務省(国)が登記所備付地籍作成作業を実施しております。</p> <p>これは平成15年に都市再生本部によって示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」において、都市部の人口集中地区(DID)のうち、公園と現況のずれが大きい地図混乱地域は法務省の地籍作成作業により、それ以外の地域は地籍調査により登記所備付地籍の整備を実施することとされたことによるものであり、当該役割分担に基づいて業務を推進しているところです。</p>	国土調査法 不動産登記法	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、両事業は、いずれも成果物が登記所に備え付けられるという点において共通しているため、地方公共団体の地籍調査部局と各法務局等は、定期的な連絡会議を開催するなどして連携して取り組んでいるところであり、引き続き、両者の連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。</p>		
934	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達、管理事務の全庁省統一化	<p>物品や車、情報インフラ、不動産、会議場の場所の借り上げなど、調達業務を一手に担う組織ができれば事業者にとって便利になると思います。</p> <p>米国の政府機関にGSA一般調達庁という組織がありますが、それを手本に組織改編をしてはどうでしょうか。</p> <p>庁舎や土地の空きスペースの有効利用、公用車や業務用車の効率運用、物品や情報インフラの調達、会議室等の借り上げ、印刷その他役務、管理業務の外部委託など各省庁共通で発生する業務を一手に担っています。</p> <p>また、契約申込や契約のために償借として提出する書類や押印も未だに多く、簡単になくならないとは思えません。これもまとめて担う組織ができれば統一化しやすいのではないのでしょうか。</p>	個人	財務省 内閣官房	<p>【財務省】 現状でも、各府省で共通する物品や役務調達等の一部について、既に異なる省庁間での共同調達や、同一省庁内の他機関との一括調達を実施しており、これを各府省において推進してきております。</p> <p>また、契約申込等のために提出されている書類のうち、会計法令上、押印を求めている書類は契約書のみであり、その契約書についても、電子署名といった記名押印に代わる措置を取ることにより電子化が可能となっております。また、その他、契約事務取扱規則第28条に記載する書類も電子化が可能となっております。</p> <p>【内閣官房】 政府としては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、調達改善を推進する枠組みを構築し、不断に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、各府省庁が毎年度調達改善計画を策定し、年2回の自己評価を実施、結果を公表するなど、自ら調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議は各府省庁の自己評価結果を点検し、調達改善のノウハウの共有化を図るなどしています。</p>	【財務省】 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第28条 等	【内閣官房】 今後とも政府全体で調達改善の取組を進めて参ります。	【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりであり、これらの状況を踏まえれば、現状では組織改編の必要はないものと考えております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
935	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国勢調査における集計方法の改善及び住民基本台帳のデータ活用について	国勢調査の集計作業(いわゆる補正)の電子化及び住民基本台帳のデータベースからの電子的複写を許可していただきたい。現行の方法では国勢調査の回答(ネット回答・郵送回答・未回答)を一つの帳票にまとめる際に、自治体職員がそれぞれ3つもの回答(世帯主氏名などを一覧表に手書きする)と合わせてアナログな方法をとっています。それをネット回答及び郵送回答(OOCRによるデータ化)を統合した台帳を最初に取り、未回答分については住民基本台帳のデータから住所をもとに転写、転出者等のエラーイレギュラーについては人間の手でチェックという方式にすれば、ミスの減少・人件費の削減につながると思われます。	この提案は国勢調査の意義や必要性を認めた上で、低コストで、より精度の高いデータを求めるための提案です。 理由1 人件費の削減になります。上記の作業は調査対象の自治体職員が行っているのですが、少ない人件費が発生しています。正規職員に行わせるので雇用の受け皿にもなり得ないことから、削減すべき経費です。システム構築の経費にしても住民基本台帳の仕組みが変わらなければ何回も使えることから経費回収は容易だと思われます。 理由2 ミスの減少に繋がります。日本の世帯数が5000万世帯程度なので、それらを人間の手で転記すると、仮に1000世帯に1件、転記ミスがあるだけで5万もの世帯主情報に誤ることになります。 また、未回答者(回答率が約8割なので)1億人の2割程度で約2000万人)については世帯全員を住民基本台帳から氏名・生年月日等を転記するのですが、これも0.1%の確率でミスがあれば、2万人程のミス(生年月日の誤りなど)が発生する可能性があります。 理由3 「行政DX」の例として最適です。現行の方法はネット回答やデータ化された住民基本台帳のデータを紙に転記する、という本来転倒な仕組みになっています。このような無駄かつ全面規模の業務を効率化したという実績は「行政DX」の例として極めて有効であり、他の事業のDXへの弾みになるとも思われます。 住民基本台帳法の規制により連携が難しいという懸念はありますが、ぜひ政治主導で変えていただきたい。	個人	総務省	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。今回の実施状況を検証し、その時々を導入可能な技術や方法等を取り入れ、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。		
936	令和3年7月20日	令和3年9月10日	労働行政などの報告徴収のための訪問をWEB形式にしたい	事例)日時:2020年11月9日 担当部署:群馬労働局雇用環境・均等室 内容:男女雇用機会均等法に基づく雇用の状況 育児・介護休業法に基づく雇用の状況 見込める効果 上記内容にてアンケート作成と来社への通知がありました。コロナ第3波の件もありWEBにて対応したいと申し出ましたが、役所内手続きが複雑でできないとの返答でした。 WEBを利用した調査が効率的と考え、役所内での手続き簡素化を提言いたします。	・ZOOMなど使用してヒアリングする ・事前に必要な書類はPDFなどで共有化する	民間企業	厚生労働省	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に定める事業主に対する報告徴収については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、それぞれの法律の施行に関し必要であると認めるときに行うものであり、この結果も踏まえて、助言、指導又は勧告が行われるものです。 報告徴収を円滑に実施するために、通常、ヒアリング票の作成及び必要な資料の準備をお願いします。	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第29条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第56条	検討に着手	WEB環境の制約等の課題を有していますが、WEBも含め効率的な実施方法を検討してまいります。	
937	令和3年7月20日	令和3年8月18日	任期付職員として採用した職員(国家公務員)の再度任用を可能とすること	現在、人事院は、国家公務員においては、明文の規定がないにも拘らず、任期付職員として採用した職員を再度任用することを不可としている。しかしながら実際の行政業務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材自身が稀少であり、その確保が困難であることが多々ある。 一方で、人事院は、国家公務員においては、明文の規定がないにも拘らず、任期付職員として採用した職員をその任期満了後に再度任用することを不可としているため、一度実際の職務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材を採用できたとしても、その者の任期満了後は、たとえ本人が、再度採用の公募に応募すること希望したとしても、それに応じることは出ず、他に同等水準の専門的知識経験を有する応募者が全くないことが多くことから、本来、公務において期待すべき専門的知識の水準を長期間にわたってある一定のレベル以上に維持することが極めて難しいものとなる。極論すれば、一度採用した優秀な民間人が任期満了後は採用対象の母集団から外れて行ってしまったため、公務に利用可能な専門的知識の水準自体が次第に劣化するということもなかなかない。 かかる弊害を排除し、行政サービスの質を維持、向上するためにも、国家公務員の任期付職員に関しても、現在、多くの地方公共団体が実際に任期付職員の再任用を広く行っているのと平仄を合わせて、改めて公募等により、競争試験又は選考による能力の実証を経れば、同一の職員をその任期満了後に再度任用することを可能とすることが必要であると考える。	公務に有用な専門的知識経験を有する民間人材の採用の円滑化を図るために、平成12年に「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」が制定され、多くの民間人が今まで任期付職員として採用されてきた。しかしながら、職務の内容によっては、実際の公募に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材自体が稀少であり、その確保が困難であることが多々ある。 一方で、人事院は、国家公務員においては、明文の規定がないにも拘らず、任期付職員として採用した職員をその任期満了後に再度任用することを不可としているため、一度実際の職務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材を採用できたとしても、その者の任期満了後は、たとえ本人が、再度採用の公募に応募すること希望したとしても、それに応じることは出ず、他に同等水準の専門的知識経験を有する応募者が全くないことが多くことから、本来、公務において期待すべき専門的知識の水準を長期間にわたってある一定のレベル以上に維持することが極めて難しいものとなる。極論すれば、一度採用した優秀な民間人が任期満了後は採用対象の母集団から外れて行ってしまったため、公務に利用可能な専門的知識の水準自体が次第に劣化するということもなかなかない。 かかる弊害を排除し、行政サービスの質を維持、向上するためにも、国家公務員の任期付職員に関しても、現在、多くの地方公共団体が実際に任期付職員の再任用を広く行っているのと平仄を合わせて、改めて公募等により、競争試験又は選考による能力の実証を経れば、同一の職員をその任期満了後に再度任用することを可能とすることが必要であると考える。	個人	人事院	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律においては、一般職の職員について、専門的知識経験又は優れた識見を有する者を、5年以内の任期を付して採用することができることとされています。 なお、制度上、退職した任期付職員を再び任期付職員として採用することは否定されていますが、同一業務を行う公募に再び任期付職員として採用することは、任期を定めた採用の進捗や職員の身分保障上の観点から適当ではありません。	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律	現行制度下で対応可能	任期付職員法による採用は、専門的知識経験を有する者を、当該専門的知識経験を一定期間活用して業務を遂行することが必要とされる場合に行うことができるものです。 一方、継続的に専門的知識経験を有する人材を必要とする業務に職員を採用する場合には、人事院規則1-24「公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例」等の制度により任期を付さずに職員を採用することが可能であり、任期付職員として採用された者の有する専門的知識経験を引き続き継続して公務において活用する必要がある場合には、これらの制度により再度採用することができます。	
938	令和3年7月20日	令和3年8月18日	指定難病 告示病名以外の難病も掲載してほしい	地域の保健所や難病相談支援センターで作成された「難病ガイドブック」などに「指定難病一覧」を掲載しているものに「告示病名以外の指定難病一覧」も記載して欲しい。	【提案理由】 告示病名以外の指定難病患者がご自身の病気を指定難病と知らずにいるケースが(少数ですが)いくつかいらっしゃいます。そのような方に指定難病だと気づいてもらうため、「指定難病名一覧」を紹介する際には「告示病名以外の指定難病一覧」も記載して欲しい。 (印刷代がかさむようであれば、せめて告示病名以外の指定難病一覧が掲載されたwebページのリンクを貼って欲しい) 【効果】 対象の患者の機会損失を防ぐ	個人	厚生労働省	医療費助成制度の対象となる指定難病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)において定めることとされています。 一方、告示病名以外で指定難病に該当する可能性のある疾病名に関して、情報提供として、厚生労働省の補助事業である難病情報センターのHPに掲載しています。	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度	対応不可	指定難病医療費助成制度の対象となるのは、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)に定める疾病であり、厚生労働省としては、当該告示で定められている疾病名(以下「告示病名」という。))により、周知資料等を作成しております。 御指摘の「告示病名以外の指定難病一覧」について、難病情報センターのHPに掲載している「告示病名以外の指定難病対象疾病名」のことを指していると思われますが、これらの疾病については、その患病が指定難病患者に当たる場合もあることから、参考として掲載しているものであり、これらはいくつか告示病名として定められている指定難病とは異なるものです。 したがって、御提案の「指定難病一覧」を掲載しているものに「告示病名以外の指定難病一覧」も記載することについては、誤解を招く可能性があることから、困難であると考えています。 一方で、自らが指定難病患者に該当する可能性があるとの認識を持っていただくことは重要であることから、自治体に対して、難病相談支援センター等での周知・啓発活動において、当該情報を活用いただくよう案内することなどを検討いたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
939	令和3年7月20日	令和3年9月10日	行政職(二)職員の廃止	行政職俸給表(二)の適用を受ける職員として採用されている国家公務員(以下、行(二)職員)は廃止して民間に委託するなどの措置を取るべき。	地方ですすで行(二)職員に相当する技能労働職員が担当する業務(自動車運転手や清掃員、給食調理員等)を民間に委託して、新規の技能労働職員採用は行わない、既に技能労働職員として働いている者は試験や研修を経て事務職員に任用替えする等の措置をとってコスト削減を図って。平成30年国家公務員給与等実態調査によれば行(二)職員は2,553名在職しており、毎年減少はしているが20代未満や20代の該当職員も未だ多数いる状況である。厳しい財政状況の中、国家公務員でなければならぬ具体的な根拠も無く行(二)職員として採用・雇用し続けるのは非常に問題である。特に定年まで年月のかかる30代以下の意欲ある若手の行(二)職員を行政職俸給表(一)の適用を受ける職員として任用替えする等の措置を政府として積極的に推進したり、少なくとも行(二)職員の新規の採用はやめるべきである。効果としては国の財政支出が減る他、民間企業への委託にともなう入札の増加により経済の活性化につながるものと考える。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用すること、能力及び実績に基づく適材適所の人材配置を図ることとしています。この方針を踏まえ、各府省等において必要な人材を確保し、人材配置を行っているところである。	国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
941	令和3年7月20日	令和3年9月10日	日本年金機構など行政機関のメールでの問い合わせ	海外在住の日本人です。日本年金機構に社会保障協定の運用について問い合わせようとしたところ、メールでは受け付けていないとのこと。海外通話は電話料金が会計にかかるとのことなので、メールでも問い合わせできるようにしてください。	コストの削減、記録が残る、など。	個人	厚生労働省	日本年金機構における年金に関する相談の手法は、「来訪相談」「電話相談」「文書相談」があり、以下の観点で行っています。 ①来訪相談(対面):年金事務所(分室を含む)、街角の年金相談センター(オフィス)、市町村等の外部会場で行う出張相談 ②電話相談:コールセンター ③文書相談:年金事務所(分室を含む)、日本年金機構本部	なし	検討に着手	日本年金機構においては、機微な個人情報も多く扱っており、年金加入者や受給者の方々の個人情報保護の観点から、インターネットの利用については制限しております。一方で、海外居住者をはじめとする様々な方々から、電話以外のコミュニケーションに対する要望が寄せられている現状もありますので、今般の新型コロナウイルス感染症にかかっている現下の状況を踏まえ、今後、お客様に提供するサービスのオンライン化について、個人情報をやり取りする安全な環境の確保等に十分留意しつつ、検討してまいります。	
942	令和3年7月20日	令和3年8月18日	官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)の運営改善について	とにかく運営の改善を求め、具体的には下記の通り、意味のない報告会や審査会を行わない。以前提出した資料の様式を使い回せることが出来ないような、若干改変した様式で発注をすることで、手間がかかりかつ意味のない資料作成をするといった負担を現場にかけさせない。また資金を受領してない年月における研究成果を照会するという意味不明な発注を行わない。他、常識的に考えておかしな発注等々の自粛。	現在当方の所属機関では内閣府より提案事項にある資金を受領しているが、とにかくこの制度を運営する事務局の業務の進め方が酷い有様であるため、資金を受領する側からありがけいところかかえて迷惑極端に考えておかしな提案内容に記載した通りの事例を中心に、常識的に考え、これらのことによって、現場の貴重な労働時間が吸収されてしま、研究に集中することが難しいという本末転倒な状況である。仮に改善が見受けられた場合、受領した資金をもとに効率的かつ適切な執行を行いながら研究に集中出来るため、期待できる経済効果等は大いであらう。	個人	内閣府	PRISMは、平成30年度に創設された制度であり、総合科学技術・イノベーション会議(GSTI)が司令塔となり、民間の研究開発投資誘発効果の高い領域に各府省の施策を誘導するため、統合戦略や統合イノベーション戦略推進会議が決定する各種分野別戦略等を踏まえ、各府省の施策に対し、追加の予算配分を行っています。上記の領域は、令和3年現在、①革新的建設、インフラ維持管理技術/革新的防災・減災技術領域、②AI技術領域、③/イオ技術領域、④量子技術領域の4つが設置されています。追加の予算配分を行う各府省の施策の選定にあたっては、まず、上記領域にそれぞれ設置された運営委員会が検討を行い、次に、適当と認められた施策について、GSTI議員、プログラム統括及び外部有識者から構成される「PRISM審査会」で審査を行います。この審査体制は、令和元年度の運営体制の強化に伴い整備されました。具体的には、令和元年に各種課題に対応するため「PRISMの今後の在り方に関する検討会」を設置して検討を行い、「ガバナリングボード」の下に、PRISM審査会を設置し、年度評価及び推進費配分の審査を厳格化し、「内閣府が、推進費の配分を受けている事業、元施策の状況を把握するために、各府省庁から定期的に予算要求及び執行状況等の報告を受けけるメカニズムを導入」が図られました。後段については、年3回定期的に、予算要求及び執行状況、並びに事業の成果について報告を求めます。追加の予算配分は、年4回程度を行っており、4月、6月、9月、11月が目安となっています。また、基本的に、4月は前年度から継続している事業、その他は新規に行う事業の予算配分を行っています。	なし	対応	国の事業は国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、公正かつ効率的に使用されるように努める必要があることから、事業を所管する内閣府が審査に必要な資料の提出や執行状況の報告等を求めることは必要なことであり、事業を行う関係府庁・関係機関がこれに抵触するは必要な事務と考えます。その際には、関係府庁・関係機関に過度な負担をかけないように配慮することも重要であることから、報告や審査会の開催については必要最小限としているところです。資料作成については、PRISM審査会資料の様式その他提出資料の様式については統一化を図っています。また、PRISM中間評価に係る関係府省庁へのアンケートの中でも改善要望があり、中間評価結果報告には「PRISM制度の効果的・効率的な運用を図る観点から、各府庁に推進費を配分する際により必要とする様式について統一化を図るとともに、評価に係るアンケートの明確化等を図ることとする」と明記し、公表しています。今後とも必要に応じ、改善を努めてまいります。次年度も事業を継続する場合、当年度の研究成果を提出し、この評価結果を踏まえ継続することが適当か審査します。次年度4月配分の場合、当年度12月には研究成果を提出する必要があるため、9月、11月に配分した事業については提出が困難であり、次年度6月以降の配分とすることで対応しています。関係府庁・関係機関に研究成果の提出を依頼する際、こうした意図が十分に伝わって必要と、特に11月に配分した事業の場合もまだ資金を受領してない年月における研究成果を照会されたこととなり、意味不明な依頼になったと考えられます。また、これに限らず、国会対応、予算要求対応等により、緊急に作業依頼を行うにあたり、きめ細やかな依頼ができなかったケースがあったと認識しており、こうした事例も踏まえ改善を図ってまいります。	
943	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入札参加資格審査申請の方法	行政省庁・市町村工事、納入などの発注は、毎年12月に一度、入札参加資格審査申請の手続きを行い、指名業者登録を行う。行政省庁・市町村に依って方法、書式が全くバラバラで、大変な努力を必要とする。国の統一書式が存在するものに、独自の様式・独自のシステムを利用させ、わざわざ大変にしている。例えば工事などは経営事項審査を受けているのだから、それに不足なものがあれば添付する、これで事足りないのでか、企業コードの活用は出来ないのか?この莫大な、バラバラなシステムの在り方の見直しを切に願います。	省庁、市町村、組合により全く違う提出方法を求めるが、知りたい情報はどこも同じでは無いのか。だったら全国統一にして、不足な書類、情報だけを求め、同じような作業をあらかじめ行う事を減らし、省庁市町村組合、企業皆さんの互いが作業効率が上がる仕事ができる思うから提案しました。	個人	総務省	規制改革の番号1231の回答を参照してください。				
944	令和3年7月20日	令和3年8月18日	企業に向けての活動調査	経産省、総務省等々から毎年工業統計調査、経済センサスその他諸々届きます。当該資料は提出義務が有るからです。これら資料を作成するだけでもかなりの時間を要し生産効率を著しく下げます。これら資料は税務署に問い合わせれば必要な情報は殆どありますのでわざわざ別途作成する必要はありません。	提案が実現した場合、国から下請けする申請用紙の発送コストや運送コスト、BPOコスト等の税金が減り、且つ申請企業の生産性が上がります。どう考えても当該資料は無駄な行為と考えます。	民間企業	経産省 財務省 経済産業省	ご指摘の経済センサスや工業統計調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査として実施しています。これら統計調査では、いわゆる税務情報にはない品目別出荷額やサービス収入の内訳等も調査事項としており、政策立案やGDP統計作成のために必要不可欠なものとなっております。	統計法	その他	制度の現状欄に記載のとおり、すべての調査事項を税務情報で代替することは困難ですが、報告者負担軽減の観点からも、御指摘を踏まえ、併用可能性について、関係省庁に相談の上、検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
945	令和3年7月20日	令和3年8月18日	e-taxの対応条件について	e-taxでの確定申告について毎年毎年、確定申告を行っていますが、e-taxでの申請条件がブラウザのバージョンやmacosのバージョンなど古いバージョンだけしか対応していない、ブラウザやバージョンをアップデートをして最新にすると申請できないので、最新のバージョンでも申請できるようにしてほしい	しっかりと最新に対応、逆にサポートが終了した(する)ものは対応外とする事でPCの買い替え促進で経済が回り、最新にする事でITセキュリティも向上してウイルス、ハッキングの危険性が減ります。仕事のスピードも上がり生産性の向上を見込めます	個人	財務省	番号868の回答を参照してください。				
946	令和3年7月20日	令和3年8月18日	文書管理システムとADAMSの連携について	一元的な文書管理システムと官庁会計システム(ADAMS)を連携させることで行政決裁終了後再度支出負担行為決議書の回議を行うといった事務の重複が改善される。	個人相手の補助金事業を担当していた際、行政決裁が完了した後に再度ほぼ同じルートで支出負担行為の決裁を行わなければならない、負担を感じていた。特に支出負担行為は紙決裁のため持ち回らなければならない、その時間を要することで本来重要な業務である現場対応に遅れが生じることがあった。これらを電子決裁に一元化することで、意思決定後の事務的な決裁である支出負担行為の回議の時間を短縮し、本来行うべき住民サービスの向上や職員の超過勤務削減につながるのではないか。	個人	総務省 財務省	番号697の回答を参照してください。				
947	令和3年7月20日	令和3年8月18日	全国の学校で、紙による配布物の廃止を推進。	2022年4月から、全国の小中学校は紙による配布物を強制的に廃止し、公式LINEやメール等を学校と家庭の連絡手段とする。特別な事情がある場合のみ、家庭単位で学校に申請し、紙による配布を許可するといった許可制とする。	学校で配布する一枚の手紙が全校生徒に、そしてそれが全国のおよそ3万枚の小中学校で行われているとすると、紙の消費量は著しく、つまり膨大な数の木々が伐採されていることになる。こうした紙い木々の減少は、温室効果ガス排出量増加の直接的な原因となるため、持続可能な社会を実現しようとする世界の努力に教育機関が悪影響を与えてしまう。私たち中学生が将来も緑溢れる社会で活躍するためには、今、一枚でも紙を節約していくことが必要不可欠なことであると考え、この意見を提案した。	個人	文部科学省	番号725の回答を参照してください。				
948	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の副業解禁	公務員が副業を行うことを可能にしてほしいです。	公務員が副業をすることが可能になれば、ただ日々与えられた業務を遂行することだけのマシーンから脱却することができ、改革や新たな制度に対してもポジティブな意見をもつことができるはずです。このまま、ただトップダウン的に物事を進めても、この民主主義の世の中においては最終的に民意が必要です。だからこそ、変えるべきものは外でなく内であり、人だと思えます。そのためにもまず、国の中を支えている方々に自由な未来を描かせてあげることこそが、真に改革を遂行するために必要なことだと思います。具体的な事実として、教員が本を作成し販売によって利益を200万をほど売りあげ、地方公務員法によって処罰されました。教員の社会経験が不足し、見当違いな教育を行い学生が社会にでるときに必要なことを教えることができないことが問題になっていると、様々なところで耳にしますが、このようなナンセンスな法律がある限り教員の質の問題は永遠に解決が不可能だと思われず。このような事象は多々散見され、公務員の目線は法律によって低いところに縛られております。改革を遂行するのならば、同じ目線に立つ仲間が必要です。そしてその目線を獲得するためにも、法律の縛りをなくし公務員がより自由でどこまでも高いところまで、みることができるようになってあげてください。僕はまだ学生で、何かを変える力はありません。ですが、誰よりもこの国のことを想っております。なにより、この国に住むすべての人が幸せでともに良い人生を謳歌することができるよう、いつも願っております。このような意見を述べることしかできませんが、どうかよろしくお願い致します。	個人	内閣官房 人事院 総務省	番号472の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
949	令和3年7月20日	令和3年8月18日	厚労省が導入する地方公共団体との共同ポータルサイト「One Public」の非効率性について	厚労省が来年2月に導入する地方公共団体との共同ポータルサイト「One Public」については、通常業務のグループウェアや業務システムをEで整備している自治体にとって問題、問題を認識しながらポータルサイトを開始するのはいかなるものか？ 2については、従来はメールで届いた文書をクリックツウで業務システムに取り込めるようにシステム整備している自治体が存在するが、今後は、いかにポータルサイトからデータをダウンロードし、業務システムに取り分け、厚労省の通知は自治体を通じて民間福祉施設に通知することも多いが、現在、メールをそのまま転送することができた業務が、自治体が都度ポータルからダウンロードしてから、自治体がメールで発送することとなる。これでは以前、厚労省から郵送で届いた通知を自治体が随時職員を雇ってコピーし施設へ送付していた時代と似た流れとなってしまう。 よって、少なくとも通知文は、従来通りメールで送るようすべき、実情を踏まえ、厚労省がクラウド化・IT化を進めて、自治体業務負担が増えるのでは本来転倒。 クラウドには調査機能だけを導入すべき。	御指指のポータルサイトは、地方公共団体と厚生労働省の間の情報共有やコミュニケーション上の課題を解決するため、自治体職員とのワークショップの開催や本格運用開始前のテスト運用を経て、令和3年4月より全国の地方公共団体との間で本格運用を開始しました。 厚生労働省から地方公共団体への通知や事務連絡については、これまでメールで発してきたところですが、以下の①～③の課題があることから、メールによる発出を原則廃止し、本ポータルサイト上に掲載した通知等を、市町村を含めた関係各地方公共団体において直接ダウンロードしていただくことによる発出に一歩化しました。 ①通知・事務連絡をその都度メールで送付するため、過去の通知等を地方公共団体でまとめて参照することが困難であること。 ②市町村への通知等の送付は都道府県を経由して行うため、都道府県側の業務負担や都道府県ごとにタイムラグが生じがちなこと。 ③メールファイルサイズ制限により、大容量ファイルはその都度分解して送付したり、CD媒体で送付せざるを得ないこと。 なお、自治体側のシステム上の理由により、本ポータルサイトの利用が可能となっていない自治体に対しては、現在も都道府県を経由してメールによる通知等の発出を継続しているところです。併せて、令和3年度中に本ポータルサイトからメールを自動転送する機能の構築を予定しております。	個人	厚生労働省	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、本ポータルサイトの活用が技術的に困難な自治体に対しては、個別に都道府県からのメール送付を継続しております。当省としては、各地方公共団体の接続状況を把握するためのアンケート調査を令和3年度秋頃に実施し、このアンケートの結果を踏まえて、必要な予算を確保しつつ、機能改修等を検討することとしています。	
950	令和3年7月20日	令和3年8月18日	霞ヶ関の「在庁時間調査」について	現在、霞ヶ関の各省庁では、河野大臣の呼び声で始まったとされている「在庁時間の調査」が行われています。しかしながら、ウチの部局では、上司が組織の上層部に付しているため、職員の正確な在庁時間の報告は行われていません。 車いすが、超過勤務時間の制限(4時間/月)を超えないように調整して報告しています。 なんのための調査なのでしょう？ まったく意味がありません。	河野大臣のせつかつの試みが、霞ヶ関のお役所感覚で形骸化した調査になっていきます。 本当にやるなら、しっかりと「お役人の上層部」を厳しく指導する必要があります。 なんのための調査なのでしょう？ まったく意味がありません。 また、超過勤務の時間を制限しているのも「センセス」、仕事量は減らないのに残業時間だけを一方向的に制限して職員に「サービス残業を強いている霞ヶ関の現状は明らかににおかしく、違法労働の強制以外のなにものでもありません。 そのために、「在庁時間の調査」をするなら、改めて各省庁に「本当の時間」「超過勤務時間ではない」「組織として調整した時間を報告するな！」と指導して頂きたい。	個人	内閣官房	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
951	令和3年7月20日	令和3年8月18日	省CO2に関する補助事業	「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等はエネルギー削減量をCO2排出量に換算する方法、経産省「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」等はエネルギー削減量を重油換算する方法で応募している。 どちらも基準となるのはエネルギー削減量で最終的な換算係数の違いだけで応募先が異なるし導入や更新する設備はどちらの事業も同様なものが多いので補助事業を利用したい事業者に混乱を招いている。 申請方法異なり環境省は縦主体で「応募申請→交付申請」と2ステップであるが経産省はオンライン主体で「交付申請」のみである。 これらの補助事業が1本化されオンライン申請で簡素化されると補助事業活用に消極的であった小規模事業者も応募しやすくなり、設備投資が促進されるCO2の更なる促進を図ることができると期待している。 現状では毎年上期に募集し下期に事業実施で年度下期は設備工事現場が繁忙となる傾向があるので四半期ごとに応募が可能となる設備工事現場の業務量や機器製造者の生産量を平準化できるためワークバランスが取れた環境の醸成、またエネルギー利用の平準化を図ることも可能で、省CO2と省エネは言うまでもなく社会全体の平準化を図ることが可能と思われる。	環境省の事業は工場・事業場全体でCO2排出削減につながる設備更新、エネルギー転換(電化・燃料転換)等の取組支援を行っており、経済産業省の事業は省エネにつながる先進的な事業や大規模な事業を含む高効率設備の導入支援を行っており、エネルギー転換等の取組は対象としておりません。このように事業内容が異なるため、一本化は困難です。 環境省においても、オンラインでの申請等の手続きが可能になるように順次取り組みを進めているところです。 また、環境省及び経済産業省ともに、公募時期は事業の特性も踏まえて設定しております。年度当初の公募で予定額以上の応募があった場合は、年度内であれば事業者の都合で設備導入時期を決められることから、年度内に複数回の公募を行うことなどは予定しております。なお、事業規模が大きく、単年度での実施が困難である場合等には、「複数年度事業」として申請したことで、1年目に設計を行い、2年目に工事を行うといったような対応も可能であり、事業実施時期の平準化にも資する仕組みとしています。 ご提案を踏まえ、両省で連携しつつ、公募の開始時期を合わせるなどの対応を検討いたします。	個人	経済産業省 環境省	なし	その他		
953	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達ポータルのMacOS対応	調達ポータルはWindowsOSのみに対応しており、MacOSにも対応していただきたい。	先日、政府調達案件への応札を行いました。当社では大半の社員がMacbookを利用しており、結果総ての応札となりました。政府の情報インフラとして、特定事業者(マイクロソフト)に有利な状況を作っているということもあり、調達の効率化のみならず、OS採用の公平性の面でもMacOSに対応していただきたい。	個人	総務省	なし	検討を予定	調達ポータルの利用者は、一般国民ではなく、政府電子調達(電子入札・契約)への参加を希望する企業(事業者)を想定しております。 また、政府予算を用いて運用している情報システムとして、その改修にあたり、費用(投資)対効果を慎重に見極める必要があります。 したがって、利用者が(事業者)の利便性向上だけでなく、調達の効率化及びOS採用の公平性等の観点からも、国内の業務(事業)用途での各OSの市場占有率(シェア)、政府のオンライン系上での各OSの利用状況及び各OS利用者(事業者)の利用頻度、政府電子調達(電子入札・契約)手続上でのオンライン利用率向上への寄与の可能性等、各判断要素を総合的に踏まえた上で、推奨環境の対象に追加するOSについて検討してまいります。	
954	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入札における委任状の廃止	競争入札において、応札を提出する際に求められている委任状は、提出者と応札者が異なる際に提示することとなっているが、法人が提出する際は不要としていただきたい。	法人が応札者である場合、応札者としては代表取締役等、会社を代表するものが応札者となるが、上記の小規模事業者でない限り、実際に入札関連書類を持参するものは営業担当が当たり前である。委任状は別法人(例:弁護士等)が持参する場合のみの提出としてはどうか。	個人	財務省 総務省	なし	【国について】 【地方について】 その他	【国について】 入札書を提出する者が入札者の正当な代理人であるかどうかを確認することは、例えば会社内で何ら権限を持たない者による入札や、全くの第三者による入札を防止するために、必要なものであると考えます。 そのため、「正当な代理権を持つ者であるかどうか確認できる状態」としておくことが必要であり、書面提示・提出の代替手段が無いのであれば、委任状の提出は必要であると考えております。 【地方について】 御提案にある入札の際に提出する委任状については、地方自治法及びその関係法令において、入札の際の提出書類として定められていないため、その提出の要否については、各地方公共団体において判断されるべきものと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
955	令和3年7月20日	令和3年8月18日	各省庁における予算編成作業について	予算書を折って確認するという無駄な作業の廃止について	友人がとある省庁で予算編成の業務をしているのですが、予算書作成は以前の活版印刷とは違い、システムが導入され、文字がズレる等の問題がおきないにもかかわらず、未だに予算書を折って、過去の予算書と見比べたりしているとのこと。また、担当者同士で読み合い、間違いをチェックするという時代錯誤も甚だしい作業もしているとのこと。これら作業のため、数十人が夜を徹しているというのは、税金の無駄としか思えません。無駄な残業代。一刻も早くやめさせるべき！やらなくても良いことに税金を使っている場合ではありませんよ！	個人	財務省	なし	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
956	令和3年7月20日	令和3年8月18日	婚姻時、離婚時の年金運結の簡素化	結婚時に夫婦としての年金手続きを、改めて社会保険事務所へ出かけて手続きをする必要が有ると言われています。何故？紐付が簡単にできないのでしょうか？離婚時も年金の手続きで、出頭が必要でしたので、婚姻届けでどうにかならないか？	そもそも分かりづらい年金制度を、国民が理解できる言葉で説明して欲しいし、分かりやすくしてほしい。	個人	厚生労働省	なし	なし	検討し着手	令和元年の戸籍法改正により2024年を目途に戸籍関係情報のマイナンバーによる情報連携の実現が予定されており、情報連携が開始されれば、市区町村の戸籍情報が日本年金機構に連携され、条件を満たした場合に年金関係手続の際の戸籍謄本等の添付が省略できることとなります。また、年金関係の手続では電子申請の利用促進を進めており、年金事務所に訪問せずともオンラインで手続が完了できるよう、検討を進めているところです。引き続き国民の利便性向上に向けて取組を進めるとともに、周知の際にはわかりやすい内容でお伝えできるよう検討してまいります。	
957	令和3年7月20日	令和3年8月18日	河川堤防にある草刈工事について	河川堤防上に道路があると、管理者が違うためか、堤防の道路際を道路管理者、堤防の管理者が草刈をしている。そのため、毎年堤防の草刈の時期になると道路際の草がしばしば残っていることがある。同じ草刈なのであれば、例えば大部分を草刈する堤防管理者が道路管理者からお金を貰って、一括して一気に草刈をすればよいのではないのか？	運転している者にとっては道路にはみ出してくる草は危険なので、少しでも早く草刈してもらえば、安全確保につながる。それぞれの管理者が工事を発注していると思うので、一括すれば、無駄な行政コストをカットできると思う。	個人	国土交通省	番号28の回答を参照してください。				
958	令和3年7月20日	令和3年9月10日	官邸登録について	首相官邸の入館登録はFAXで行われているところ、電子メールによる受付を行っていただきたい。	同左	個人	内閣官房	首相官邸の入館登録については、令和3年7月1日からFAXを廃止し、電子メールによる受付に変更しています。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
959	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークでの紹介状制度	ハローワークでの紹介状制度を廃止して、もっと求人への応募をしやすくすべきである。	失業して仕事を探す場合、自宅などでハローワークが提供している求人情報サイトを検索して就職先を探します。条件に合致する企業があれば応募しようと思うわけですが、応募するためには、わざわざハローワークに行き、何時間も待たされて、紹介状を発行してもらわなければ応募することができません。非効率極まりなく、それなら応募が面倒だからとあきらめてしまっています。私は、厚生労働省で非常勤として勤務した際、ハローワークの所長にも、所管する職業安定局にも紹介状は非効率なので廃止すべきであると提案しましたが、相手にされませんでした。また、「紹介状を廃止できないのなら、ハローワークに自動紹介状発券機能でも置いて、せめて窓口で待つ時間をなくすることはできないのか」とも提案したのですが、これも聞き入れてもらえませんでした。彼らの言い分としては、「求人企業も条件が合致しない人からの応募を受け付けたくないからハローワークでチェックして欲しいというニーズがある」という。しかし、それは論外であって、民間の有料の求人情報サイトでは事前チェックなどやられていくていくて成立している。ましてや、ハローワークは無料で求人情報を掲載しているのだからそこまでのサービスを税金でする必要はない。おそらく、紹介状システムを維持したい背景には、紹介状をなくしてしまうと、ハローワークの人員がいらなくなり、厚生労働省の予算が減らされてしまうからだと思います。就職先を見つけることを目的とする機関なのに、ハローワークの求人は、紹介状の交付が必要で面倒だからと応募しなくなるという悪循環に陥っています。是非、改善して欲しいと思います。	個人	厚生労働省	ハローワークの職業紹介に伴う紹介状は、求人者・求職者のミスマッチを解消する取組を実施した上で交付します。 その上で職業紹介の際に交付する紹介状については、窓口での手交のほか、ハローワークインターネットサービスにおいてマイページを開設している場合、オンラインでの紹介状を発行することができます。また、マイページを開設していない場合でも、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、郵送での交付等柔軟に対応しています。	なし	対応	制度の現状欄に記載の取組に加えて、令和3年9月に、ハローワークインターネットサービスにおいてマイページを開設することにより、求職申込み、応募、職業紹介（紹介状の交付に加えて応募書類の送付含む）の実施がオンラインで可能となる予定です。オンライン化の促進により、先所による手間や窓口での待ち時間を気にせず受けられるハローワークのサービスが更に増える予定です。	
960	令和3年7月20日	令和4年2月28日	自動車運転免許試験の民間教育所等への移管	現在、自動車運転免許試験は主に各都道府県の運転免許試験場で行われているが、これを民間の教育所などの事業者に移管して欲しい。	各都道府県が設置している公営の運転免許試験場は数が少なく、中には1箇所しか設置されていない都道府県も少なくない。そのため、特に実技試験において試験のキャパシティが受験者に対して少なく、東京など都市部の場合には試験予約を行ってから実際に試験が行われるまで1ヶ月以内のことも珍しくない。これは、半年間と定められている仮免許の期間と比べても決して短いものではない。一方、中には道路交通法に基づいた技能検定を実施できる技能検定を有する民間の教育所が多数ある。しかし、市中の民間教育所では検定受験のみを行うことは通常です。教習とセットになってしまつてこれらの場所で受験をする場合に高額の費用が必要になってしまつて。そこで、運転免許試験場の試験業務を民間に移管し、市中の民間教育所でも試験を受験できるようにしてほしい。この施策によって、以下のよきな効果も期待できる。 ・民間教育所の余剰試験リソースの有効活用によるキャパシティ増加と公営運転試験場の負荷軽減 ・検定事業増加に伴う民間教育所の収益性改善 ・試験実施場所増加による利用者の利便性向上 ・民間移管により市場原理が働くことに伴うサービス品質向上(例えば夜間や土日祝日での試験実施など) ・例えば検定専門業者など、関連する周辺新規産業創造の可能性が生まれる	個人	警察庁	免許に関する事務の全部又は一部については、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会(以下及び対応の職業欄において公安委員会とします。)が認める法人に委任することができますが、運転免許試験の結果の判定に係る事務について委任することはできないこととされています。また、運転免許試験の技能試験については、公安委員会の指定を受けた警察職員が技能試験を受ける者の運転する自動車に同乗して(大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又はその他の自動車で乗車定員が一人であるものを使用する技能試験にあっては、同業以外の方法で行うこととされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第40条第3第1項第5号 道路交通法施行規則(昭和35年内閣府令第60号)第24条第4項及び同31条の4の2	対応不可	運転免許試験の技能試験については、交通の安全に直接影響を与えるものであるため、公安委員会において指定された警察職員が実施することとされており、技能試験の実施を民間に委託することは、交通の安全の確保という観点から困難であると考慮しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
961	令和3年7月20日	令和3年8月18日	建設の技能実習制度及び特定技能について	入国管理局、厚生労働省、FIT、JAC、職業安定所に対して同じ書類、同じ内容の質問が多すぎる。その上、特定技能に関しては担当者ごとに意見が変わる。日本人と同等と答えるは言いますが、現状では日本人より手間(書類)も費用(給料含めて)もかかる。特に新制度の特定技能はJACも絡みどい有様です。	同じ書類を提出するのでも共有して、無い書類だけを提出するようにする。FITなどの定期的な確認でも各省庁に書類を求めたうえで、確認したい事項をまとめてもらう。これだけで提出書類は半分以下になります。尚、特定技能に関わるJACに関しては、毎月費用負担(新規特定技能生1名に対して1か月/28,000円、延長特定技能生1名に対して1か月/12,500円)についても聞いてほしい(あるとすれば1回の査察(入)1席にしてほしい)との意見が多数です。更に今年に入り、義務化された講習16,000円など講習の数も増やしてきて、本来の特定技能は悪い送財の出機関を無くす、組合も無くし、外国人労働者を不当に扱わない、企業の負担を軽減するのが目的でした。しかし、JACが絡み複雑になり、結果企業の負担は増し、厚生労働省の担当者も、費用負担の内訳は業界団体が決めたものと説明する行政書士団体、業界団体ごとに説明内容を変える有様です。その上、業界団体が要望した事項は考慮されずに現状の制度となっております。	民間企業	国土交通省 法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人特定計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める(平成31年国土交通省告示第397号)	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、特定技能外国人受入計画の認定制度や受入企業のJACへの加入を前提とした外国人技能者の就労監視の仕組みは、外国人技能者の処遇だけでなく、建設業界の技能者全体の適正な処遇の確保にも不可欠のものです。また、これらについては、建設業界を所管する国土交通省が、建設業界の担い手不足の現状等も見据えつつ、指導監督権限等に基づき、その主体となって責任を持って行っていく必要があります。今後とも、JAC・FITとも連携し、制度の合理的な運用に努めつつ、不当な処遇や多岐な就労環境等を指摘することを旨として、受入企業と外国人の双方が安心して雇用・就労できる環境整備を図ってまいります。		
962	令和3年7月20日	令和3年8月18日	免許証、保険証、官公庁等の書類の年号を西暦表示にする	免許証の有効期限が、元号が変わっても旧元号のままでは分かりにくい。昭和〇〇年の書類は何年前か分かりにくい。西暦表示に統一し、元号は補説表示してほしい。	免許証の有効期限が、元号表示なので元号が変わると旧元号のままの期限が分かりにくい。官公庁の書類も元号表示なので元号が変わると書類の日付の元号を変えた書類が必要になり、余分な費用が発生する。元号が変わると何年前とか何年経過したとか分かりにくい。民間では西暦表示が多いと思います。	個人	警察庁	番号727の回答を参照してください。				
963	令和3年7月20日	令和3年8月18日	内閣人事局の人材確保	内閣人事局は独自で公務員採用広報・イベントをやっているが人事局のHPにもその情報を載せていない。公務員試験を受けようとする時に試験情報を見に行かぬ人事局HPには必ず行く。月数回のイベントなのだから他省庁イベントと同列に載せるべきであり、ひっそり行うのは公平性からもおかしい。内閣人事局が行うべき仕事ではない。	採用広報・イベント情報については、人事局が集約して情報発信をしているので、内閣人事局主催のイベントについても同じイベントカレンダーに掲載すべき。また、内閣人事局はイベントの主催であるべきではないので、これらの仕事は人事局に集約すべきである。※内閣人事局は、採用広報のドラマ(KASUMI)を一般社ホームページに掲載しているがこれにかかった費用はいくらか？作成には数千円かかるものだが、ドラマ掲載後の国家公務員試験志望者は減少しており効果はみられない。内容も、「これを担当が公務員試験を受けよう」となるものではない。数千円のお金があれば、例えば、キャリア採用者(700人程度)の初任給を2万円程度引き上げること可能。効果のないドラマの作成は国費の無駄であった。ユーチューブにも載せているが、深夜に女性部下を屋上に連れ去る参事官などはセクハラ、パワハラである。それを指導する立場が内閣人事局ではないのか？これらの広報は公務員の募集にはマイナスになっている。	民間企業	内閣官房	国家公務員法において、内閣総理大臣は、採用試験により確保すべき人材等に関する事務(職員に任用に必要な事務のうち、行政需要の変化に対応するために行われたい人材の養成及び活用に関するものを含む)、採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」に関する事務等をつかさどることとされています。内閣人事局においては、これらに関する事務として採用広報活動を実施しています。	国家公務員法第18条の2、国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	引き続き人事院と連携しながら採用広報活動を実施してまいります。	
965	令和3年7月20日	令和3年8月18日	建設キャリアアップシステムの個人情報の不特定多数への公開の是非	建設職人にかかるキャリアを第三者機関が中立の立場で示すものとして(一社)建設業興業金が登録管理していますが、個々の職人を特定するために複数の個人情報の提出を求め、その内容が誰にも公開される仕組みになっています。これではなりません。できるだけでなく個人情報の流れ流しになるのですが、関与者が国土省・厚生労働省・総務省にまたがるためどこも自管管轄ではないと主張するため、同法人への早急な監督改正を行っていただかないと関連個人情報を利用した犯罪を惹起してしまいます。	ここに登録される建設職人に関しては、氏名、生年月日や住所はおろか、雇用保険被保険者証、年金手帳、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、国庫、在留カード、学歴、保有資格、職歴、退職金共済、収入といった個人情報情報を示す書証の写しを提出させ、こうした資料を第三者が自由に閲覧できる仕組みです。たしかに、建設職人のキャリアや技能はなかなか客観的に把握し難いものではありますが、だからといって、こうした個人情報等を何等の制限なく誰でも閲覧できることは許されるべきではありません。建設業の重層就労構造において、元請やゼネコンが下請業者者にこのシステムを参加することを求めています。客観的な能力を示すことができれば、教育訓練を受けるにはよいのですが、だからといってこれだけの情報を垂れ流し状態にすることは許されません。下請業者やその従業員は受注するために拒否できません。また、これだけの情報が垂れ流されることにより当該職人のなりすましによる犯罪も可能になります。個人情報と紐づける範囲は最低限とし、閲覧できる対象と内容の範囲を限定するよう是正指導を求めます。同法人がこうしたシステムの運用に関する情報保護が不十分であることへの指摘を無視し続けています。現在の団体の所管は国土交通省ですが、提出を求めるデータは厚生労働省所管、個人情報保護は総務省所管なので、この三省のどこもが自省の管轄ではないと主張し野放し状態です。さて割りであることを巧みに利用し個人情報をないがしろに扱っている同法人に対して、早急に是正指導が必要です。	個人	国土交通省	建設キャリアアップシステムにおいて登録された技能者情報は、システム外の第三者が閲覧・利用できるものではありません。指摘いただいた内容のうち、新規登録時に必須となるのは、技能者登録の場合、本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)、事業者登録の場合、事業者主体の存在証明(建設業許可証明書・事業税確定申告書・個人事業開業届等)です。それ以外の健康保険加入有無、雇用保険加入有無、年金保険加入有無、学歴、資格情報等については任意入力項目となっています。提出書類については本人確認/事業者存在確認/制度加入確認/資格等の所有確認のために利用しておりますが、これらは審査のみに利用されるため、第三者向け画面に提出状態を表示している等の事実はありません。なお、登録いただいた情報の一部は施工体制情報等の画面・帳票を通じて、当該現場の元請等事業者に対して例外的に開示されますが、これらは仮にOCUSに加入していない場合でも、現場入場の際に開示が必要となる項目です。また、資格情報など任意項目については本人意思により開示を行うこともできますが、当該項目は初期設定では非開示となっています。	なし	事実否認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
966	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達ルールの一化	省庁や機関によって調達のルールが違うことが往々にしてあると思いますが、統一したルール(又は大原則)があると、応札する民間企業も、事務処理を行う省庁にとっても楽になると思います。	提案理由： 調達ルールやプロセスが複雑であるため(独特なルールや経験がないと解釈が難しい用語・どれが重要な項目かわかりづらいウェブサイト等々)、官民双方でその理解に膨大な時間が費とコストが費やされています。働き方改革の側面からも、国の競争力の観点からも相当な無駄に思われます。 まずは、ウェブサイトで調達プロセスの何が重要かをわかりやすくしたり、文章をリンクに張り付ければ終わりの文化は辞めてください。どこに重要な内容が記載されているか不明です。ウェブサイトにUXデザイナーを起用することをお勧めいたします。色使いや省庁によっては一太郎を使っているところもあるので、ワードを使ってください。目次にハイパーリンクを付けてください。 わかりやすさの観点から、例えば以下のイギリス政府による調達ガイドライン(Green, Blue Book)とそのウェブサイトを参考にしてください。国の調達プロセス、方向性が明確で、Green Book, Blue Bookなど、馴染みやすい用語でUIが考えられています。社会的割引率等の考え方も明確に示されており、日本政府によくある曖昧さがありません。 https://www.gov.uk/government/publications/the-green-book-appraisal-and-evaluation-in-central-government	個人	財務省	会計法や予算決算及び会計令といった会計法令においては、契約の方法(会計法第29条の3)、入札の原則(同法第29条の5)や契約書の作成(同法第29条の8)等の国の機関における調達ルールについて定められています。 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3、第29条の5、第29条の8等	対応不可	会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3、第29条の5、第29条の8等の国の機関における調達ルールについては、契約の方法(会計法第29条の3)、入札の原則(同法第29条の5)や契約書の作成(同法第29条の8)等の国の機関における調達ルールについて定められています。 一方で、国が締結する契約については、その性質・目的は多様多岐であり、例えば同様の製品を調達する場合であっても、調達するものを踏まえて、契約担当官等がそれぞれ、一般競争参加者の資格等の調達ルールの細部を定める必要があります。そのため、調達ルールの細部(省庁ごと)に若干の差異があることはやむを得ないものと考えております。		
967	令和3年7月20日	令和3年8月18日	育児休業給付はダウンロードではダメで、複写式用紙で申請してください。では困ります	女性の妊娠から出産を経て育児するのには、連続した事象で、妊娠したら母子手帳、出産予定日前後の産前産後休暇、その後の育児休暇と同じような手続きをしなければなりません。社会保険庁と職業安定所で担当が異なっているため、これを改めて、子育てで支援庁を置き、手続きだけでも一本化した簡潔な仕組みにしたいです。	当会社の職員の育児休業給付金をダウンロードで入手した様式で申請したら、3枚複写のB4様式で提出してくださいという事で、戻されました。確かに2枚目(本人が支給された賃金の記載が正しいかを確認する押印またはサインが求められています)が、これらの手続きをネット上で完結できるようにしてほしい。 たとえば次の通りです。 母子手帳を発行した時に、その子の特定できる番号を付与する。その番号を付けて、育児休業給付の申請書をダウンロードしたものをメールに添付して申請する。このとき番号さえあれば追加データだけ記入すればよく、簡潔にする。本人の確認手続きは、その人にこのデータを閲覧させて、ネット上で承認手続きをする。 効果 手続きが工程管理になり、前工程の信頼性が上がり、確認手続きが不要になり、申請する側も簡単になる。書面の保管、整理、検索が不要になり、双方コスト減になる。手続きが漏れている人の検索も容易にでき、申請主義ではない、行政側からする子育て支援にも役立つことができる。	個人	厚生労働省	育児休業給付金は休業開始時賃金月額証明書も含めて電子申請にて申請可能です。その場合、電子署名をしていただくこととなりますが、押印は不要です。なお、GビズIDをお持ちの場合、電子署名も省略できます。	対応	雇用保険法第61条の7第1項、雇用保険法施行規則第101条の30第5項	制度の現状欄に記載のとおりです。	
968	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の副業禁止の緩和	公務員でも、まだまだ働きたい、収入を増やしたい、自分の能力や経験を別の分野で生かしたいと思っている人は多くいると思います。 生産人口の減少する許今、公務員の副業禁止の緩和について検討願えないでしょうか。例えば1日二時間計算で5日×四週で月20時間ぐらいの就業証明ができる業種からの副業ぐらいでスタート出来ませんか。 公務員も、まだまだ働く余力があります。 コンビニバイトや、スーパーの朝の仕出しなどでもやりたいです。 また、例えば任意団体活動などでも、ある程度手当のなる職もやることがあります。これからの人口推計の中での生産と消費を維持するための、副業規制の緩和のご検討をよろしく願います。	地方公務員の大半初任給で家族を養っていくことを考えても、地元にも両親がいる家庭ならともかく、アパートを借り、交通の足の乗用車を維持し、我が家は子供は一人が限界です。 例えば私が朝の仕出しアルバイトで、2h/day仕事できれば、時給¥900としても20日×¥36000世帯収入増えます。いきなりすべて緩和できなくても、規制を徐々に緩和できたら夢が広がります。 私は地方公務員ですが、定年退職したら、小さな料理屋をやりたいと思っています。そのときに、例えばアルバイトでも経験を積んでおけば、再就職としての独立の選択肢も増やすことができます。 また、公務員も民間での仕事への取り組み方が、行政サービスに反映できる機会や、人脈も増えると思います。 働けるのに働かない人が多くなる一方、働けるのに働かせてもらえない人もいるのが現実です。 日本の生産人口の減少に対して、公務員がまず率先して副業の規制緩和を考え、日本の仕事の価値観と、経験の幅を持ったやる気のある人材の底上げのため、是非ご検討下さい。 まだまだやれる、という公務員は多いはずですが、緩和と言ってもまずは市民サービスが第一なので最初は規制が多くて良いと思います。 昨今のマイナス人動の補填先としても、緩和していただけると善ぶ人間は多いと思います。 よろしく願います。	個人	内閣官房 人事院 総務省	番号472の回答を参照してください。				
971	令和3年6月6日	令和3年9月10日	国民健康保険等の期割時期統一	住民税課税時期と同一の6月期割開始ではなく、7月期割開始全国統一をご提案します。 私の自治体では、6月期割開始となっておりますが、6月期割開始に合わせるために1月以降の転入者の前住所地税情報照会が紙での照会を取らざるえない状況です。 マイナンバーでの情報連携を活用するために、7月期割開始に固める通知で全国統一していただきたいです。	お取すかしい話役所の悪しき習慣は国の通知が無ければ変化しません。 また、非常に便利なマイナンバーによる情報連携も持ち腐れている状況です。	個人	厚生労働省	国民健康保険料の賦課に関する事項については、国民健康保険法では市町村の定め	国民健康保険法第81条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、国民健康保険法の規定に基づき、各市町村においては、それぞれ地域の実情を勘案して保険料の賦課の時期を決定しているものと承知しているところであり、保険料賦課を全国一律の時期に行うことは、地方分権の趣旨に反するものと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
972	令和3年8月6日	令和3年9月10日	所得税の確定申告書発送者一覧に係る市区町村への提供の電子化について	所得税の確定申告書発送者一覧情報の提供を市区町村が受け付ける場合に、現状では市区町村から紙媒体での発送者一覧の提供しか受け付けられないものを電子化する	・所得税の確定申告書については、e-Taxなど電子申告化が推進されているが、納税者からの送付希望などにより発送している件数が一定程度ある ・所得税の確定申告を行う者については、原則として市区町村の住民税申告書提出が必要がないため、住民税申告書の送付対象から所得税の確定申告書発送者を省く処理をする市区町村もある ・しかし現状では市区町村は管轄事務署から紙媒体での発送者一覧の提供しか受け付けられないため、上記処理上、紙媒体から改めて電算入力するなどの事務負担が生じている ・各管轄事務署と市区町村の間では国税連携システムが存在し、オンラインの下地はあるのだから、確定申告書発送者一覧情報の提供についても電子化により、市区町村の上記事務負担が軽減することが見込まれる ・納税者にとっても、国税の確定申告書と地方税の住民税申告書の2つが揃く事感なくなり、混乱せずサービス向上となる ・国においては、所得税の確定申告書発送者一覧の用紙代も削減できる	個人	財務省 総務省	税務署においては、納税者利便の観点から、各税務署管内の納税者のうち所得税の確定申告を画面により行うことが見込まれる個人の方に対して、予め申告書様式や申告書作成の手引き等を発送しています。 税務署から申告書様式等を送付した者を記載した一覧表については、国税庁と総務省の間で税務行政運営上の協力を図るために締結された了解事項に基づいて、各税務署が管内地方公共団体に対して閲覧に供するとともに必要に応じて画面により提供しています。	昭和41年11月28日付直所3-45「所得税の確定申告書を提供した者について個人事業税および個人住民税の申告を要しないこととされたことに伴う間」と地方公共団体との税務行政運営上の協力について「事務運営指針」	検討を予定	今般いただいた提案の発送者一覧の提供に関しては、地方公共団体における事務負担の軽減を図りつつ、地方公共団体及び国税当局双方の費用負担抑制の観点から、従来の紙媒体による閲覧・提供に代えて電子媒体による提供などといった方法を検討していきたいと考えています。 なお、地方公共団体と国税との連携システムを活用することに關しては、当該システムの改修・維持にかかる費用負担とこれにより得られる効果とを十分に勘案した上で慎重に対応を検討する必要があると考えています。	
973	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国税の申告と地方税の申告	国税は、納付要の金額、野附須美の金額等、Etaxで参照できるのに、地方税のELTAXでは見られず、しかも3ヶ月のみです。	システムで情報を管理しているのであれば、公開すべき。 そのためのシステムは、必要な場合は、各都道府県に状況を確認しおねがひますが、非効率。	個人	総務省	eTAXの共通納税システムにより電子納付された金額等の各種情報については、納付先の各地方団体に送付されるとともに、「納付結果通知」として利用者のメッセージボックスに登録され、120日間参照が可能となっています。 その他、各地方団体に直接納付された金額については、各地方団体において管理されており、eTAXでは情報を管理していません。 また、納付すべき税額については、利用者に直接入力いただいているところです。	地方税法第747条の5の2 地方税法施行令第57条の5第2項	検討を予定	ご提案いただきました内容につきましては、eTAXを運営・管理する地方税共同機構にも共有するとともに、納税側・課税側双方の意見も踏まえて検討し、納税者の利便性向上に取り組んでまいります。	
974	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法人税の申告	FSについて、なぜPDFでの添付が電子申告で認められないのか理解不能です。FSのPDF添付を電子申告で認めるようお願いします。	そのためだけに別途郵送とか、非効率的。PDF化を認めるべき。	個人	財務省	電子申告に当たり、「財務諸表」など、電子データにより提出が可能な確定申告書の添付書類は、法令上、イメージデータ(PDF形式)により提出できる対象とはなっていません。	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第39号 平成三十年国税庁告示第十四号	その他	経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続においても、ICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減を図ることが重要であるという観点から、国税庁としては、申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、データ形式の柔軟化等に取り組んでいます。 「電子申告に当たり、「財務諸表」などの電子データにより提出が可能な確定申告書の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できる対象とはなっていませんが、「財務諸表」については、令和2年4月以後、従来のデータ形式(XBRL形式)に加え、CSV形式による提出も可能とするなど、申告データの円滑な電子提出のための環境整備を図っています。	
975	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外務省における結婚時の手続について	結婚した際に必要な改姓、住所変更等の手続のための定型書式を一つの場所にまとめておくべき、それがわかるように案内をすること	1 人事課、会計課、福利厚生室にバラバラに書類を提出する必要がある。共有もされない。 2 何を提出するか担当者に問い合わせないと不明であり、所属の庶務担当が経験豊かでないし手続きがスムーズに進まない。 以上の点は改姓をする女性の負担が多。担当者が男性の場合不便であることも認識していない。また、各課間の連携も無いため改善が見込めない。	個人	外務省	婚姻に際する省内手続きを扱う部署が複数に跨がり、必要な手続きについてそれぞれの部署でご案内しています。	なし	検討に着手	人事課、会計課、福利厚生室において、婚姻に際する省内手続きの一覧表を作成し、速やかにホームページ若しくはポータルサイト上にご案内できるよう検討しています。	
976	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外国人技能実習生 入管行政	技能実習生の入国について外国人技能実習機構に実習計画の認定を受け地方出入国在留管理局での在留資格認定書の交付により入国をしています。最長5年間の在留の間毎年「計画認定」「資格の交付・更新」を繰り返しています。二重行政の感があります。	外国人技能実習機構に実習計画の申請・認定に普通約60日 地方出入国在留管理局での在留資格の申請・認定に約40日 合計約100日程度かかっています。 【従前は】 地方出入国在留管理局での在留資格の申請・認定だけで済ませられ45日・60日にて決定がありました。 【現在は】 法前行前の説明では計画認定に45日、入管局の審査に15日合計60日程度と説明がありました。が、合計90から100日必要です。二重行政の感があります。 外国人の活発・国際親善、受入企業の負担軽減(一人当たり機構に20枚程度の申請書類・入管には同様20枚程度の申請書類)であることから。 【提案】 外国人技能実習機構の機能は出入国在留管理局の傘下にて管理したほうが合理的と考えます。	個人	法務省 厚生労働省	技能実習制度では、技能等の適正な修得等を確保するため、実習の段階に応じ、実習生ごとに技能実習の目標、内容、期間等を記載する技能実習計画を認定制としており、技能実習法に基づき設立された外国人技能実習機構が認定事務を行っています。 出入国管理及び難民認定法の関係法令上、外国人が行おうとする活動が、技能実習法の規定に基づき認定された技能実習計画に基づき技能等を要する業務等に従事するものであることが在留資格「技能実習」の要件の一つとされており、地方出入国在留管理局において申請に基づき審査事務を行っています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)	対応不可、一部事実誤認	また、出入国在留管理局においては、外国人の出入国及び在留の公正な管理を図る等の立場から技能実習を含む外国人の入国・在留管理等を担っています。 したがって、御提案のように外国人技能実習機構の機能を出入国在留管理局のみで担うことは困難です。 なお、技能実習計画の認定は、第1号から第2号への移行時など実習の段階に応じて必要となりますが、「最長5年間の在留の間毎年」行うものではありません。 各審査については、標準的な期間内に処理ができるよう努めてまいります。	
977	令和3年8月6日	令和3年9月10日	閣議協議のオンライン化	河野大臣には奇神を廃止していただき、ありがたいが、本丸の閣議協議オンライン化に着手していただきたい。(そもそも印も廃止されているが)省庁はそれぞれ、電子署名を付すことができることから、認証上も問題なく、共通掲示板等を用いれば実現は容易である。議決までに、共通掲示板にアップロードし、内閣総務官が責任を持って印字等すれば良い。(そもそも印字することはデジタル化に反するが。)	閣議協議のための資料の持ち込みは国家公務員の業務を著しく阻害している。数種類ある資料を100部近く印字し、議決の内閣総務官室まで持ち込まなければならないのだから、時間も労力も割かれる。閣議もタブレット(閣議資料が入ってれば良く、必ずしもインターネットに接続している必要もない)で行えば、そもそも印字の必要もない。これらを考えれば、閣議協議をオンライン化し国家公務員の業務を効率化することで、国民のための施策の検討時間を確保する方が国民のために働く内閣の実現につながるのではないかと。	個人	内閣官房	令和2年12月8日閣議分より、閣議の事前配布資料の電子化が実現済みです。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
978	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不妊治療に係る特別休暇の創設又は拡充について	不妊治療に係る特別休暇の創設又は病気休暇等の特別休暇の対象とする拡充について、国家公務員から率先して制度創設をし、地方公務員や企業へも制度創設を要請していただきたい。既存の特別休暇の拡充であっても、拡充した旨、広く周知していただきたい。	私は地方公務員で、体外受精等の不妊治療を継続しておりますが、現状は自由診療という側面から病気休暇の取得は認められず、年次有給休暇の大半を通勤に費やしているところです。将来的に不妊治療が続き、年次有給休暇を消費し切った場合、治療中断が難航か、強い不安を抱えています。現在議論されている保険適用への改正により、病気休暇として認められる可能性はありますが、休暇を取得できるよう、国が率先して制度改正のうえ、旗を振ることで、時間が必要ですが一般企業へも浸透し、不妊治療に対する職場の理解が得られやすくなり、職員の仕事と治療の両立に関する不安の解消が図られることが期待できます。また、社会全体の意識が変わり、人口減少問題にも寄与すると考えています。ぜひとも、休暇制度について、ご検討をお願いいたします。	個人	人事院 内閣官房 総務省 厚生労働省	【国について】 不妊治療と仕事の両立のために利用できる休暇制度としては、時間単位または1日単位の年次休暇のほか、不妊治療のうち不妊の原因である疾病の治療(例、精管閉塞や子宮内腔症)による癒着に対する手術療法に係る場合等、要件に該当する場合には病気休暇が利用できます。 【地方公務員について】 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件については、国家公務員との間に権衡を失ないように考慮した上で、各地方公共団体において条例で定めることとされております。地方公務員が仕事と不妊治療を両立するために活用できる制度としては、早出早退勤務やフレックスタイム制などの勤務時間を強力的に取り扱うことができ、年次有給休暇の休暇制度があります。また、不妊治療のうち、不妊の原因である疾病の治療を行う場合等、取得要件に該当する場合には、病気休暇を利用することが可能です。 【国、地方以外について】 令和3年2月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を改正し、事業主が策定する行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加し、望ましい取組として、休暇制度や両立支援制度の社内周知等を規定しました。また、令和3年度より、働き改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)及び両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)を創設し、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組み中小企業事業主に対して助成金を支給しています。さらに、社会的気運の醸成として、事業主向けマニュアル、職場の上司・同僚向けのハンドブックの作成や、事業主・労働者向けシンポジウムのオンライン配信などをこれまで行ってきたり、今後は、事業主向けセミナーなどを行うことも予定しています。	【国について】 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 第17条、第18条、第23条 人事院規則15-14 第20条、第21条 人事院規則15-15 第3条、第4条 【地方公務員について】 地方公務員法第24条 【国、地方以外について】 次世代育成支援対策推進法第7条第1項 労働者災害補償保険法施行規則第39条 雇用保険法施行規則第116条第1項、第10項	【国について】 検討に着手 【地方公務員について】 検討に着手 【国、地方以外について】 現行制度下で対応可能	【国について】 国家公務員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、令和3年8月の人事院勧告時の報告及び育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明において、不妊治療のための特別休暇(有給)を、令和4年1月1日を目途に新設する旨を表明しており、現在その詳細について検討を進めております。 【地方公務員について】 令和3年8月の「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員への不妊治療のための休暇の新設が盛り込まれたところであり、国家公務員について不妊治療のための休暇が新設される場合、今後、各地方公共団体において不妊治療のための休暇を導入いただけるよう、地方公共団体にに対し、必要な助言をしていく予定です。 【国、地方以外について】 職場における不妊治療と仕事の両立に関する理解・関心を深め、各企業において両立支援の取組が進められるよう、今後も、助成金等も活用しつつ、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行い、不妊治療と仕事が両立できる職場環境整備を推進していく予定です。		
979	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家公務員の超過勤務時間の制限について	ワークライフバランスの観点から、国家公務員の超過勤務時間の制限(上限)が設けられたことにより、サービス残業が横行(あるいは強制)し、本来の目的であるワークライフバランスとはほど遠い現状がある。いまのままで是不法労働を職員に強要しているに過ぎず、早々に超過勤務時間の制限を撤廃すべきです。	ワークライフバランスの観点から、国家公務員の超過勤務時間の制限(上限)が原則、月45時間以下、及び年間360時間以下に定められたが、そもそも、業務量は増えることはあっても減ることなど皆無の状況において、一方的に超過勤務時間の制限を設けることは、サービス残業を強いているに過ぎず、不法労働を職員に強要している現状は直ちに解消すべきである。 組織の上層部は、国の方針にそって、建前上は制限時間内で残業していないように報告しているが、なんの、なんの、金でや、何でかたりである。職員はウソの超過勤務時間を報告し、連日サービス残業を続けている。このような実態をわかっていながら目をつむっている組織自体ですらに腐っているとしか言いようがない。国家公務員は消耗品ではない。 ワークライフバランスの観点から、国家公務員の超過勤務時間の制限を撤廃する以外に方法はない。そのためにも、河野大臣が示されているように、本当に気合いをいれて業務改革を行わずして業務量の削減は不可能である。 逆に言えば、これほど頑張っている職員のために超過勤務時間に制限時間など設けることはナンセンスであり、失礼以外のなにものでもない。想像するに、業務量を削減することはほぼほぼ困難であるので働いた分に見合った報酬を支払うのが雇用主の義務であると考えます。国家公務員のサービス残業の早期解消を求めます。	個人	人事院 内閣官房	国家公務員の超過勤務については、民間労働法制において、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められたことを踏まえ、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間、1年について360時間などと設定しており、大規模災害への対応等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができ、その場合は、各省各庁の長は、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしています。 超過勤務命令は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長が行うものであり、当該命令を受けて、正時の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することになります。そのため、上限を超えて超過勤務を命じた場合も、その全時間に対して超過勤務手当を支給しなければなりません。 また、超過勤務時間の適切な把握のため、課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所見見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底することとしています。なお、「令和3年度における人事管理運営方針」(令和3年3月31日内閣総理大臣決定)においては、長時間労働の要因を分析し、その要因に対応した業務の見直し・効率化や管理職員が実施すべきマネジメント行動等の取組を検討・立案し、速やかに実施に移すこととされています。	人事院規則15-14第16条の2-2第1項	一般職の職員の給与に関する法律第16条	超過勤務を命ずるに当たっての留意点について(平成31年職職-22)5	職員は健康保持や人材確保の観点から長時間労働は是正すべきであり、国家公務員の超過勤務命令の上限を撤廃することは適当ではないと考えています。	
980	令和3年8月6日	令和3年12月2日	警察の組織の見直し	警察組織の運営を国で統一してはどうだろうか。また、現在と同じように警察庁を国で運営、各都道府県警察を各都道府県で運営するのであれば、各都道府県に設置している警察の国の機関を県に移管してはどうだろうか。	近年、犯罪が日本の広域に渡って発生しているが、各県警の対応が一律でないように思える。警察庁は、国で運営しているが、各県警は、県で運営しているのが対応の違いを生んでいるのではないかと、であれば、各県の警察も国で運営し、地域による対応の格差を減らして欲しい。また、交通に関しては、各県ごとに、道路規制や信号動作にバラつきがあると思われる。この辺りの違いを減らすために、県の運営でなく国の運営を検討して貰いたい。 各都道府県に設置している警察の国の機関があるが、一部の部署のみ国で設置しているのは、二重行政になり無駄ではないか。各都道府県の調整や統一の事務を必要とする等の事由ならば、一部の部署のみ国で設置することで、各都道府県の警察事務は国で運営すべきではないか。各都道府県警察の運営を各都道府県で運営する今の体制を維持するのであれば、この組織構成の矛盾と見える二重行政部分を見直し、業務の効率化と組織のスリム化を検討すべきではないか。	個人	警察庁	我が国の警察制度は警察法(昭和29年法律第162号)により規定されているところですが、同法は執行的性格を有する全ての警察事務を都道府県の自治事務とし、都道府県の自治体警察とする一方で、国家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することとする制度を作り直した。 これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつものの、個々の事務ごとに明確に区別することが困難であることを踏まえ、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。	警察法(昭和29年法律第162号)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると考えられるところ。引き続き、犯罪への対応や交通規制をはじめとする各種警察業務が適切かつ効果的に行われるよう努めるとともに、犯罪情勢の変化に的確に対応するための制度・体制の在り方について検討を続けてまいります。	済	
981	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公務員に対する児童手当の支給方法の変更について	児童手当の支給方法については、公務員は所属からの支給となっておりますが、公務員以外の方と同様に住所地の自治体からの支給へと統一していただきたい。	私は一部事務事務組合で児童手当の支給事務を担当しています。公務員に対する児童手当の支給は住所から行うという理由が、おかしい理由はわかりませんが、私の立場からすると、現在の支給方法は非常に無駄が多いと感じています。公立病院などでは、医師等の職員の異動が頻繁に行われます。異動の度に支給者は、所属と住所地の自治体で異動処理を行わなければならない。それぞれ担当者もその都度対応しなければなりません。住民の所得を簡単に確認できる自治体と違い、一部事務組合は確認に手間がかかることばかりです。今度、主たる生計費の収入ではなく世帯収入で特別給付の判断を行うよう検討がされているようですが、そのような場合、我々のような一部事務組合では、確認や支給に要する業務がさらに増加することが予想されます。手当額の見直しに合わせて、公務員の区分を撤廃し、全て住所地の自治体からの支給に一本化することで、無駄な業務を減らすことができると考えます。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。					
982	令和3年8月6日	令和3年9月10日	行政文書の開示請求手続方法の統一	行政文書の開示請求方法を、オンラインでできるように統一すべき。	開示請求の方法が、各省によってバラバラ。オンラインで一貫してできることもあれば、紙でしか申請できないところも。受付先が各省庁に分かれているのも使いづらい。行政機関への開示請求なのだから、統一の受け付けられるよう、システムを整備すべき。	個人	総務省	番号682の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
983	令和3年8月6日	令和3年9月10日	厚生労働省の避難所アセスメントシートと災害対策基本法の被災者台帳の一本化について	災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳があるにも関わらず、厚生労働省は「避難所アセスメントシート」という形で、被災者の状況を収集することを進めております。内閣府と厚生労働省の役割を厘し、一本化を提案します。	現状、様々な災害対応に関するシステムが立ち上がっており、入力する立場の人間(市区町村行政職員の対応が通いつておられます。各省も、都道府県も、直接握っている現場の情報も、僅かになります。(管理している施設のみの把握)一本化できれば、二度手間に対応していた市区町村職員の負担が減り、その分、各省、都道府県も、災害対応に時間を要することができず。特に、「避難所アセスメントシート」については、そもそも、法に記載されている「被災者台帳」との位置づけの違いについて、整理が示されていないこともあり、提案させていただきました。	個人	内閣府 厚生労働省	市町村長は、災害発生時に、被災者の援護を総合かつ効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳(被災者台帳)を作成できることとされています。	災害対策基本法第90条の3、90条の4(被災者台帳)	検討を予定	災害対策基本法に規定されている被災者台帳と、厚生労働省が検討している被災者アセスメント調査票との連携については、災害時において防災部門及び医療・保健・福祉関係部門が相互に情報を共有し、都道府県、市町村の災害対応職員が効率的に災害対応を実施できるよう、内閣府(防災担当)と厚生労働省で検討いたします。	
984	令和3年8月6日	令和3年9月10日	独立行政法人、国立大学法人等及び地方独立行政法人専用の監査基準の廃止	独立行政法人、国立大学法人等及び地方独立行政法人専用の監査基準を廃止し、民間企業と同様に企業会計審議会が定める監査基準及び日本公認会計士協会が定める監査基準委員会報告書によることとしていただきたい。	独立行政法人は総務省と財務省の共管、国立大学法人等は文部科学省の所管、地方独立行政法人は総務省の所管であり、それぞれ主務省が独自に監査基準を定めています。そして、企業会計審議会の監査基準が改正されると、少し遅れて独法監査基準が改正され、さらにそれよりも少し遅れて国大監査基準が改正され、さらにかなり遅れて地方独法の監査基準が改正される慣例があります。このため、これら公的機関以外の監査基準が改正された場合でも、その内容が公的機関の監査基準に反映されるには、かなりのタイムラグが生じます。例えば、最近では、監査報告書の記載内容で、最も重要な監査意見を最初に記載するという、記載順序に関する改正が行われましたが、その改正は、地方独立行政法人では未適用です。地方独立行政法人の監査基準がいまだに改正されていないためです。これらの省は独自の監査基準を改正するために、審議会的な会合を開催し、委員に謝金を払うほか、事務局として公務員の多人数が投入されています。これは、独法監査基準、国大監査基準、地独監査基準が、それぞれ企業会計審議会の監査基準や他の公的機関の監査基準がなくとも存立し得るように、完全な縦割りになっているためです。しかし、特有の内容はほとんどなく、各省が独自に監査基準を定める必要性は薄いです。企業会計審議会の監査基準と日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書に原則として委ねることにも全く支障はありません。これは典型的な縦割りによる弊害であり、上記提案の実現による無駄や非効率の除去を強く望みます。	個人	総務省 財務省 文部科学省	独立行政法人、国立大学法人等及び地方独立行政法人等(以下「独立行政法人等」といいます。)はそれぞれ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条第1項、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条第1項により、会計監査人の監査を受けなければならない、とされています。御提案事項にある「監査基準」については、独立行政法人であれば「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(令和3年3月26日改訂)(独立行政法人評議制度委員会会計基準等部会及び府政制度等審議会制度分科会法制・会計部会(直近))」、国立大学法人等であれば「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(令和3年3月30日改訂)(国立大学法人会計基準等検討会議)」、地方独立行政法人であれば「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(平成30年3月30日改訂)(地方独立行政法人会計基準等研究会)」が該当すると思われ、これらはそれぞれその設定主体が、企業会計における監査基準の改訂の動向等を踏まえ、改訂をしています。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条第1項、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条第1項、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条第1項	対応不可	「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」及び「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」は、企業会計の監査基準を参考にしつつ、独立行政法人等の公共的性格を勘案し、会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点(監査の実施過程において、非効率的な取引等の発見に努める)等を考慮し策定されています。したがって、企業会計審議会の監査基準と日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書に原則として委ねることは適当ではなく、独立行政法人等の監査基準を維持すべきであると考えます。	
985	令和3年8月6日	令和3年11月4日	陸運局からの除籍簿原本の返却	父が亡くなったので、父所有の車を売却するために、除籍簿原本を陸運局に送りました。他の手続きでも使用するので、原本を返却してほしいのですが、登録簿類として数年保管する必要があると告知されました。原本を保管しておく必要がわからないので、返却してほしいです。	保管しておく必要があるのであれば、原本でなく、コピーをとってコピーを保管しておけば大丈夫だと思います。道は除籍簿原本を他の金融機関の手続きなどで使用するのを再び原本を取り寄せるはかにならないと思います。陸運局で一度原本が提出されているのが確認できれば、保管するのはコピーで何ら問題ないと思います。なぜ保管するのが原本でないといけないうのか理解できません。	個人	国土交通省	申請人が登録権利者の相続人等であるときには、自動車登録令(昭和26年政令第256号)第18条第2項の規定に基づき、申請書にその事実を証する戸籍の謄本等を添付して提出しなければならないこととされており、提出された戸籍の謄本等については返却せずに保管する取扱としてきました。しかしながら、戸籍の謄本等は金融機関や登記所等での各種相続手続にも必要とされる書面であることから、利用者負担軽減のため、申請人が戸籍の謄本等の返却を希望する場合には、原本を確認した上でその写しを保管し、原本については返却することとするよう令和3年3月31日付けで取扱いを見直ししております。	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第18条第2項	対応	今回のご提案のほかにも、同様のご要望を頂いていたところであり、これを受け、制度の現状(前記載のとおり、令和3年3月31日付けで取扱いを見直ししており、現在は、希望により、戸籍の謄本等は返却することとしております)。	
986	令和3年8月6日	令和4年2月26日	自動車免許証の住所変更・更新手続き等に関する提案	現在警察署で実施している自動車免許証の住所変更・更新手続きを住民票を有する役場にて実施する案。住所変更については、既に役場にて対応しており、このシステムを運動させることで、自動車免許証に関連する事項について対応可能。更新手続きにおいては、本籍地の記載が必要となるが、先日の更新の際に、籍も変わっていないので、事前に申請する際に、紙媒体の郵便を用いた担当者による確認手続きであった。これについては、既存の地方自治体の本籍登録システムと運動させれば対応可能。さらに、更新時の講習・身体検査については、ネットを利用した講習や役場担当者による全国統一のビデオ講習での対応、かかりつけ医での身体検査証明で十分可能と見られる。	当提案により、免許更新手続きに関する現在の警察署交通係の人員圧縮が可能。また、警察署から任を受けて実施している交通安全協会の対応人員も大幅に削減できる。この点、無駄に人件費を使っているかと思えない。自動車の性能が向上し、さらには自動運転も近い将来、実現の途がある状況に対して、現在の道路交通法での運用を含め、前時代的対応は避けるべきである。特に、先日運送した運送取り締まりの際には、人通りのない田舎の40キロメートル制限市道を対象に、10名超の警官がネズミ捕りに躍起になっている様を見て、この一部でもコロナ対応として病院の補助に回るべき、あるいは事件解決の対応に人手が足りないのなら、そちらに割くべきで人件費の有効活用とは程遠い。何故問題となりにくい道でネズミ捕りに明け暮れているのか、わが目を疑った。制限速度の設定は、国文書を含め他省庁間で行うのなら、それぞれ内閣府で実施すべき時期に改定。この検査による運送金の取り扱いは、国に全額徴収されているのか不安。或いは担当部署での使途が認められているとしたら、その使途についての透明性についても当提案に関連して、行革対象とならう。違法まがいの速度違反取り締まりを含め、警察庁の内対対応状況についても、行政改革の観点で厳格に取り締まるべき。これまで対象とならなかった、警察独自による事業内容については、大転を振る時期に来ている。	個人	警察庁	【住所変更等の手続】 運転免許を受けた者が、住所等に変更を生じたときは、市区町村における手続とは別に、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受ける必要があります。 【更新時講習】 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会が行う優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習を受けなければならないこととされています。また、当該講習については、都道府県警察の運転免許センター等で実施されています。 【更新時講習時の身体検査】 現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等講習を受けていただき、新たな運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等に越えたいです。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項 道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条の3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第6項 規則(昭和35年総理府令第60号)第29条	【住所変更等の手続】 検計に着手 【更新時講習】 【更新時講習時の身体検査】 対応不可	【住所変更等の手続】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、両者を一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等を図りたいと考えています。また、本籍変更の手続をワンストップ化するこの可否も含めて、システム連携の在り方等の具体的な部分については、現在、関係機関と調整中です。 【更新時講習】 警察庁では、現在優良運転者の更新時講習についてオンライン化に向けた取組を進めています。 【更新時講習時の身体検査】 運転免許証の更新手続においては、多数の申請者の手続を短時間で進行する必要がありますが、その中で、各申請者が提出する診断書が、医師が作成した真正な診断書であることを確認するために一定の時間が必要であり、かえって窓口での円滑な事務遂行に支障を来すおそれがあると認識しており、御提案のような代替措置については慎重な検討を要するものと認識しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
987	令和3年8月6日	令和3年9月10日	都道府県の福祉事務所廃止、全ての市町村に福祉事務所の設置義務化	現在社会福祉法や生活保護法では、福祉事務所は市(特別区含む)は設置義務化されています。町村については任意設置となっていて、福祉事務所を置かない町村については都道府県が福祉事務所を設置して、管内町村の生活保護や児童扶養手当の業務を担っています。ただし、町村役場にも福祉課はあり介護保険は住民性(身近なサービス)である福祉(町村役場でも)は全て市がやるからワンストップサービスも可能なのに町村は、内容によって都道府県と町村で実施主体が変わるは非効率です。福祉に多岐にわたります。町村に福祉事務所を設置させて町村役場で福祉が全部ワンストップできるように改革が必要です。	市役所は生活保護を市でやっているので、町や村は都道府県の設置する福祉事務所が生活保護を担当するので、町村役場に相談しても県に連絡する(生活保護は県の仕事だから県の事務所に行くべき)と言われて時間がかかるし役場からまたバスに乗って福祉事務所まで行かないといけない、これは住民にとって不便です。身近な役所は役場、福祉課もあるのに福祉事務所だけ都道府県の設置というのは二元行政、二重行政、非効率な行政執行です。また、生活保護も町や村が福祉事務所を設置して実施してければ、介護保険や税金の相談に行ったりその場ですぐに対応してもらえろと考えるが生活保護だけ都道府県がやっていると、そりゃいいじゃない。役場にも福祉課があるのになぜ生活保護だけやらないのか。生活保護も福祉課にせず福祉事務所がやるというのができません。それに福祉のなかで、福祉の第一線を担う機関が福祉事務所の行うものは都道府県でそれ以外は町村がやるというのはコストパフォーマンスも悪くなります。生活保護法を見たら町村役場も福祉事務所を任意設置することができることになっていますが、役場なんて腰が重たいところは強制設置にしないと絶対やらないとおもいます。そこで、生活保護法を改正して全ての市町村に福祉事務所を設置することを必須とせよ。地方の町村役場でも生活保護の受給者を含めて全ての住民に身近な福祉がワンストップで迅速に対応してもらえようという制度を改めてください。そうすれば本当に生活保護が必要な場合に、生活保護の決定までの期間が1週間は短縮できます。	個人	厚生労働省	社会福祉法第14条において、都道府県は、市及び福祉事務所を設ける町村の区域を除く区域を所管区域とする福祉事務所(以下、「郡部事務所」という。)、また、市(特別区を含む。)(以下、「市部事務所」という。)、を、それぞれ設置しなければならないこととされています。また、町村においても、その区域を所管区域とする福祉事務所(以下、「町村事務所」という。)を設置することができると規定されていることから、社会福祉法上、各町村の判断により、その設置が可能となっております。	社会福祉法第14条	対応不可	社会福祉法では、「市町村事務所」の所掌事務や体制等について、 ① 第14条において「生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める保護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどることとされていること。 ② 第15条において、福祉事務所の所員のうち、必置とされている、生活保護業務に携わる「指導監督を行う所員」や「現業を行う所員」については、社会福祉主事でない限りはならないこと。 ③ 第16条において、福祉事務所の所員の定数は条例で定められることとされていること。 などと規定されています。 一方で、小規模な町村においては、これらの条件を満たした上で、単独で福祉事務所を設置し、適正な業務遂行を確保することが困難な場合もあると考えられることから、これらの町村においては、都道府県が設置する「郡部事務所」により対応することとしているものです。 以上を踏まえ、全ての町村に対し、福祉事務所を設置するよう、統一した対応を図ることは困難です。	
988	令和3年8月6日	令和3年9月10日	JLODive事業と文化庁の支援事業の重複	コロナ禍で苦境に陥る文化芸術団体やライブハウス等を支援するため、経済産業省が令和2年度1次補正でJLODive事業を実施。文化庁は2次補正で文化芸術団体への継続支援事業を実施。3次補正で経済産業省と文化庁から同様の事業が要望されている状況にあるが、両事業は目的が違っており、文化芸術団体等だけ、経済産業省と文化庁の両方から支援を受けられることについて、納税者(国民)の理解を得られない。	○経済産業省と文化庁事業の重複排除(効果) ・申請者(国民)の負担減(経済産業省と文化庁の2つの者に申請しなくてはならない状態を解消) ・予算の効率的執行。 ・文化芸術団体等だけ、経済産業省と文化庁の両方から支援を受けられることについて、納税者(国民)の理解を得られない。	個人	経済産業省 文部科学省	令和2年度3次補正予算では、経済産業省において「コンテンツグローバル需要創出促進事業(以下、J-LODive2補助金という)」を、文化庁において「ARTS for the future!(以下、AFFという)」をそれぞれ計上し、執行しております。 これらの事業については、J-LODive2補助金が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、プロモーションの機会を失った公演等に対して、ポストコロナを支援し、収益の強化に資する取組として、公演の実施やその海外向けプロモーションを支援する事業であるのに対して、AFFは、新型コロナウイルスの感染拡大により、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術団体による、感染対策を十分に実施した上で、積極的な公演等を支援するものであり、両者は事業の趣旨・目的が異なるものです。 御懸念の申請者の御負担に関しては、両事業の執行に当たっては、両省が連携し、同じ公演等に対して、J-LODive2とAFFの双方から重複して支援を受けられないような仕組みを構築しているため、趣旨等が合致するいずれかの事業を選択した上で申請を行っていただくことで、御懸念のような御負担は生じないものと考えております。	なし	事実確認	いただいた御意見をふまえ、引き続き両省で連携しつつ、適切な事業の執行に努めてまいります。	
989	令和3年8月6日	令和3年9月10日	JICAにおけるコンサルタント業務入札における利益相反と独占禁止	JICAにおいてコンサルタント業務を民間コンサルタント会社等へ入札を経て業務委託契約を締結し発注していますが、数年前から本格調査の内容を決める準備調査への応札と、その後発注される本格調査への両方への応札が可能になっており、独占禁止、利益相反の観点から、公共事業として不適切な入札形態だと考えます。	従前のように、本格調査内容を決める目的で実施される準備調査に相当する調査への応札と本格調査への応札は、どちらか一方にすることにより、公平性並びに独占禁止が担保されます。 1)準備調査及び本格調査の両方とも応札可能である場合は、独占禁止、利益相反に該当すると考えられます。現実的に、準備調査であって本格調査の受注を意図する大企業が優先に立ち、中小企業が入札可能な準備調査においては応札者の能力とは別に排除されている現状と推察される。 2)これは、準備調査の中で本格調査の内容・仕様を決めるため、その情報そのまま本格調査の提案書へ反映させることが可能となり、準備調査受注コンサルタントの本格調査入札での優位性が入札前から明確となっている。 3)この入札形態が、公共事業にかかわる利益相反、独占禁止に抵触するのではと考える。	個人	外務省	「本格調査」「準備調査」がそれぞれ何を指すのが明らかではありませんが、JICAが行うコンサルタント等契約の公示においては、その業務の性質に拘わらず、当該業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先にに行った者は競争への参加を認めない旨を記載しており、利益相反を排除しています。	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
991	令和3年8月6日	令和3年9月10日	納税等用紙の統一	各自治体用、国税等用紙をそれぞれ統一して欲しい。確認は金融機関やコンビニの窓口等に依頼したい。併せて、印紙、印紙の戻り金、税金、水道、管費の葉書、サイズも違うので統一してほしい。国は(警察は)黒文字、非ペーパークラフトで色々あり、サイズも違うので(ラフ)です。様式統一が出来れば金融機関やコンビニでの手間暇コストが削減されます。	各自治体用、国税等用紙をそれぞれ統一して欲しい。確認は金融機関やコンビニの窓口等に依頼したい。併せて、印紙、印紙の戻り金、税金、水道、管費の葉書、サイズも違うので統一してほしい。国は(警察は)黒文字、非ペーパークラフトで色々あり、サイズも違うので(ラフ)です。様式統一が出来れば金融機関やコンビニでの手間暇コストが削減されます。	個人	財務省 経済省 警察庁 厚生労働省	【国税の様式について】 国税の納付書の様式は、源泉所得税(自主納付分)を除き、省令に定められた全税目共通様式となっております。 源泉所得税(自主納付分)については、納付する際、納付書に計算書を添付しなければならない(所得税法第220条)とされています。 【各自治体の様式について】 各地方団体の納付書の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により個別に定めています。 また、地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、一部の税目について、全ての地方団体が全国統一フォーマットによる電子納付が可能となっております。	【国税の様式について】 国税の納付書については、源泉所得税(自主納付分)を除き、全税目共通の納付書を使用しています。 【源泉所得税(自主納付分)については、計算書と納付書を兼ねた様式であり、納税専用様式ではないため、全税目共通の納付書を使用しておりません。なお、国税(源泉所得税含む。)の納付は、e-Taxにより電子的に行うことが可能であり、電子手続を普及させることにより、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。 【各自治体の様式について】 現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の統一の検討を行っています。また、地方税共通納税システムの対象税目のさらなる拡大の検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	【国税の様式について】 国税の納付書については、源泉所得税(自主納付分)を除き、全税目共通の納付書を使用しています。 【源泉所得税(自主納付分)については、計算書と納付書を兼ねた様式であり、納税専用様式ではないため、全税目共通の納付書を使用しておりません。なお、国税(源泉所得税含む。)の納付は、e-Taxにより電子的に行うことが可能であり、電子手続を普及させることにより、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。 【各自治体の様式について】 現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の統一の検討を行っています。また、地方税共通納税システムの対象税目のさらなる拡大の検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	対応不可	
992	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家公務員給与制度の改善	国家公務員の給与体系を見直し、若手に適切な給与を支払うべき。具体的には、昇格のための必要在籍年数制度を撤廃し、係長級の業務を行なっているにもかかわらず係員級の給与とすること等の実施業務との乖離をやるべき。	霞が関の若手職員の離職がこれまで以上に加速しています。私は現役の霞が関職員ですが、いつ転職しようかと悩んでいます。周囲も同様です。その理由は、なにより業務量に対して適切な給与が支払われていないからです。名刺上、そして業務責任上も(係長)であるのに、給与が係員級なのは納得できません。ただ在籍年数だけで補位を名乗り、何も仕事せず定時まで椅子に座っている人が倍近い給与をもらっているのも良いのでしょうか。こういった制度の歪みが、若手のモチベーションを下げて、大量離職や優秀な人材の霞が関離れを引き起こしていると思います。このような事態が繰り返は、適切な行政の執行ができなくなり、ひいては国民生活にも悪影響が出ると考えます。早急な対応を望みます。(さもないと大量離職は今後も続くとします)	個人	人事院	昇格における在籍期間要件は、昇格できる能力があるかどうかを判断するに当たり、昇格前の職務の級において一定の能力を兼ねその実証を行う観点から、各級ごとに一定の年数を経ることを必要とするものであり、この要件が満たされれば直ちに昇格が認められるというものではありません。なお、一方、勤務成績が特に良好である者において、昇格の要件となる在籍期間を短縮することが可能となっております。人事評価結果による要件とあわせ、昇格要件を満たした者の中から誰を昇格させるかについては、勤務成績等を踏まえ、各任命権者が総合的に判断することとなります。	人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)第20条第2項及び第4項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
993	令和3年8月6日	令和3年9月10日	(即応) 予備自衛官が自衛隊内で受診した健康診断結果の提供	予備自衛官・即応予備自衛官(予備自衛官等)が訓練に際して受診する自衛隊内健康診断の結果を、本人の同意により外部へ提供することを認め、予備自衛官等を雇用する企業には当人への法定健康診断の実施義務を免除する。も企業での健康診断項目と自衛隊の項目に差異がある場合、希望者には自衛隊内で追加の健康診断を実施できるようにする。	一部企業にとって自社従業員の予備自衛官等業務を認めることは、自衛隊での訓練中に従業員を就労させられないことで負担となりえる。これとは別に、企業は労働安全衛生法により従業員への健康診断の実施義務があるため、従業員一人当たり半日程度の工数ロスと実施に係る医療費の負担が毎年発生している。 予備自衛官等が訓練時に自衛隊内で健康診断を受診したことをもって、企業が法定検査を実施したものとみなすことができれば、上記負担の一部を相殺でき、企業が予備自衛官等を雇用する利点が増える(従業員側にとっては予備自衛官等を兼務しやすくなる)。 ※もし定期健康診断項目と予備自衛官を対象とした自衛隊内健康診断の項目に差異がある場合は、希望者に対して診断項目を追加した自衛隊内健康診断を実施する。 ※労安法66条で健康診断結果を企業が従業員に通知することが定められているため健康診断結果を自衛隊から企業に郵送する形となる可能性があるが、できるだけ関係者の負担にならないよう予備自衛官等が受領した自らの健康診断結果を企業に提出する形を認めることが望ましい。(法的な適正はともかく、受診者が医療機関から渡された健康診断結果をその健康を受けさせた企業に提出するケースは実態として行われている) ※逆に、企業が法定検査受診済みの者に健康診断の提出をもって予備自衛官等訓練の半日程度の免除(訓練参加初日の午後入り)を認めれば、従業員が訓練前日に準備の為に有給をつかう傾向のある企業側の負担を減らすことにもつながる	民間企業	防衛省 厚生労働省	【防衛省職員の健康診断結果の外部への提供について】 健康診断結果については規則に基づき、「要医察」、「要観察」、「医療不要」等の指示(通知)を行うとともに、健康管理者が記録及び保存をしています。 【企業での健康診断実施の免除について】 労働安全衛生法では、労働者に対して定期又は臨時に医師又は歯科医師による健康診断を実施することを事業者が義務づけています。 また、労働者は事業者が行う健康診断を受けなければならないこととされています。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けたいと希望しない場合は、他の医師又は歯科医師が行う健康診断を受け、その健康診断の項目ごとに、その結果を記載した書面を事業者に提出することとなり、この書面を提出した場合には労働者は事業者が行う健康診断を受けなくてもよいこととされています。なお、この場合には、事業者の健康診断実施義務は免除されます。	【防衛省職員の健康診断結果の外部への提供について】 防衛省職員の健康管理に関する訓令(防衛庁訓令第31号) 【企業での健康診断実施の免除について】 労働安全衛生法第66条	現行制度下で対応可能	【防衛省職員の健康診断結果の外部への提供について】 健康管理者の承認をもって本人への提供は可能です。 【企業での健康診断実施の免除について】 現行制度においても、労働者が事業者が行う健康診断ではなく、他の医師又は歯科医師による法定の健康診断項目を満たす健康診断を受け、その結果を記載した書面を事業者に提出することにより、事業者の健康診断実施義務は解除されるものであり、提案事項は現行制度下で対応可能です。 なお、事業者から提出された健康診断の情報について、法第104条の規定に基づき、当該情報を適切に管理等する必要があります。	
995	令和3年8月6日	令和3年9月10日	機橋利用申請の簡素化	東京で営業船を営む者です。日外外国人もクルージングを楽しむ方々が増えてきております。しかし、機橋の制度上、事前(5~7日前)に予約をしないとなりません。到着してからクルーズを検討する為に取っ組みしが発生してしまいます。天候が良ければ直前に予約したい方も少なくありません。それから申請の様式も管理業者によりバラバラで、未だにFAXのみしか受け付けない所もあります。今後の観光立国として舟運事業の足場となっております。	観光客の満足度 利益の損失	民間企業	国土交通省	港湾における機橋の利用申請については、港湾法に規定された港湾管理者(地方公共団体等)が管理する機橋に対して行う申請と、私企業が管理する機橋に対して行う申請があると思えます。港湾管理者が管理する機橋の利用申請については、港湾管理者の業務として、港湾管理者が定める条例等に基づく申請となり、私企業が管理する機橋の利用申請については、私企業の活動として、企業が独自に定める基準やルールに基づくものとなります。	港湾法 第12条第1項第5号 第13条第1項 第34条	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、港湾管理者が管理する機橋の利用申請については、港湾管理者が定める条例等に基づく申請方法等となっており、私企業の管理する機橋については、私企業が独自に定める申請方法等となっていることから、これらの申請方法を簡素化することは困難な状況です。本件については、対象となる施設(機橋)の管理者様へご要望いただきたくお願い申し上げます。	
996	令和3年8月6日	令和3年9月10日	震災証明書の申請に係る押印廃止について	台風や地震の震災証明書を市町村に申請する際に、申請様式に押印欄がある市町村が多いが、大災害時は印鑑を紛失するケースもあるため、紛失時も印鑑を購入すれば申請できるが、そもそも、そのように簡単に入手可能な認印では申請者本人であることを証明する役割をなさないのでないか。震災証明書の申請様式の押印を省略するよう、市町村で統一してほしい。	上記のとおり。	個人	内閣府 総務省	震災証明書の交付に係る申請事務については、法令等により押印を求めているものではありません。また、当該事務は自治事務であり、その事務内容は、通常の行政手続きと相違はないものであると言えるため、押印の必要性については「地方公共団体における押印見直しマニュアル(府政経第631号令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」)」に基づき、市町村により適切に判断されているものと考えます。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
997	令和3年8月6日	令和3年9月10日	文科省内の委託契約に係る事務処理要領の統一について	文部科学省と大学との委託契約締結に際し、文部科学省の委託事務処理要領に従い契約・予算管理・報告が必要となるが、局によって事務処理要領が異なっており、大学において事務処理要領の把握が困難となっている。また、様式においても異なっており、知的財産に関する確認書等においても押印を要するものも不要な様式等異なっており公印を残さなければならない事態となっている	同じ文部科学省でありながら、局が違う事により事務処理要領が異なり、大学として誤った管理をする可能性があり、余計な努力を割られることとなる。 また、確認書においても機関代表者以外の公印も不要な局と必要な局(科学技術・学術政策局、研究開発局、研究振興局)があり、大学における公印廃止の動きに支障が生じている(知的財産管理者の印を求められているが、確認書以外に押印しておらず大学として廃止したいが、事務処理要領上認められないとのこと) 間で統一するのは難しいと思うが、せめて文部科学省として統一の事務処理要領としてほしい。	個人	文部科学省	文部科学省では、現在、委託契約の事務手続きに必要な標準的な考え方やプロセスを定めており、各部署ではそれを基に、それぞれの事業の性質や目的等に応じて条件等を盛り込んだ事務処理要領等を策定しています。 公印省略への対応につきましては、法令上押印が必要とされているものを除き廃止するという政府全体の方針に対応し、文部科学省内のすべての委託契約の事務処理手続きにおいて、現在、契約書への押印以外の押印は求めない取扱いとしており、確認書等への押印も求めておりません。	委託事業の手引き	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
998	令和3年8月8日	令和3年9月10日	子ども家庭の専門機関の新設	将来省庁の再編成があるなら「子ども家庭」の専門省庁の創設をお願いします。 日本の縦割り行政のしわ寄せは子どもとその家庭に来ていて、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、ひきこもり、少子化などの問題に繋がっています。児童相談は厚労省、学校教育は文科省、福祉は法務省、DVは警察では、子どもを取り巻く問題をワンストップ・システムズに解決するのはとても困難です。 若い世代が子どもを持たない選択をする理由は単純ではなく複雑に絡んでいるので、省庁横断的にみる必要があると思います。 また子どもを定義する年齢規定も、児童福祉法、民法、少年法、とまちまちで、その狭間で脱落せざるを得ない子どもたちは大勢います。	子どもの幸福度が上がることは、日本で子どもを産み育てる希望になると考えます。些細なことでもシングル家庭になり貧困に陥るかもしれない社会が全て自己責任とされるのでは子どもを持つことはリスクとなり少子化を解決できないと思います。子どもの専門省庁を作ることは国の覚悟をわかりやすく示すことができると思います。	個人	内閣官房 厚生労働省 文部科学省 内閣府	番号321の回答を参照してください。				
999	令和3年8月8日	令和3年11月4日	コロナ下での公共交通維持のため、地方公営企業の鉄道・バス両事業の会計を統合しやすいうよう規制緩和すべき	複数の自治体では、地方公営企業が鉄道(地下鉄)事業とバス事業の両方を経営しているが、どの公営企業も事業ごとに特別会計を設けている。地方公営企業法上は、2以上の事業を通じて、1つの特別会計を設けることができる(法17条)が、それぞれ事業の特性や制度の違いから、現在、1つの特別会計を設けている例はない。 コロナ下でも鉄道事業とバス事業が補完して公共交通を維持できるよう、鉄道事業法・道路運送法の規制を緩和し、両事業を通して1つの特別会計を設けるよう誘導することを提案する。	鉄道、特に地下鉄は建設費負担が重いが、国が企業債や資金手当制度を充実させたことなどもあり、乗客を大量に高速輸送できる特性から経営が改善する傾向にある。 バス事業は、鉄道ほど大量輸送はできず、人件費・経費が割高であり、自家用車と競合することから、経営は一般的に厳しい。しかし住民の移動手段を確保するため、赤字でも維持する必要性の高いサービスである。 ここで新幹線と在来線の関係を見ると、在来線は赤字区間が多いが、新幹線へ乗客を運ぶ機能があり、JR東海は新幹線収入で経営が維持できると言われている。一方で新幹線を地下鉄、在来線とバスに置き換えれば、バスは地下鉄へ乗客を運ぶ存在として考えられる。実際、ある自治体では、バスが地下鉄に乗客を運んだと解釈して、鉄道事業からバス事業へ年間数十億円を繰り入れている。しかし会計の独立性を保つ観点からは異論もある。 2つの事業会計を1つにすることは、所管法令が鉄道は鉄道事業法、バスは道路運送法と分かれる点からも難しいとされる。そこで、これらの法による規制を緩和し、両事業の会計が1つにしやすいよう誘導すべきと考える。提案が実現した場合は、バス事業を鉄道事業の取入で運営する理由が説明しやすくなり、コロナ下の厳しい時代の公共交通維持に貢献すると考える。 バスと鉄道の間は運営部署が異なるため利用案内も分かれていることが多い。例えば鉄道路線図内でバス路線の存在を案内するだけでも、鉄道とバスが同じ公共交通であることが伝わりやすくなり、1つの特別会計に統合することについて、市民や議会の同意を得やすくなると思う。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 地方公営企業法上は、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合等には、条例で2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることができることとされています(地方公営企業法第17条、地方公営企業法施行令第8条の4)。 【国土交通省】 鉄道事業者は鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)の定めるところにより、その会計を整理しなければなりません。経営形態が他と著しく異なる等特別の理由があつて本規則に定める整理ができない地方公営企業等については、所定の整理ができない部分について許可を受けて例外の整理をすることができます。なお、道路運送法においては、バス事業の会計に関する特段の定めはありません。	【総務省】 地方公営企業法第17条、地方公営企業法施行令第8条の4 【国土交通省】 鉄道事業会計規則第2条	現行制度下で対応可能 一部、事実認定(道路運送法について)	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1000	令和3年8月8日	令和3年9月10日	総務省の政策評価と内閣官房行政改革推進本部事務局が推進している「行政事業レビュー」について、前者は「政策」を評価対象としている一方、後者は政策の最小単位である「事業」を対象としている等の違いはあるが、評価書及びレビューシートに基づき、POAサイトにより一連の評価を実施しており、作業が重複していることから、取組の重複合を検討すべきではないか。	【提案理由】 政策評価と行政事業レビューは、実施根拠が前者は法律であり、後者は閣議決定である点、評価対象が前者は政策であり、後者は個々の事業である点など、相違点はあるものの、評価書やレビューシート等の一定の様式に基づき、POAサイトの考えを用いて一連の評価を行っていることから、類似した取組であるといえる。 総務省の政策評価ポータルサイトでは、関連するレビューシートを同時に参照できるように工夫されているが、さらなる縦割りの打破を進めるため、政策評価と行政事業レビューシートの統合や実施部局(総務省行政評価局及び内閣官房行政改革推進本部事務局)の統廃合を進めるべきではないか。 【想定される経済的または社会的効果】 (1)行政改革推進本部が実施する取組に対しても行政改革の対象とすることにより、埋没なき取組であることを示すことができる。 (2)各府省における評価書等の作成に要する作業時間の削減(レビューシートが廃止された場合、1シート当たり3時間の時間を要していると仮定すると、年間5,000×3=15,000時間の作業時間削減につながる)。 (3)行政評価局及び行政事務局の統合が実現した場合、その分の人的リソースを他の業務(デジタル化等さらなる行政改革の推進等)に振り分けることが可能となる。 足元の改革を進めることにより、政府が行政改革に本気であることを示すことができるとしますので、是非、前向きな御検討をいただきますようお願いいたします。	個人	総務省 内閣官房	番号805の回答を参照してください。					
1001	令和3年8月8日	令和3年9月10日	国税庁・税務署での電子メールの使用許可	国税庁・税務署から一般企業への連絡手段として、電話・FAX以外に電子メールも認めてほしい。	一般企業の経理部門で働く者です。財務省管轄の問題かもしれませんが、こちらに投稿した方が変えていただけたらと思い、投稿させていただきました。 経理担当として税金の申告書を毎年提出していますが、税務署側でその申告書の内容に関して確認し、不明点あれば問い合わせの電話が来ます。先自その電話を受けたのですが、多数あるとのことだったので、「メールアドレス教えるので、そこに送ってもらえますか?」と伝えたら、「電子メールはできない決まりになっている。認められているのはFAXと電話のみ。」と言われ、電話で対応したものの、結局電話で20分も問い合わせ内容をメモし続けることになりました。その後の回答も電話でした。そもそも電話に出れず、お互いかけ直してもなかなか捕まらず、その手間は無駄でした。電話で長々と伝えられるのは非常に非効率です。また趣意を伝えるまでも電子メールにすべきだと思います。税務署のアナログ文化を変えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。	個人	財務省	番号315の回答を参照してください。 203				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1002	令和3年8月6日	令和3年12月2日	警察組織におけるデジタル犯罪担当組織の分離・統合	現在、都道府県の単位で運営されている警察署の中で、デジタル犯罪の担当部署が存在しています。 インターネットで発生するデジタル犯罪の担当組織を県や所轄警察署から分離・独立させて統合し、全国一律で告発を受け付け捜査する部署を創設することを提案します。	しかし、デジタル犯罪は、地域単位で発生するのではなく、地域単位で犯罪を操作するには限界があります。 例えば、今年多発した、自治体や大学に対する爆破予告事件です。警察組織が都道府県単位、さらに所轄警察署単位で操作しているが故に、他の都道府県で発生している爆破予告事件のデータを取り寄せ共有し、操作に活かす事ができていません。 デジタル犯罪の捜査では、データが重要です。全国の各自治体をターゲットに攻撃や脅迫が行われているのであれば、それらのアクセスログデータや書き込みの文章を収集することで、より精度が高い分析が可能になりますが、所轄警察署単位だと、データは1つか2つだけになってしまい、データとしては使い物になりません。 他の都道府県で発生した、同一犯もしくは似たようなデジタル犯罪について追跡するにしても、広域犯罪の指定を受けられなければ、県や所轄を跨いだ連携した捜査ができません。 これでは、今後ますます増大するであろうデジタル犯罪の捜査は難しく、捕まらなければ、犯罪の抑止効果もありません。 デジタル犯罪について、全国を対象とした独立部署を設ければ、広域犯罪の指定をうけずとも、市町村・都道府県をまたいで、データを収集する事が可能となり、各ITベンダーとの窓口が統一化されることで、IT企業からログ情報やアカウント情報を提供してもらうための手順なども一本化でき、迅速かつ効率的な捜査が可能となるはずです。 デジタル経済へとシフトしたからこそ、デジタル犯罪の取り締まりの強化・効率化が急務と考えます。	株式会社 Spelldata	警察庁	我が国の警察制度は警察法(昭和29年法律第162号)により規定されているところですが、同法は執行的性格を有する全ての警察事務を都道府県の自治事務とし、都道府県の自治体警察とすると、国家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することとする制度を作りました。 これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつものの、個々の事務ごとに明確に区別することが困難であることを踏まえ、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。	警察法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると考えられるところ、サイバー犯罪への対応については、デジタル社会の進展等社会情勢の変化を踏まえ、不断に検討を進めて参ります。	済
1003	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公文書の文字表記ルールを緩和してほしいです	・数字が二桁以上のときは半角数字 ・数字が一桁の時は全角数字 ・段落始めのスペース数、全角半角指定等のルールを廃止して下さい。 一定の単語を漢字・平仮名どちらにするか、送り仮名をどうするかを規定するのも辞めて下さい。日本語として間違っていないければ許容されるルールにして下さい。 新人は本来の仕事覚えるまでに無駄なルールを覚えなければならずタイムロスが生じます。資料の表記ミス指摘することがレビューと勘違いする一部管理職も生まれ、その修正に現場は無駄な時間を取られ、モチベーションが低下します。 また数字に全角を混ぜるのは、工数かかるわりに一切メリットがありません。英数字は全て半角でいいです。	・行政事務のムダ削減 上記により、働く人のモチベーション向上、行政サービスの向上	個人	文部科学省 内閣官房	国の府省庁等が作成する公文書において、数字等を半角と全角のどちらで表記するか、特に定めはありません。 一方、段落の書き出しについては、「公文書作成の要領」(昭和27年内閣官房長官依命通知別紙)に「文の書き出しおよび行を改めたときは1字下げて書き出す」とあります。 また、漢字や送り仮名の使用については、「公文書における漢字使用等について」(平成22年内閣訓令)によって、定められています。 これは、同一の語の表記が異なること、意味が違つために使い分けられている等と捉えられるおそれがあり、そうしたことを防ぐために統一を図っているものであり、公文書として読み手の便を重視しているものです。 ただし、これらは、国の府省庁等が作成する公文書に関するものであり、各地方公共団体に直接及ぶものではありません。	「公文書作成の要領」(昭和27年内閣官房長官依命通知)、「公文書における漢字使用等について」(平成22年内閣訓令)	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、国の府省庁等においては、公文書、感じのよき意味のとおりやすいものとするともに、執務効率の増進を図るために、文書作成についてのルールが定められています。一方、これらは、地方公共団体における文書作成について直接及ぶものではありません。 また、令和3年3月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「新しい」公文書作成の要領に向けて(報告)では、「算用数字に全角を用いるか半角を用いるかについて、特に定めはないが、文書内で用法を統一する。例えばこの報告では、原則として一桁の場合には全角数字を用い、二桁以上の場合には半角数字を用いている。また一般的に、データや金額等の数値を示す場合には半角数字を用いる。」としています。ただし、これも、国の府省庁等が作成する公文書に関するものであり、各地方公共団体に直接及ぶものではありません。	
1004	令和3年8月6日	令和3年9月10日	各省庁がおこなう調査について	企業活動基本調査 経済構造実態調査 生産動態統計調査 産業関係構造調査 〇〇調査と呼ばれる統計法でおこなわれる調査が非常に多い 内容も重複していたり 何のために行われているかわからない	中小企業では、これら処理するために税理士にお願いし報酬を支払わなければならない場合が多い また、税理士ができない範囲の場合は時間をかけて一つ一つ処理するしかない また、調査対象期間と会計期間と違うこともあり処理に時間がかかることが多い 大企業では専門の人間を置けばいいと思うが中小企業ではそれできない 遅れると督促の電話があり できないと言うと統計法に基づき処罰されますよと言われる始末 これらを納税者側の負担にするのはいかなるものでしょうか 毎年税務申告等をしているので内容はわかるといいますしもし必要な調査なら税務調査の項目を増やすなりすればいいのではないのでしょうか	個人	総務省 財務省	【財務省】 税務調査は、国税通則法第74条の2第1項において、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査に必要があるときは、当該各号に定める者に質問し、その書の専断に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる旨、規定されています。 【総務省】 統計調査を行うには統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、各府省の統計調査の承認審査事務を行うに当たっては、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。 また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	【財務省】 国税通則法第74条の2、74条の9 【総務省】 統計法	【財務省】 対応不可 【総務省】 現行制度下で対応可能	【財務省】 税務調査は、制度の現状欄に記載のとおり、各税目に関する調査について必要があるときに実施することができることとされており、各種統計調査のため実施できるものではありません。 また、各種統計調査のように実施時期が確定しているものでもございませんので、同時実施することは困難でありますことをご理解いただきますようお願いいたします。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
1005	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国の行政機関の職員の出勤簿の押印の廃止	毎月末に出勤簿に出勤日数の数だけ押印する必要がある。	現在、河野大臣が主導して、国内のあらゆる手続きに対し、押印廃止の動きを進めているところ。 形式的な押印作業をなくするのは素晴らしいことであるが、まだまだ国の行政機関内において、押印作業が残っている。 その一つが出勤簿の押印である。 国の行政機関内をしっかりと改革しなければ、世間に対して示しが付かないのではないのか。	個人	人事院 内閣官房	番号304の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1006	令和3年8月6日	令和3年9月10日	地籍調査を進捗させるためにも、旧土地台帳に関する資料を法務局へ移管すべき(縦割り問題)	土地の経緯を調査する上で、旧土地台帳と附属地図は有用な情報である。これらの資料は、現在の登記記録の元となつたとされているものの法務局でその情報はほとんど得られない。土地調査に必要な資料とするため、自治体に保管されている旧土地台帳と附属地図を法務局に移管すべき(過去の経緯の相談に来た者にその存在を案内すべきである。国土調査法に基づき地籍調査は、長期にわたってなかなか進捗しないが、旧土地台帳と附属地図は地籍調査にとって有用な資料となるはずである。	かつて国税である地租に関する資料とするため、土地台帳や附属地図が整備され、国の下部機関となった市町村がそれらの資料を整理していたが、昭和35年の土地台帳廃止により、現在の不動産登記制度が開始し、登記の中で公図が整理されるようになった。土地台帳や附属地図の情報は、現在の登記記録の元となつたとされている。現在、法務局で閉鎖公図などを調べると、旧土地台帳附属地図の内容は把握できないことが多い。登記記録は、登記法が明治19年に施行されているため、明治期の情報はある。しかし、旧土地台帳の情報は欠落していることが多い。現在の不動産登記制度の開始にあたって、税務から法務局への引継ぎが十分なされていないともいえる。現在、旧土地台帳や附属地図は自治体の公文書館などに保管されている。少なくとも登記官は土地の過去の経緯の相談に来た者にその存在を案内すべきである。旧土地台帳附属地図によって、土地境界の問題が解決することは、現代においてもしばしば有る。旧土地台帳に関する資料の価値を活かすため、前述の内容を提案する。提案が実現した場合、地籍調査の進捗に貢献することにもつながると考え、コンピュータによる情報処理が期待できることから、地籍調査はいずれ進捗するものと思われ、その際、必要になるに違いない旧土地台帳と附属地図の情報を、早いうちに整理しておいたほうがよいと考える。旧土地台帳の記録は電子化されていない場合が多いが、電子化も進めば紛失も免れやすい。そして、過去の土地記録を調べる人にそうした情報を提供できれば、境界の問題解決にもつながると考える。	個人	法務省 国土交通省	土地台帳及びその附属地図(図面)(以下「土地台帳等」という。))については、昭和25年の地方税法の成立と土地台帳法の改正により、登記所において登記事務のほかに台帳登録業務を取り行うこととなったことに伴い、登記所に移管されています。その後、昭和35年に台帳制度を登記制度に統合一元化するための不動産登記法の改正が行われるとともに、以後10か年の計画で一元化作業が進められ、同作業が完了した登記所から順に土地台帳法の適用が廃止されました。なお、この一元化作業が完了した後も、登記所では土地台帳等を保管しており、請求を受けて公開しているところです。また、地籍調査については、その迅速かつ効果的な実施を図るため、法務局・地方自治体においても地方公共団体等の地籍調査実施主体との連携を進めているところであり、その中では、土地台帳等を含む登記所保管資料の提供等による資料収集への協力や、これら資料に基づく必要な助言等を行っています。	不動産登記法	対応	引き続き土地台帳及びその附属地図(図面)の公開に係る事務について、適切に執行していくとともに、地籍調査に関しては、土地台帳等を含む登記所保管資料の提供等による資料収集への協力など、法務局・地方自治体と地籍調査実施主体との連携を進めてまいります。	
1007	令和3年8月6日	令和3年9月10日	登記官の位置付けを見直し、登記事務の外注化等を進め、地籍調査を進捗させる(縦割り問題等)	登記官は、不動産登記法第9条に基づき、独立制の国家機関とされている。登記事務はそれを理由に外注できないとする。登記官の位置付けを見直し、登記事項証明書発行の事務を進め、業務の一部外注化などを導入するとともに、業務量を減らすことでもっと高度な業務を処理すべき(縦割り問題等)	不動産登記法には、登記簿の附属書類の写しの交付や閲覧の制度がある。しかし、申請通りには認められないことがしばしばある。また、ある土地に設定されていた第三者の権利が、分筆により消滅することがある。当該第三者が権利抹消を申請するはずがないが、登記官側は所有者や当該第三者の申請による登記回復(法72条)を誘導する。権利が実現したた登記官の職権による登記更正(法73条)を求め、なかなかやってもらえない。こうしたことは、登記官が独断制であることと関連付けら課題となる。登記事務について法務局組織として責任をとるよう改めてほしいと考える。また、登記事務の見直しにより、一部外注化が可能になれば、業務量が減り、より高度な問題に取り組み、地籍調査は、法律専門家である登記官が主体的に関われば進捗が見込める。個人の印鑑登録証明書は市町村長などの名で交付される。一方、商業登記法の印鑑登録証明書は登記官を交付される。登記事項証明書も同様である。当該登記事務の手続きを当該登記官が行ったわけではないが法務局代表者名の交付で十分であり、業務を外注化できると考える。そのためには登記官の位置付けの見直しが必要である。かつては、地域ごとの個別判断が登記官にとって重要であったが、現代は、全国レベルでの情報共有が進み、全国的な判断基準が形成されているように思う。登記官の位置付けを見直すべきである。提案が実現した場合、登記事務のサービス利用者の利便が向上し、登記に関する課題解決が進捗するとともに、地籍調査などの長年の課題も進捗しやすくと考える。	個人	法務省 国土交通省	不動産登記法(平成16年法律第123号、以下「法」という。)第9条により、登記所における事務は登記官が取り扱うこととされています。しかし、登記事項証明書の交付に関する業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第32条の2の規定により、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるとされており、実際に、平成20年4月からは同業務を民間に委託しています。	不動産登記法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	事案承認	登記事項証明書の交付に関する事務の外注に係る提案については、制度の概要欄に記載のとおりです。また、法第9条の規定は、登記事務について、登記官が自己の名において独立完結的に登記事務を処理する権限を有することを明らかにしたもので、これは、登記は事件ごとの個別性が強く、対象となる法的分野も多岐にわたるので、定型的な判断によることができません。登記官が自分の正当性は、当該事件を担当した登記官の専門的な知識経験と法的素養に依拠しており、その登記官の判断を尊重するとともに、責任の所在を明確しておく必要があることによるものです。なお、御指摘の、登記事務の外注化と登記官が地籍調査に主体的に取り組むことは関連性がなく、性質の異なる問題ですが、地籍調査に関しては、引き続き、法務局・地方自治体と地籍調査実施主体との連携を進めてまいります。	
1008	令和3年8月6日	令和3年9月10日	政府統計データのCSV形式での生データの公開	統計調査の生データをCSVデータで公開する	政府が実施するアンケート調査(例えば訪日外国人消費動向調査 by 観光庁)は、ごく簡単なクロス集計済みのデータしか公開されておらず、指標間の相関などの分析が不能であり、大変困難し、非常な機会損失を生んでいる。対応コストは、そもそも統計調査を行う際に取得している生データを公開すれば済む話なので、ゼロ円で実現可能。効果として、多様な研究者や企業により、アンケート調査が活用されて、国民生活にプラスに寄与する。	個人	総務省	統計を作成するために用いられる調査票情報(生データ)には、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれていることが少なくありません。正確な統計を作成するためには、これらの秘密も含めて真実の内容を収集する必要があることから、統計法は、統計調査に従事する者等に守秘義務を課し、統計制度に対する国民の信頼を確保しているところであり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供されることとなります。	統計法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供される必要があり、生データの公開は困難です。なお、統計の作成又は統計的研究として、相当の公益性を有するものを行う場合には、情報保護の規律の適用を受けた上で、調査票情報の提供を受けることができる場合がありますので、御参考までに申し添えます。	
1009	令和3年8月6日	令和3年9月10日	統計データのe-Statへの即時反映	政府が統計を行った場合e-Statへ即時反映させる。	例えば、国交省航空旅客動向調査(https://mit.go.jp/koku/koku_tk6_000001.html)は、最新では令和元年までCPDFが国交省のウェブで公開されていますが、e-Statでの最新は平成29年が最新であり、大幅に公開が遅延している。遅延なくように、機械処理可能な統計データを、統計完了後即時公開してほしい。対応コストは、そもそも統計処理用のデータが作成されているはずなのでゼロ円。効果は、民間および政府におけるデータの活用推進が望まれる。	個人	総務省	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとして、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特に利用性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施していくとしています。総務省は、各府省における統計データ登録を促進するための周知徹底や支援を引き続き行う等、統計利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1010	令和3年8月6日	令和3年9月10日	内閣情報調査室と公安調査庁の統合、公安調査庁の地方組織の廃止	公安調査庁の機能のうち団体規制(オウム真理教の観察処分)を担う機能を預け、他の機能(情報貢献を担う部署)は内閣情報調査室へ統合する。また、公安調査庁の地方組織を廃止する。	内閣情報調査室は内閣法12条に基づいて情報収集を行い、公安調査庁は破壊活動防止法21条に基づいて情報収集を行っているが、似たような情報の収集を行っているように思えるから、情報貢献機能は統合すると、総務機能の人員削減が見込める。また、同組織の経緯や知識が効率的になると考えられる。デジタル社会や交通が発達した昨今、わざわざ地方組織を恒常的に設置するのではなく、インターネット上で情報収集したり、必要な時に出張したりすれば、地方組織はなくても情報収集ができるはず。	民間団体	法務省 内閣官房	公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行っています。団体に対する規制処分は、危険な団体が存在する場合に当該団体による破壊活動を未然に防止して公共の安全の確保に寄与するという目的に照らし、迅速に必要な調査を遂げて適時的に処分を実施することができるようにする必要があります。このため、公安調査庁は、地方支分部局として公安調査局を設置し、破壊的団体の規制に関する調査等を分掌させ、必要に応じてやかに調査を実施できる体制を整備しています。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、必要に応じて関係機関に提供しています。内閣情報調査室は、内閣法12条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務等を行っています。よって、公安調査庁が行う調査と内閣情報調査室が行う情報の収集調査は収集すべき情報が異なります。公安調査庁の所掌に属する事柄については、他省庁の調査の有無に関わらず、調査を行うこととなります。	破壊活動防止法 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 公安調査庁設置法 内閣法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1011	令和3年8月6日	令和3年9月10日	手錠・捕縄使用検定制度の廃止	法務省において、手錠捕縄を使用する際の技術についての検定制度を廃止が望ましい。	近年、護送中の逃走事案が増えてきたために、この検定制度ができたが、そもそも問題は手錠捕縄使用の技術の低下ではなく、手錠と捕縄の仕組みが煩雑であることにある。手錠と捕縄をもっとシンプルに構造に変え、誰でもスムーズに使用できるようにすることが必要である。現状の手錠、捕縄の使用法は煩雑すぎて、覚える方も検定で点検する方も大変である。また、検定で合格したから次の検定まで忘れてよいといった本来転倒な状況になっている。大切なのは定期的な使用法を訓練することである。そこで、新たにシンプルで頑丈で誰にも使いやすい手錠と捕縄を導入し、毎月訓練できるようにすべきである。矯正職員は数年ごとに手錠捕縄の使用法が変わって覚えなおすのうんざりしている。問題は手錠捕縄が煩雑な仕組みになっていること、これを解消しないことは今後も逃走事案は減らない。	個人	法務省	刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則(平成17.5.23法務省令57号)別表第1刑務官の職務執行に関する訓令(平成18.5.23矯正大臣訓令)第31条 手錠・捕縄使用検定制度について(通知)(平成27.7.10)構成1825矯正局長通知 手錠・捕縄使用検定制度に係る訓練要領について(通知)(平成27.7.10)構成1826矯正局長・少年矯正課長通知	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1012	令和3年8月6日	令和3年9月10日	矯正護身術検定制度の廃止	矯正施設で行っている矯正護身術検定制度を廃止した方が良い、代わりに制圧動作の訓練を毎月行った方が良い。	矯正では、矯正護身術検定制度を行っており、初級・中級・上級の検定を3年に一回行っている。しかし、実際の現場でこの矯正護身術を使用することはほとんどなく、制圧時には受刑者の両腕を抱えたり、全身を抱えこんだり、床に押しつけることが多い。ほとんど使わない事に時間と労力を割くのは無駄である。また、矯正護身術の上級を持っているから大丈夫という誤解をしている職員まで存在し、実際に受刑者が暴れた時に全く戦力にならなくて困る。実際に使うことの多い制圧動作の動作を訓練して全職員に徹底すべきであり、矯正護身術検定制度などというまやかしは廃止するべきである。	個人	法務省	矯正護身術の術技及び訓練要領について(通達)で矯正護身術の術技及び訓練要領を定め、全国の矯正施設において運用されています。[矯正護身術検定制度規則]では、矯正職員は矯正護身術検定制度の成果を検定し、術技の向上及び普及を徹底を図ることを目的とする検定制度を定め、その検定期間は年1回以上行うものとしています。同検定制度は、昭和42年から実施され、「矯正護身術検定制度規則」の運用について(通知)では、矯正職員として矯正護身術の修得が、被收容者による職員暴行事案等が発生した際に当該被收容者を適正に制圧し、その攻撃から身を守るために必要であるとともに、矯正職員は矯正護身術技能の維持状況を確認するまで検定を実施すべきことを明らかにしています。矯正職員は、被收容者等からの攻撃により負傷するリスクや制圧行為により被收容者等を負傷させるリスクを負いながら勤務に当たっており、これらの事故を防止するための技能は、矯正護身術訓練を積んで学ぶ必要があり、その訓練の成果を検定する同検定制度を廃止すべき理由はありません。	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1013	令和3年8月8日	令和3年9月10日	研究授業の廃止(矯正施設)	矯正施設で行っている研究授業という行事を廃止した方が良い。	矯正の業界では、研究授業と言って、各矯正施設で行っている改善指導や体育指導、学習指導等を他の施設に見せるといって行っている。見せること自体は決して悪いことではないと思う。問題なのは、良く見せるために、普段は行っていないような指導や授業を急遽作って、さも今までやってきたと何物も無い。これは欺瞞以外の何物でもない。見学自体はいつでも受け入れていたのだから、研究授業などというのは不要である。研究授業の準備のために、職員負担を増やし、受刑者の指導の自程まで変更し、もはや何のために普段の指導を行っているのか見失っているのではないだろうか。	個人	法務省	刑事施設においては、各矯正管区からの通達等に基づき、改善指導等の内容の充実、職員の指導力向上及び関係諸機関の矯正指導に対する社会的理解の促進を図ることを目的として、上記指導場を他施設職員及び関係諸機関職員等に公開し、広く意見を聴取・検討を行う機会(以後、「研究授業」という。)を年1回程度設けています。研究授業を行うに当たり、各施設は事前に実施計画(指導テーマ等)、事後に実施結果報告(おむね実施日から1か月以内)を所管管区宛てに提出し、その他には研究授業当日の配布資料(指導要領や参考資料等)を作成することされています。各矯正管区において、研究授業のテーマの設定及び実施方法等についての詳細までは指しておらず、施設の数量により研究授業の企画・立案・実施が可能であり、各施設の実情に応じた実施がなされています。少年院においては、矯正局からの通知に基づき、矯正教育の内容の充実、職員の指導力向上及び関係諸機関の矯正教育に対する社会的理解の促進を図ることを目的として、研究授業を年1回程度設けています。研究授業のテーマについては、施設の希望を聞いた上で、矯正局及び矯正管区が指定する場合がありますが、研究授業の企画・立案・実施については、刑事施設同様、施設の数量で、各施設の実情に応じた運用がなされています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりですが、令和3年度中に、今回の提案者の問題意識を各矯正管区と共有します。	
1014	令和3年8月6日	令和3年11月4日	漁船、遊漁船(プレジャーボート)等の登録の厳格化について	漁船、遊漁船(プレジャーボート)等の登録の厳格化について	私は、漁港、港湾を始め、河川、海岸、砂防指定地等の管理業務(違反行為の排除など)を、管理部門(事務系)ではほぼ一人で担当した経験をする元、都道府県職員(行政職)です。とりわけ港の管理は極めて厄介で、その最たるものは不法留置船対策でした。漁業の衰退や釣リジャーの隆盛など、昔と今では隔世の感がありますが、漁船法も改正が必要な法律の一つです。漁船は遊漁船もプレジャーボートも「自動車の保管場所の確保に関する法律(いわゆる車法)」のように、当該物件の保管場所が確保されていることを確認する制度、以上の制度を設けていただきました。具体的には、漁船法の改正等による保管場所の必須義務規定の新設、船舶所有(売買)譲渡の前提として、保管場所の場所・権原を事前に確認することの義務化。	個人	国土交通省 農林水産省	保管場所の確保の義務化については、十分な保管場所がなければ実効性を担保することは出来ません。現状では、保管場所が十分に整備されているとは言えず、そのような状況で全国一律に保管場所の確保を義務づけることは、所有者等の混乱を招くこととなります。そのため、国土交通省及び水産庁は、港湾・河川・漁港の三水域の水域管理者やプレジャーボートの利用者等が連携して取り組むべき施策をとりまとめた「プレジャーボートの適正管理及び規制改革のための総合的対応に関する推進計画」(平成25年9月)を策定し、水域管理者等とともに係留・保管能力の向上等の放置艇対策に取り組んできたところです。また、不法留置船対策として、三水域の水域管理者が法令などを根拠として、放置等の禁止区域の指定や許可水域の設定、放置艇の撤去・処分などの措置を講じることができることとなっています。さらに、地方自治体における不法留置船対策の一助となるよう、平成31年より、地方自治体が不法留置船を判断したプレジャーボート等の小型船舶に対して、地方自治体からの照会により登録されている小型船舶の所有者の情報を提供しているところです。なお、漁船法では、船舶を漁船として使用する場合には漁船登録を義務づけており、いわゆる遊漁船であっても漁業に従事する場合は漁船登録が必要です。当該船舶が漁船であるか否かについては、使用の目的や内容・程度等を勘案し、各都道府県知事が判断することとしています。	なし	検討し着手	制度の現状欄に記載の取り組みにより、平成30年度のプレジャーボート全国実態調査結果において、放置艇は、前回(平成26年度)の実態調査と比べ約1.7万隻(約20%)減少しており、一定の効果認められているところですが、しかしながら、依然として三水域全体で約7万隻の放置艇が存在しており、対策の更なる推進が必要です。このためには、港湾、河川、漁港などの水域管理者等が講じる対策の実効性をより高める必要があることから、国土交通省及び水産庁は、令和3年3月に「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」をとりまとめ、地域の実情等を踏まえ、効果的な対策を適宜組み合わせ、実効性の高い放置艇対策に取り組んでいるところです。引き続き、水域管理者等間で連携を図りながら放置艇対策の更なる推進に取り組んで参ります。なお、このような対策に取り組む、今後、保管場所が十分に整備される状況になれば、同対策の効果も踏まえて、公物管理等の観点から、保管場所の確保を義務づける全国一律の制度(保管場所が適正に確保されていることを証明する制度を含む。)の必要性について検討することが可能となると考えられます。制度化が図られる際には、自動車においては、登録の際にいわゆる車庫証明を確認することで保管場所確保の実効性を高めておられますので、プレジャーボート等の小型船舶についても、車庫証明に相当する書類を登録の際に確認するなどにより、保管場所確保の実効性を高めることについても検討して参りたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1015	令和3年8月6日	令和3年9月10日	出勤簿、休暇簿及び代休管理簿の電子化	勤務時間管理等に関する以下の文書は、紙媒体及び押印により運用しており、業務遂行上非効率であるなど、様々な不具合があるため、紙媒体及び押印を廃止し、電子化して頂きたいと思っております。 ・出勤簿 ・各種休暇簿(年次休暇、特別休暇、病欠休暇、介護休暇) ・振替え(代休)管理簿 ・休日の代休日指定簿	紙媒体及び押印を廃止し、電子化する利点 ・労力の削減(休暇取得について、上司の承認を受けるために、文書を携行して持ちまわる、という行為が不要となり、業務効率が向上) ・経費の削減(紙、紙を綴じる文具及び保存する書庫のいずれも不要となる) ・勤務時間等管理の適正化(電子化して履歴を管理することにより文書の改竄が困難となる) ・多様な働き方との親和性向上(勤務場所にいなくても休暇申請等の手続きが可能であり、テレワーク等との親和性が高い)	個人	防衛省	防衛省職員給与簿等規則(昭和30年防衛庁訓令第12号)押印・書面提出等の制度・慣行の見直しに伴う隊員の休暇の運用について等の整理等について(通知)(防人計第20267号。令和2年12月21日) 隊員の休暇の運用について等の一部改正に伴う留意点について(通知)(防人計第20287号。令和2年12月21日)	なし	対応	現行制度下で対応可能 制度の現状欄に記載のとおりです。		
1016	令和3年8月6日	令和3年9月10日	自治体職員が法務局に行かずにオンライン申請で登記事項証明の情報が得られるよう、手続き規制を緩和すべき	自治体職員が法務局に行かずに、オンラインの申請で、現行どおり無償で登記事項証明の情報が得られるよう、手続き規制を緩和することを提案する。	コロナ下の感染防止対策のため、不要な外出や人との面会は減らす必要があり、また在宅勤務の必要性が高まっている。 登記事項証明も、上質な紙に印刷していただけだが、オンラインの電子データで情報を取得できれば、紙資源の削減につながる。	個人	法務省	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)」において、「電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされたところ、令和2年1月1日から運用を開始しております(令和2年1月10日付け法務省民第3号で各法務局に通知済み)。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、登記事項証明書の交付が必要な地方公共団体の手続きにつきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による交付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。		
1017	令和3年8月6日	令和3年9月10日	厚生労働省の統計データ利用窓口的統一化	厚生労働省の統計データ利用窓口的統一化 厚生労働省で行う統計データを二次利用で利用しようとする場合、申請窓口が旧厚生省の統計調査と旧労働省で行う統計調査で窓口となる係が別になっており、同じ省庁なのに縦割りになっています。 また、オーダーメイド統計の申請はこれまで別の担当になっていました。 そこで、統計データの二次利用やオーダーメイド統計の窓口を一本化するべきではないでしょうか。	同じ省庁でありながら担当窓口が縦割りになっており、データを使用した際の担当者ごとで担当が調べないといけない。 もしもかりに窓口も一本化された場合は、ワークストップで対応できるうえ、担当のたらい回しもなくなるかと期待できます。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、人口・世帯、保健衛生、社会福祉、雇用、賃金、労働災害など幅広い分野で調査を行っています。これらの調査情報を利用したい場合の相談窓口については、既に政策統括官付参事官付審査解析室に集約し、厚生労働省ホームページでその案内をしています。相談の際、申請者の方が利用したい調査を適時に案内するには、職員の側で、調査に対する専門的な理解が必要になることから、同室において係ごとで担当を決めて対応をしています。 具体的には、調査票情報の利用については、厚生統計、労働統計それぞれ別の係が担当しており、また、オーダーメイド集計については、これらとは別の係が担当しております。これは、① 厚生労働省においては調査票情報の利用申出は年間千件を超えること、申請内容の確認については、一部を除いた大半の項目を、同室の職員が実施している関係で、職員は多くの調査方法や内容等について習熟する必要があり、調査ごとに係で分担して対応すること、② オーダーメイド集計については、申請内容に応じた集計を行うなど、調査票情報の利用とは異なる手続となることにより、それぞれ担当係を分けた対応が必要であるためです。 お電話をいただいた際には、まず、電話を取った職員が案件内容をお伺いし、その案件に応じた担当に繋ぐことで「たらいまわし」が起きないようにしております(それぞれの係の厚さは近く、そのような対応が可能です。)。厚生系と労働系との両方や、二次利用申請とオーダーメイド申請の両方など複数のご希望の際でも、最初の担当者において、二次利用に関する共通的な事項の説明を行うことで、次の担当者とのやり取りを少なくするよう連携をとり、申請者の方にご負担がつかないようにしております。 逆にこれらの手続をひとりの担当者で対応することとなりますと、上に述べたように、件数の多さや作業の性質の違いから、かえってお待たせするようなことにもなりかねないため、難しいと考えております。 なお、今後ともご相談に対しては、丁寧な対応に努めます。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1019	令和3年8月6日	令和3年9月10日	科研費申請書をカラーで審査されるようにしてほしい	科研費申請書は現在、白黒印刷で審査されているが、カラーの申請書で審査されるようにしてほしい。	他の民間研究費申請などはほとんどカラーで審査されている。学会発表資料なども全てカラーで図表の資料を作っている。科研費申請のみ白黒のため、科研費申請の際はそのために白黒の図表を作成しなければならず、非常に無駄な手間がかかる。また審査に関しても白黒だと内容がわかりづらく、正確な審査に向かない。	個人	文部科学省	科研費の公募においては、応募資格を満たす研究者から所属研究機関を通して「研究計画書」を提出いただいた。当該書類等については、申請内容に応じた集計を行うなど、調査票情報の利用とは異なる手続となることにより、それぞれ担当係を分けた対応が必要であるためです。 お電話をいただいた際には、まず、電話を取った職員が案件内容をお伺いし、その案件に応じた担当に繋ぐことで「たらいまわし」が起きないようにしております(それぞれの係の厚さは近く、そのような対応が可能です。)。厚生系と労働系との両方や、二次利用申請とオーダーメイド申請の両方など複数のご希望の際でも、最初の担当者において、二次利用に関する共通的な事項の説明を行うことで、次の担当者とのやり取りを少なくするよう連携をとり、申請者の方にご負担がつかないようにしております。 逆にこれらの手続をひとりの担当者で対応することとなりますと、上に述べたように、件数の多さや作業の性質の違いから、かえってお待たせするようなことにもなりかねないため、難しいと考えております。 なお、今後ともご相談に対しては、丁寧な対応に努めます。	なし	検討を予定	令和4年度公募については既に開始しており、モノクロ印刷を前提として既に研究計画書を提出いただいているところであり、カラー印刷に変更することは困難な状況です。 それ以降の公募においても、年間10万円近く提出される研究計画書の印刷仕様を変更することは、応募・審査方法、スケジュールや審査コスト等に大きな影響を与えることになるため、応募者や審査委員への負担も考慮しながら、検討を進めて参ります。		
1020	令和3年8月6日	令和3年12月2日	法令の改正のやり方を見直し	法令の改正のやり方について「～を～に改める」のようなやり方をやめて、省令みたいに「改正前後を表で書く」やり方にする。	テレビや新聞、ネットで法令改正が話題になりますが、いざ法令改正の内容を官報でみてみたら、「～を～に改める」みたいなズラズラ書いてあって、何の事だか内容がさっぱり分かりませんでした。 そしたら、隣に隣載されてる省令っていうのを見ると、改正前後が表で書かれて、法令よりも改正の内容がとって分かりやすかったです。 どうして、読んでも分からないようなものを官報に載せて、国民に周知してるのかいまいち分かりませんし、見る方が不便です。 たぶん法令を作ってる人も「～を～に改める」なんて、いちいち書くのも大変だと思います。 働き方改革とか話題になってますし、「～を～に改める」みたいな読んでも分からない法令改正をやめて、改正前後を表で書くやり方にしたらどうですか？ そしたら、作る人の負担も減って残業代も減りそうですし、法令を読む私達国民も読みやすくて便利になりそうです。	個人	内閣官房 内閣法制局	番号723の回答を参照してください。	なし				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1021	令和3年8月6日	令和3年9月10日	高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領の合理化	「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」を合理化してほしい。具体的には次のとおり ・JASSOの給付型奨学金採用通知（と払込用紙）の交付を以て、減免認定をしたとみなしてよいものとする ※又は、採用通知の中に「大学は支援区分に相当する等の支援を行うことと明記する等」・適格認定（家計）で支援区分の変わらない学生への結果通知の省略（通年で効力発揮とみなしてよいものとする） ・支援区分が変わった学生へは、支援区分が外れていない場合もJASSOが書面通知を発行し、それと併せて払込用紙の送付で良いものとする ・継続願の廃止	JASSO給付型奨学金と重複する業務については無駄と考える。JASSO給付型奨学金で既に継続願、在籍報告がある以上、これと類似の継続願をわざわざ提出させる必要はない。JASSO側の継続願及び在籍報告をしたことをもって、継続支援の希望をしたとみなすことで良いのではないかと。 また、一度支援を希望した学生が、あえて不利益になるように選ぶことは考え難いことから、継続願を出す必要もないと思われる また、JASSOの支援区分をもって、学生は同等の減免を受けられることは熟知しているため、大学側の結果通知を別途定めることは業務の煩雑化につながっている。	個人	文部科学省	高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の実施主体は独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）であり、授業料等減免の実施主体は大学等となっております。大学からの通知が来ない場合、学生本人は対象かどうか分からなくなってしまう可能性があります。そのため、結果通知は機構、大学からそれぞれ通知しております。ただ、授業料減免の事務においては、機構で判定した支援区分の情報を活用できるようにし、大学における事務負担の軽減にも配慮しております。 適格認定（家計）は、支援対象者全員に対して対象となる減免期間に係る通知を行う必要があります。その結果通知が学生に届かなければ、学生は余計な不安を抱えることになるため、結果通知は必要なものと認識しております。 継続願については、授業料減免対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとする際に、毎年適格認定の時期に提出していただいており、オンラインでの提出も可能とし、大学等の負担軽減に努めております。	大学等における修学の支援に関する法律施行規則 等	検討を予定	引き続き大学等の負担が軽減されるように努めてまいります。	
1022	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国立大学における研究予算の通年執行について	国立大学において、現在も、年度末に研究予算を執行できない時期があります。これを是正し、通年執行可能にして頂けますと有り難いです。	国立大学では現在も、年度末に研究予算を執行できない時期が定められている場合があり、研究の円滑な遂行に多大な支障を生じています。そのような大学では3月になると大半の予算が執行できなくなるため、例えば3月に生じた装置の修理は4月以降にならないと行えないなど、単純に考えて研究のスピードが年率換算で1/12遅くなるという事態が未だに発生しています。このような問題があるため、私の所属する国立大に対しては既に何度も通年執行の申し入れを行ったのですが、現在も全く改善されません。そのため、国主導にてご指導いただければと大変助かります。	個人	文部科学省	国立大学の予算執行については各法人の学内規則等に沿って運用されており、研究費が計画的に執行されるよう、各法人で適切な執行管理を行っていることと認識しております。	なし	現行制度下で対応可能	国立大学の予算執行については、各法人の学内規則等に沿って運用されていると認識しておりますが、仮に「一定の日以降の研究費の執行を一切認めない」といった法人があった場合には、当該法人に事実確認の上、可能な限り研究者の相談に応じよう改善を促してまいります。	
1023	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法令の条文中の漢数字表記をアラビア数字表記に置き換える改正を実施すべき	国の法令（政令、規則などを含む。）において、数の表記を漢数字からアラビア数字に置き換える改正を行うことを提案する。 あわせて、法令の公式文書における文字の方向を、縦書きから横書きに改めることを提案する。 すでに多くの自治体ではこの改正を行っているが、国の法令で改正できないのは改正の手順（費用）だけの問題ではなく、表記のルールがあるためである。そのルールが法令に関する業務を複雑なものとし、法令に対する国民の理解や活動を妨げている要素があるので、そのルール、規制を緩和あるいは撤廃すべきと考える。	条文の番号のほか、条文中に現れる単位をとともう科学や工学などの数字も漢数字で表記される。例えば建築基準法施行令は、工学に関する表記が多いため、漢数字表記であることが多く、国や自治体、法令は、小説や物語ではなく、用語のルールが整った技術的な内容から成り立っている。分かりやすさを重視すべきである。 すでに大多数の自治体では、条例・規則中の漢数字をアラビア数字に置き換える改正を行っているところである。 業務で法令を説明する資料は、通常、横書きであり、資料で法令を引用する場合は、漢数字をアラビア数字に置き換えることが多い。国の法律解説を説明する資料でさえ、横書きでアラビア数字を使っているウェブサイトで表示される場合は、PDFで文書化されている場合を除き、通常は横書きである。横書きではアラビア数字の方が見やすい。漢数字表記であることで法令が分かりにくくなり、自国の法令に対する理解を妨げているとすれば、こうした表記の問題が他国と比べて大きな、能力の差につながりかねない。 提案が実現した場合、以下の効果が見込める。 ○ 法令が読みやすくなり、理解がしやすくなる。 ○ 業務で法令を扱う場合は、アラビア数字への変換が不要となることにより、法令を理解しやすくなるので、業務がはかどる。 ○ 日本における自国の法令の読みやすさが、他国における法令の読みやすさと比べて劣る、ということはない。日本の競争力向上につながる。	個人	内閣官房 内閣法制局	番号722の回答を参照してください。				
1024	令和3年8月6日	令和3年12月2日	法令の一部改正を、新旧対照表のみで施行するよう、手続きを改めるべき	法令の一部改正で、条文を連ねた改め文を作成するのを止め、現在、参考資料とされている新旧対照表（新旧対照表）のみによって施行することを提案する。 一部の自治体では、新旧対照表のみで条例等の改正を行うように手続きを変更しているが、その他の自治体で手続きが変更できないのはルールがあるためである。そのルールが法令に関する業務を複雑なものとしているので、そのルールを撤廃すべきと考える。また改め文の廃止は、昔から受け継がれてきた手順を守るべきと考え、その点では縦割り問題にも関係している。	法令の一部を改正する法律案の条文（改め文）の用語はルールがあるので、時間をかければ改め文を作成することはできる。しかし、多くの時間をかけて作成しても、見て分かりやすいものではない。むしろ、同時に作成される新旧対照表を見た方が、改正内容が良く理解できる。法令の改正業務は、新旧対照表で改正内容を検討整理し、改正内容が決まってから、改め文を作成することが多いのではないかと。 条文改正にあたっては、間違いが生じないよう、他の職員との読み合わせをすることも必要。しかし、コロナへの感染防止対策のため、他職員との接触を減らす必要があり、こうした業務も減らす必要がある。改正内容をチェックしやすいのは新旧対照表である。条例等の改正は、大変時間がかかるものであり、作業は効率的に実施しなければならぬ。 国で改め文が廃止されないことから、多くの自治体でも改め文が廃止できないものと推察する。 提案が実現した場合、以下の効果が見込める。 ○ 法令改正にかかる事務量が大幅に減る。 ○ 国の法令改正で改め文が廃止されれば、多くの自治体でも改め文が廃止できる。そして自治体の事務量の削減につながる。 ○ 法令条文中の漢数字表記のアラビア数字への改正と同時に実施できれば、国民に法令の改正内容が分かりやすく伝わるようになる。 ○ 法改正を実施した場合、概要説明資料だけでなく、実施の法令条文の改正内容も正確に伝わるようになることが期待できる。そのことは法改正の効果を、より多く発揮することにつながる。	個人	内閣官房 内閣法制局	番号723の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1025	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戦争の歴史を継承する国の施設の統廃合・再編	<p>現在、首都東京に「厚生省が所管する昭和館、しょうけい館、総務省が所管する平和祈念展示資料館の3館があるが、テーマ・展示内容が重複している。備わっている、戦争体験者の孫やひ孫の世代には75年前の戦争の歴史を包括的に理解し、参観者の便宜を図る点からも、節約の点からも、各機能を統合し、東京には本格的な戦争資料館を設置し、分かりやすく、効率的な展示をめざすべきである。</p>	<p>九段下の昭和館から徒歩3分の場所にしょうけい館があるが、いずれも厚生労働省所管で、運営委託先は昭和館が日本遺族会、しょうけい館が(株)ムラヤマ、昭和館は「戦中の戦後の労苦」、しょうけい館は「戦傷病者の労苦」を伝えるのが目的。昭和館は固有地・国の建物で今年度の運営費は約4.7億円、しょうけい館は共同ビル内の賃貸を含み約1.8億円。昭和館は入場無料(大人300円)、しょうけい館は無料。</p> <p>新宿区住吉ビルにある平和祈念展示資料館(厚生労働省所管で、「引揚・抑留・恩給欠格者らの労苦」がテーマで運営費は約3.8億円。運営は(株)ムラヤマに委託で、入場無料。</p> <p>3館併せて10.3億円が投じられているが、21世紀の子供たちに「戦後」「引揚・抑留・恩給欠格」を別々に語り継ぎ、教える意味がどれほどあるか？ 原爆・空襲・沖縄戦のことや日本による加害、欧州の戦争も含めて総合的、立体的に戦争の歴史を伝え、教えるべきである。海外からの観光客などの参観にも対応できる戦争資料館・博物館に進化・発展すべきである。</p> <p>3館統合・再編して、建物は昭和館または北の丸の現・国立公文書館(永田町に移転予定)を利用すれば、運営費は大幅に削減できる。余った予算を、研究・調査、デジタル化、地方や民間の資料館などの運営支援にまわして、国全体の底上げに貢献すべき。</p> <p>運営も次下りの政府職員を雇うのではなく、志と知識のあるボランティアに協力させ、節税と共に活性化を図る。地方自治体・民間の施設との役割分担・連携の仕方も明確にすべきである。現状は国家機関が欠落。時代のニーズに応える歴史教育・伝承・平和創造の政策を練り上げていただきたい。</p>	シベリア抑留者支援記録センター	総務省 厚生労働省	<p>【厚生労働省】 昭和館は、戦没者遺族に対する援護施策の一環として、国民が経験した戦中・戦後の国民生活よの労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した施設です。 しょうけい館は、戦傷病者及びその家族等が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した施設です。 いずれも、それぞれ設立の趣旨・目的が異なる施設として運営されてきているところで、(「強制抑留の実態調査等に関する基本方針」(平成23年6月5日閣議決定))に基づき、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館(総務省所管)において、平成27年度から3館合同での連携企画展(地方展)の実施等の連携事業を行っています。</p> <p>【総務省】 平和祈念展示資料館は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき、平和祈念事業特別基金が、恩給欠格者、抑留経験者、引揚者の労苦に関して収集し、保管する資料を展示し、国民の理解を深めることにより、関係者に対し慰謝の念を示すために、平成12年11月に開設した施設です。基金解散後は、国が資料を承継し、総務省が運営しています。 「強制抑留の実態調査等に関する基本方針」において「戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る」とされており、平成27年度から、昭和館、しょうけい館(ともに厚生労働省所管)との3館合同での連携企画展(地方展)の実施等の連携事業を行っています。</p>	<p>【厚生労働省】 なし</p> <p>【総務省】 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第13条第1項第1号 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第2条第1項及び附則第2条の2第2項</p> <p>その他</p>	<p>【厚生労働省】 昭和館及しょうけい館は戦没者遺族、戦傷病者とその家族の慰籍事業として検討され、それぞれの異なる労苦を将来に継承していく施設として設置された経緯があり、展示している資料もそれぞれ施設の設立目的に即して展示していることから、関係者の想いや施設の趣旨を踏まえると、統合については慎重に検討する必要があります。 また、固有の建物となると昭和館への統合となりますが、それぞれの施設の機能を維持できるほどの床面積がなく、物理的にも困難であると考えます。 そうした中ではありますが、制度の現状(職)に照準した3館連携事業を引き続き推進するとともに、デジタル化された資料情報を横断的に検索・閲覧できる仕組みの構築等、利用者の利便性、資料の保存・管理等の観点から統一できることがない引き続き検討してまいります。</p> <p>【総務省】 平和祈念展示資料館は、恩給欠格者、抑留経験者、引揚者の労苦について国民の理解を深めること等により趣旨の念を示す事業を行うことを目的として法律に基づき設立された平和祈念事業特別基金が開設した経緯があり、本提案内容の実現については慎重に検討する必要があります。 3館連携事業を引き続き推進するとともに、利用者の利便性、資料の保存・管理等の観点から統一できることがない引き続き検討してまいります。</p>		
1026	令和3年8月6日	令和3年11月4日	社会保険・労働保険の電子申請義務化の二提案	<p>社会保険・労働保険に関する手続きにおいては、提案理由に記載のとおり、電子申請可能基盤として「e-Gov」および「マイポータル」の2つの仕組みが用意されています。一方で、e-Govでしか申請できない手続、マイポータルでしか申請できない手続が存在するため、各企業とシステム開発ベンダーは両方に対応する必要がありますが、余計なコストが発生しています。</p> <p>そこで、全ての手続について、e-Gov、マイポータルどちらでも同様に申請できるようにすることを提案します。</p> <p>これを実現することで、企業およびシステムベンダーは二重投資を避けることができ、社会全体でのコスト削減を実現できると考えます。</p>	<p>現状で下記2つの問題点があり、これを解決することによって、各企業とシステム開発ベンダーの両方の電子申請対応にかかるコストを削減します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子申請義務化対象の申請のうち、どちらか一方の仕組みでしか申請ができないものがあり、システム開発ベンダーは必ず両方の仕組みへの対応を迫られており、開発コストがかかっている。 具体例(一部抜粋)： ＜マイポータルのみ対応＞ ・健康保険組合 CSV形式書送書送票/電子申請 ・労働保険 確定保険料の申告(継続) 2. どちらの仕組みを利用するかによって利用者から見た動作が変わる場合に、システム開発ベンダーは、やはり利用企業の要望に応えるため「e-Gov」および「マイポータル」の両方の仕組みへの対応を迫られることとなり、開発コストがかかることとなる。 具体例(一部抜粋)： ＜e-Govのみ対応＞ ・公文書が発行される際に、1申請につき1件のメールが送信される ・「e-Gov」ではメールの送信はいた、業務上メールの送信を希望される場合はマイポータルを利用する必要がある ＜e-Govのみ対応＞ ・電子申請を行った申請について、「取下げ」を電子申請で行うことができる ・「マイポータル」では「取下げ」が行えないため、業務上電子的に取下げを希望される場合はe-Govを利用する必要がある 	株式会社 Works Human Intelligence	デジタル庁 総務省 厚生労働省 財務省	<p>令和3年9月のデジタル庁発足により、マイポータル及びe-Gov等の情報システムは、デジタル庁システムとして一元的に整備していくこととなりました。また、同庁における一元的なプロジェクト監視により、政府情報システムについて、プロジェクトの各段階において、予算要求前レビュー、予算要求時レビュー及び予算執行段階レビューを行い、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)に基づく重点計画、政府情報システムの管理等に関する考え方、整備方針等に基づいて年間の進捗を把握することとしています。なお、政府情報システムの管理等に関する考え方においては、申請受付機能について、独自の構築を避け、既存の共通基盤を活用することとしています。</p>	なし	検討を予定	<p>デジタル庁においては、マイポータル及びe-Gov等についてデジタル庁システムとして一元的に整備・運用するものとなったことから、各府省がシステムを整備する上でも基盤となることや、他のシステムとの連携も踏まつつ、政府方針に従って、同システムの適切な整備等を進めます。その際、マイポータルやe-Govが民間事業者の方との連携にあたって余計なコストを要することのないよう、可能な範囲で共通化等を図ってまいります。</p>	
1027	令和3年8月6日	令和3年9月10日	産業廃棄物多量排出事業者に係る罰則の厳格な適用等について	<p>産業廃棄物の適正処理を指導する業務に従事していた際、家畜排せつ物の苦情を多く受け、対応に尽力しました。こうした中、多量排出事業者に係る処理計画・実施状況報告制度を地元農協に案内し、これを徹底させることにより意識改革が図られ、事態が好転しました。</p> <p>多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設(平成23年2月4日付け環境対発第110204004号、環境産発第110204001号通知の記第183)から10年になります。</p> <p>制度創設の趣旨を改めて考え、国も都道府県も、環境省も農林水産省も、廃棄物行政も畜産行政も、関係機関が協力して取り組むのが役所としての使命の努めです。</p> <p>農林水産省のホームページには「家畜排せつ法」関係が詳しく紹介されています。</p> <p>都道府県(畜産部局)は事業者から毎年2月末時点で飼養頭数の報告を受け把握されていますので、「管理基準」に基づき家畜の種類ごとと家畜の排せつ量(統計値)を集めることで、容易に報告対象者が把握できます。</p> <p>私は現代時代、これらを説明し事業者の理解を得ました。各都道府県のホームページでの公表状況を参照され、履行状況を確認してください。</p> <p>期待される効果 ・法律違反の解消 ・関係者の意識改革 家畜排せつ物の適正処理の重要性の再認識、順法精神の回復 ・廃棄物行政担当者の制度理解 ～関係機関間解決の円滑化 ・第一次産業の、補助金償付のぐえの体質(行政も業界も)からの脱却など</p>	<p>産業廃棄物の適正処理を指導する業務に従事していた際、家畜排せつ物の苦情を多く受け、対応に尽力しました。こうした中、多量排出事業者に係る処理計画・実施状況報告制度を地元農協に案内し、これを徹底させることにより意識改革が図られ、事態が好転しました。</p> <p>多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設(平成23年2月4日付け環境対発第110204004号、環境産発第110204001号通知の記第183)から10年になります。</p> <p>制度創設の趣旨を改めて考え、国も都道府県も、環境省も農林水産省も、廃棄物行政も畜産行政も、関係機関が協力して取り組むのが役所としての使命の努めです。</p> <p>農林水産省のホームページには「家畜排せつ法」関係が詳しく紹介されています。</p> <p>都道府県(畜産部局)は事業者から毎年2月末時点で飼養頭数の報告を受け把握されていますので、「管理基準」に基づき家畜の種類ごとと家畜の排せつ量(統計値)を集めることで、容易に報告対象者が把握できます。</p> <p>私は現代時代、これらを説明し事業者の理解を得ました。各都道府県のホームページでの公表状況を参照され、履行状況を確認してください。</p> <p>期待される効果 ・法律違反の解消 ・関係者の意識改革 家畜排せつ物の適正処理の重要性の再認識、順法精神の回復 ・廃棄物行政担当者の制度理解 ～関係機関間解決の円滑化 ・第一次産業の、補助金償付のぐえの体質(行政も業界も)からの脱却など</p>	個人	環境省 農林水産省	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)において、産業廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(処理計画)を作成して都道府県知事に提出するとともに、当該計画の実施状況について都道府県知事に報告しなければならないとされています(第12条第9項及び第10項)。</p> <p>また、処理計画の提出や実施状況の報告をしなかった多量排出事業者に対しては、20万円以下の過料に処するとされています(第33条第2号及び第3号)。</p>	<p>現行制度 下で対応可</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を活用して違反行為の事実を把握し、その結果、犯罪行為に該当する違反行為が判明した場合には、捜査機関とも十分連携を図り、厳正に対処しています。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1028	令和3年8月27日	令和3年12月2日	旅費の精算について	各府省で旅費マニュアルを元に出張旅費の執行をされているが、各府省や下位機関に委ねられている部分は部署によって運用が異なり、下位規則の有無を含め統制が見られない。旅費決裁の電子化がなされているが、添付すべき書類、権限の委任、記載事項が従来のマニュアルと異なるので、運用にそぐわないと思われる。また、日額旅費が普通旅費を上回る事例も散見される。再度、各府省の申し合わせでマニュアルの改正、要すれば法改正を含めて検討してほしい。	解説は現在のマニュアルを元に各部署ごとに委ねられており、統制がなされていない部分がある。運用中の決裁電子化にあわせて、マニュアルを改善し、国費の適正な執行、事務の効率化、各府省の統制を図るべき。	個人	内閣官房財務省デジタル庁	旅費業務の見直しについては、旅費業務に係るトータルコストを縮減する観点から、事務処理の合理化や、各府省においてばらつきがあったルールの統一を図るとともに、それらを反映した旅費等内部管理業務共通システム(以下「SEABIS」という。)の改善を目的として、平成28年7月に「旅費業務の効率化に向けた改善計画」(以下「計画」という。)が取りまとめられました。この計画に基づき、旅費業務の処理方法を定めた旅費業務に関する標準マニュアル(以下「標準マニュアル」という。)を平成28年12月に改定し、平成29年4月から、各府省において標準マニュアルに基づき運用を開始され、また、SEABISの改修も逐次行われたところです。また、日額旅費の標準的な取扱い(減額調整方法等)についても、標準マニュアルに基づき各府省において運用されております。	国家公務員等の旅費に関する法律	対応	平成28年の標準マニュアルの改定以降も、旅費業務の実態調査等を通して、継続的に改善を検討しており、令和2年12月には、精算決裁時における添付書類の電子画像による取扱いの取扱い、国家公務員等の旅費支給規程における別添様式(旅行命令・依頼書、旅費請求書)における押印欄の廃止など、所定の改定を行っているところです。引き続き、SEABISの改修も含め、旅費業務の見直しに取り組んでまいります。	
1030	令和3年8月27日	令和3年11月4日	政府統計のローデータがSQLにて公開する	政府統計全般のローデータを(個人情報保護の処理を行ったうえで)SQLサーバにて公開し、広く国民がSQLを利用してデータにアクセスできるようにする。	現在の政府統計は形式がバラバラであるが、もしこれを仮にCSV等の形式としてe-Statで公開することを定めただけでは、結局中に格納する方法や書き方は省庁によってバラバラになる可能性が高く、機械による可読性が保証されない。そのため、例えばデジタル庁(仮)が政府統計用のSQLサーバを設立し、各府省で行う統計について、そのローデータ(個人情報保護の処理は行ったうえで)を世界標準に照らして合理的な方法で統一して格納するようすれば、不合理なデータ形式での格納が排除され、かつ、広く国民が自由に新たな統計データを作成することができるようにし、文化および経済活動に貢献できると思われる。また、SQLサーバにてデータの格納方法を先に定めれば、各府省において個別に公開様式を検討する手間もなくなるため、ここにおいても合理性があると考える。	個人	総務省	統計を作成するために用いられる調査票情報(ローデータ)については、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれていることが少なくありません。正確な統計を作成するためには、これらの秘密も含めて真実の内容を収集する必要がありますことから、統計法は、統計調査に従事する者等に守秘義務を課し、統計制度に対する国民の信頼を確保しているところであり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供されることとなります。なお、統計の作成又は統計的研究として、相当の公益性を有するものを行う場合には、情報保護の規制の適用を受けた上で、調査票情報の提供を受けることができる場合がありますので、御参考までに申し上げます。別件、統計表(結果表)については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、政府の統計データについては、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械読取可能な形式などで掲載、特に利用性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するとされています。総務省は、これまで統一されていなかった登録データの整備に必要となる考え方等について、「統計データの整備に係る基本方針」で統一し、各府省で合意したところです。今後、上記について具体化したガイドラインを定めることとなり、データの登録を促進していくことを予定しております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1033	令和3年9月2日	令和3年11月4日	土地の現状に関する主にか公的機関に関する情報(登記に関する地図(公図)、国土地理院の地図、道路管理者の道路に関する地図、下水道事業者の管理する下水道の位置図など)を、様々な組織が管理する情報を統合して管理すべき(縦割りの解消)	土地の権利の確認は、まず登記記録の確認から始まる。公図は不整合のものが大変多く、実際の土地との位置関係が分かりにくいので、市販の地図などと照合しながら情報を補完作業を行うことになる。道路、しかし、各筆の情報の確認は大変難しいことがある。道路管理者がデータを有していることが多く、そのデータを印刷しただけでは精度不足である。また、道路を除いて地積測量図を管理しているわけではないので精度不足である。そして、土地収用法に基づく裁決による使用権は、登記されないことから、道路管理者の道路に関する地図に存在自体が分かりにくく、事業者を探して裁決書の情報を確認する必要がある。この裁決使用権の情報も入手が難しい。現状把握が難しい場合、過去に遡る必要があるが、閉鎖公園が役に立たないことは多く、旧土地台帳附属地図や過去の換地処分図を探索する必要も出て来る。これは保管された場所にとり着くに大変時間がかかる。土地については様々な課題が後送りされており、解決に向けて様々な役所や組織が管理する情報を統合すべきである。その中で縦割り110番に提案すべき内容とする。提案が実現した場合、地盤調査を進捗させること、不法占有された公有地の状況を把握すること、未確定である境界の状態を確認すること、登記されない権利情報を確認すること、所有者不明土地の把握と権利者情報の収集、古い資料の撤廃防止などに役立つ。未確定の境界は多くあり、不法占有された公有地も都市部にも多くある。このために地籍調査が進捗しないことがある。時間をかけても地籍調査を進めるのであれば、現段階から情報をできるだけ集めて整理することは必要と考える。	土地の現状に関して主に公的機関に関する情報(登記に関する地図(公図)、国土地理院の地図、道路管理者の道路に関する地図、下水道事業者の管理する下水道の位置図など)を、様々な組織が管理する情報を統合して管理すべき(縦割りの解消)	個人	国土交通省法務省	【法務省】各官署において、所管する制度等に応じ、必要な情報を保有しているものと承知しています。【国土交通省】<国土地理院の地図><国土地理院の地図(電子国土基本図)>は、我が国の国土を統一した規格で表した、様々な地図のベースとなる地図であり、測量法第27条第2項に基づきインターネットでも一般の利用に供されています。<道路管理者の道路に関する地図><道路管理者の道路に関する地図>については、道路法第28条に基づき各道路管理者がその管理する道路の台帳を調製し、保管することとなっております。<下水道台帳>下水道台帳については、下水道法第23条において、各下水道管理者が台帳を調製し、保管することとなっております。また、下水道台帳もデジタル化の取組を進めております。<登記簿に記載されない裁決使用権に関する情報>土地収用法第47条第2項に基づき、都道府県に置かれる収用委員会が収用又は使用の裁決を行います。また、同法第66条第3項に基づき、裁決書は、収用委員会が起草者、土地所有者及び関係人に送達することとなり、その性質上、それ以外の者に送達してはしません。<換地図><換地図>国土地区画整理法施行規則第12条第1項に規定する換地図は、土地地区画整理法第84条第1項に基づき、事業施行期間中は旅行者が事務所に備え付けておかなければならないこととなります。また、同法第107条第2項に基づき、旅行者は、換地図の公告があった場合においては、土地地区画整理事業の施行により生じた施行地区内の土地の変動について、登記を申請し、又は囑託しなければならないこととされています。この場合、土地地区画整理登記令第4条第2項第1号により換地計画を証する情報として換地図も併せて登記所に提供することとなります。	測量法第27条第2項、道路法第28条、土地収用法第47条の2第1項、第66条第3項、下水道法第23条、土地地区画整理法第84条第1項及び第107条第2項、土地地区画整理登記令第4条第2項第1号並びに土地地区画整理法施行規則第12条第1項	対応不可	【法務省】制度の現状欄に記載のとおり、各官署において所管する制度等に依りて当該制度に係る法令の規定に基づき、必要な種類の情報を保有、公開しているものであり、法務局・地方方法務局においては、不動産登記法(平成16年法律第123号)等に基づき、不動産登記情報、地図、地図に準ずる図面、地積測量図等を保有するとともにその内容を証明書等として発行しています。【国土交通省】<国土地理院の地図><国土地理院の地図(電子国土基本図)>はインターネットでも一般の利用に供されていますが、土地の権利に係る情報は記載されていません。<道路管理者の道路に関する地図><道路台帳の管理については、制度の現状欄に記載のとおりです。なお、道路台帳の図面のデジタル化については各道路管理者が必要に応じて取り組みを進めております。<下水道台帳>制度の現状欄に記載のとおり、下水道台帳については、「下水道台帳管理システム標準仕様案」・導入の手引き」の改定をするなど、引き続き、台帳電子化の推進に向けて取り組んでまいります。<登記簿に記載されない裁決使用権に関する情報>裁決書の情報は国で保有していますが、各都道府県において適切に管理されているものと承知しています。<換地図>換地図は、換地処分を行うために作成されるものであり、事業期間中は事務所に備え付けて、利害関係者は閲覧又は謄写の請求を行うことができます。また、事業期間終了後の換地図については利害関係を有する部分に限り、一定期間、登記所での閲覧が可能です。	
1034	令和3年9月2日	令和3年11月4日	建設工事・建設コンサルタント等の入札資格審査申請書の様式見直し	建設工事及び建設コンサルタント等の入札資格審査申請書について、いわゆる方眼紙EXCELのため入力に大変手間がかかっています。地方整備局等の申請は電子化されましたが、四国では紙申請の自治体が多く、それらは国交省統一様式を準用し、さらに自治体ごとに細かな変更を行っているため、コピー&ペーストでの作成が困難でコストと時間がかかります。国の申請ではあまり使われなくなった申請書様式ですが、国が変えてくれないと地方自治体も変えてくれません。従って、国交省の様式の方眼紙EXCEL廃止を是非ご検討ください。また、毎回プラットフォームにして提出するのは、資源保護の点でも疑問があります。また明確な理由なく証明書の原本を求めると自治体もありません。これらにかかるコストは営業経費として上乗せせざるを得ず、ひいては行政コストの膨張につながっています。電子化の推進及び、当面の措置として、国交省統一様式における、いわゆる方眼紙EXCELの廃止を切にお願い申し上げます。ただし、電子化については国のASPをベースとしたものを地方自治体でも使えるような仕組みが良いと思いますが、項目の変更ができません。システムで入力できる項目を自治体独自で「入力しないといけない」と要領書で説明しているなど使いにくい面もあるようですので、入力項目の追加削除文字数などが変更しやすいものか求められているように感じます。	建設工事及び建設コンサルタント等の入札資格審査申請書におけるいわゆる方眼紙EXCELの廃止。地方の入札資格審査の電子化推進。紙ファイルに載している提出する償書の見直し。明確な理由のない証明書類原本添付の見直し	個人	総務省国土交通省	「国交省統一様式」というものはございません。地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映を促して参ります。	